新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する
本市の対応の記録

（令和２年１月26日～令和５年５月７日）

令 和 ６ 年 ５ 月

生　　駒　　市

この資料は、本市が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に際し、どんな取り組みを、なぜ、どのように実施していったのかを取りまとめて記録したものです。

本市が行った個々の取り組みの詳細だけでなく、本市がいわゆる「コロナ禍」にどのように立ち向かったのかの全体像も俯瞰できるものとなっています。

将来、このような感染症の流行が再び起きた時には本資料が、貴重な前例の記録として参考になると思います。

職員各位においては本資料が存在していることを記憶にとどめ、しっかりと保存・継承し、新しい取り組み、備えを進めていってください。

令和６年５月10日

【　目　次　】

【本資料について】 6

第Ⅰ章　本市における感染拡大の推移 7

第Ⅱ章　本市の対処体制 8

1　警戒本部の設置 8

2　対策本部体制への移行 9

3　タスクフォースの編成 9

4　ワクチンチームの編成 9

5　自宅待機者・自宅療養者支援センター設置、買い物支援チームの編成 10

6　臨時給付金チームの設置 10

7　緊急事態宣言発令への対応 11

第Ⅲ章　各種給付金の給付の取り組み（事業者等に対する給付を除く） 12

1　政府の施策に基づき実施したもの 12

2　市独自の取り組みとして実施したもの 12

第Ⅳ章　ワクチン接種の取り組み 14

1　概要 14

2　事前準備 14

3　予約受付の実施 15

4　接種の実施 16

５　接種実績 17

第Ⅴ章　ワクチン接種以外の感染拡大防止対策 18

１　全般 18

２　感染拡大緊急警報等の発令・発表 19

３　職員及び来庁者（庁舎及び出先施設）等の感染防止対策 19

（1）　報告体制の確立と出勤制限基準の明示等 19

（2）　感染者の早期発見・非感染者の出勤確保のための措置 20

（3）　職員の勤務体制の変更 21

（4）　職員に対する各種行動の自粛等の指導 21

（5）　庁舎（各出先施設を含む）内の感染予防措置 22

（6）　会議・出張等の制限 24

（7）　イベント等の制限 25

（8）　オンライン・電話対応等の活用による感染リスクの回避 25

４　学校、幼保こども園等 26

（1）　休園・休校等の措置 26

（2）　感染防止用資材の配布・配置等 28

（3）　職員及び児童・生徒の管理 28

（4）　園児・児童・生徒の活動制限等 28

（5）　入学・入園及び卒業・卒園式の取り扱い 29

（6） その他の関連措置 29
５ 一般市民及び事業者 29
（1） 各施設の利用制限等 29
（2） 相談窓口の設置 31
（3） 在宅療養者等支援 31
（4） 事業者への働きかけ等 32
（5） その他 34
第Ⅵ章 その他の本市が実施した主要な取り組み 36
１ 救急・医療・検査の体制確保及び提供 36
（1） 専属救急隊の編成及び専用救急車の運用等 36
（2） メディカルセンターの対応 37
（3） 市立病院における対応 38
（4） 地域外来検査センターの設置 39
（5） 自宅療養者に対する医療提供体制の強化 39
２ 市民生活・子育て支援等 39
（1） 生活支援相談等 39
（2） 給食費無償化等 39
（3） 水道料金の減免 40
（4） 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の減免に関する周知 40

(5)　生理用品の配布 40
3　事業者等支援 40
(1)　市内の中小企業・個人事業主全般を対象とした支援 40
(2)　飲食・物販店及び観光事業者・宿泊施設事業者等への支援 42
(3)　介護事業者に対する支援 44
(4)　休日夜間応急診療所（メディカルいこま）に対する支援 45
(5)　給食関連事業者に対する支援 45
(6)　水道料金の減免 45
(7)　創業支援・創業誘致 45
4　雇用の確保 45
5　教育・スポーツ振興施策 46
(1)　オンライン教室の推進等 46
(2)　学習指導員の配置による個別指導の実施 47
(3)　市内総合型地域スポーツクラブ活動への支援 47
6　市民活動の再開促進等 47
(1)　集団資源回収補助金の増額 47
(2)　生涯学習施設の利用料減免の継続 47
7　広報・情報発信 47
(1)　メディアを通じた情報発信 47

(2)　生駒市公式サイトへの関連情報の掲載 47
(3)　チラシ・ポスターの作成・配布 48
(4)　広報紙への掲載 48
(5)　感染者発生情報や死亡者発生情報の発信等 48
(6)　公式ＬＩＮＥの開設 49
(7)　外国人向けの情報の発信 49
(8)　広報車による街宣広報の実施等 49
(9)　市長メッセージの発信 49
８　その他 49
(1)　県への働きかけ（要望書の提出） 49
(2)　指定避難施設の感染防止対策 50
(3)　ふるさと納税における措置 51
(4)　市民からの物資の寄付の受付と活用 51
(5)　人権擁護の取り組み 51
(6)　理事者の給与の減額 52
第Ⅶ章　総括及び今後の取り組み 53
１　新型コロナウイルス感染症への対応に要した経費 53
２　総括 53
３　今後に向けて 53

【本資料について】

本資料は、主として本市の職員に対し、「生駒市新型インフルエンザ等対策行動計画」等の計画の見直しや、将来における類似の感染症の流行への対応の際に参考となる資料を提供することを目的として作成した。

記述の対象とする期間は、政府が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の国内での流行開始に伴い官邸対策室を設置した令和2年1月26日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類に分類変更（以下、「５類への移行」と表記）され対策本部を廃止した令和5年5月7日までの間とし、5月8日以降も継続した取り組みについてはその旨を記載した。

作成に当たっては先ず令和5年4月下旬に、それまで実施してきた様々な取り組み等について各課等で実績をとりまとめた資料（以下、「実績まとめ」と表記）を作成し、この「実績まとめ」や対策本部会議等の資料、本市プレスリリース等を基礎として、必要により当時の各担当者から聞き取りを行い、あるいは追加の細部資料の提供を受けてこれを補完し取りまとめた。

取りまとめは当時の危機管理監が、関係職員多数の協力のもとに実施した。

取りまとめに当たっては、単に実施した事項やその実績を列挙するのではなく、それぞれの取り組みを行った背景や経緯についても努めて記述した。

また本市の取り組みの多くには、政府の交付金「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しており、令和4年度の交付金についてはその用途の範囲が「物価高騰対策」にまで拡大されたため、本市においてもその趣旨に沿った取り組みも併せて実施した。

しかし「物価高騰」は新型コロナウイルス感染症にではなく、国際紛争や為替変動に起因するものであることが明らかであるため、物価高騰対策を目的とする取り組みについては記載を省略した。

第Ⅰ章　本市における感染拡大の推移

本市における最初の患者発生（市民の感染）は、令和 2 年 3 月下旬に米国から帰国した家族が 4 月上旬に順次陽性と判明した事例であった。

これ以前に、3 月上旬に市内事業所で従業員から陽性者が発生していた。当該従業員は本市在住者でなく、また、2 月に集団感染が発生した大阪市内のライブハウスで感染者と接触し発症したものであった。

以降、令和 4 年 9 月 27 日までに 20,989 名の市民の感染が確認され、令和 5 年 5 月 7 日までに推計で 32,484 人の市民が感染した。

また、最初の死亡事例は令和 2 年 10 月 30 日に発生し、以降、令和 4 年 9 月 27 日までに 30 名の方の死去が確認された。

尚、これらは県が発表したものを基に集計したものであるが、令和 4 年 9 月 28 日以降は新規感染者数の増大に伴い、新規感染者情報等の発表からか感染者の居住市町村の情報が削除されたため、それまでの県全体の感染者に占める本市感染者の割合（約 9.3%）を基に、県全体の新規感染者数から本市の新規感染者数を推計したものである。

資料Ⅰ「生駒市における新規感染者発生状況の推移」

第Ⅱ章　本市の対処体制

1　警戒本部の設置

令和 2 年 1 月 26 日、政府が官邸対策室を設置していたことを受け、「新型コロナ感染症対策事務局連絡会議」（以下「連絡会議」と表記）を設置し、第 1 回連絡会議の開催を準備していたところ、同月 28 日、県内における感染者の発生が判明し県が対策本部を設置したことを受け、翌 29 日に急遽、生駒市新型コロナウイルス感染症警戒本部（以下「警戒本部」と表記）を設置した。

これらの組織は、「生駒市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」と表記）に準拠し構成した。

【連絡会議の構成】（下線部は行動計画と異なる部分）

議長	危機管理監
副議長	健康課長、防災安全課長
委員	広報広聴課、地域医療課、教育総務課、商工観光課、環境保全課（各課長）

【警戒本部の組織構成】

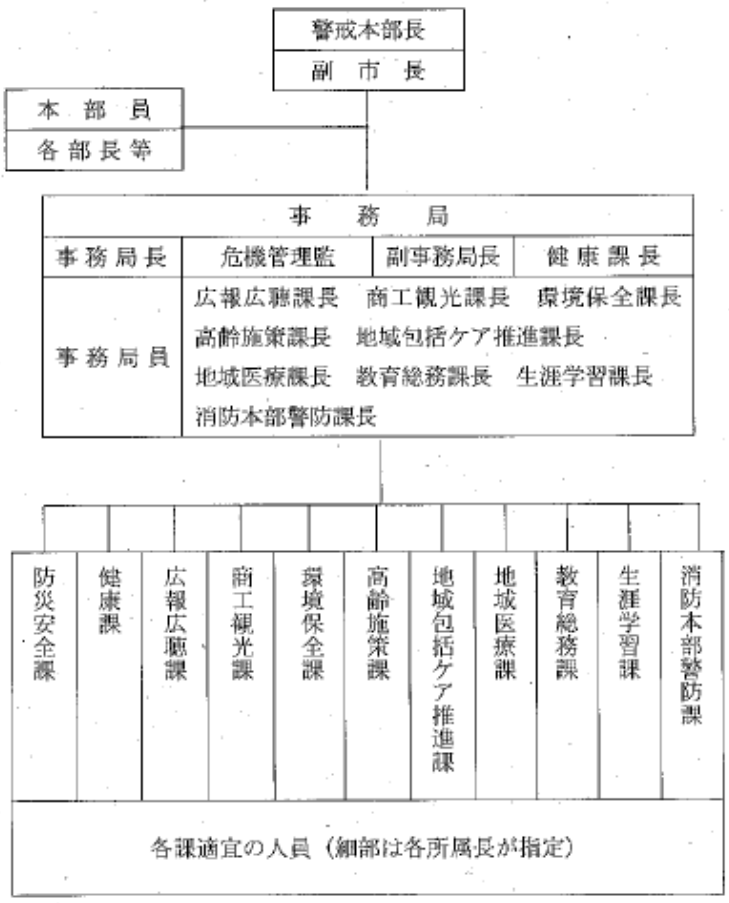

2　対策本部体制への移行

令和 2 年 2 月 27 日に開催された政府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、小・中・高等学校及び特別支援学校における 3 月 2 日から春季休業の開始日までの全国一斉の臨時休業を要請する方針が発表されたことを受け、翌 28 日に「生駒市新型コロナウイルス感染症対策本部」（以降、「対策本部」と表記）を設置した。

資料Ⅱ－１「対策本部体制構成図」

3　タスクフォースの編成

当初は行動計画に基づく組織構成の対策本部体制で対応していたが、市民の生活や事業者に対する支援をより円滑に実施していくため、取り組み別のタスクフォース・タスクチームを対策本部の各部とは別に編成した体制に移行した。

新たな取り組みの実施や取り組みの終了に合わせて、このタスクフォース・タスクチームは随時再編されながら、令和 5 年 5 月 7 日に対策本部が廃止されるまでの間、継続して各種取り組みを行った。

資料Ⅱ－２「生駒市新型コロナウイルス感染症対策本部特命タスクフォース構成図」

4　ワクチンチームの編成

政府によるワクチンの確保の見通しが明らかになったことから、令和 2 年 10 月 23 日付け厚生労働省健康局長通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」が発出され、同年 12 月 18 日に「第 1 回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」が開催された。

同説明会において、「接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保が必要」であることが示され、健康課のみではワクチン接種事業の実施が困難であったことから、専属チームの結成を検討。令和 3 年 1 月 4 日付けで、庁内各課から集成した職員 5 名により、福祉健康部健康課内に「ワクチン接種チーム」を結成した。

当該チームはワクチン接種に向けての準備を進めていたが、接種開始に伴い事務量が増大したことから、令和 3 年 4 月 1 日付けで課長級、課長補佐級及びシステム担当職員の 3 名を増員した。

令和 3 年 4 月 30 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」が発出され、65 歳以上の 2 回目接種を 7 月末までに完了するという方針が国から示されたことを受け、副市長が直轄し福祉健康部長・市長公室長・総務部長が補佐する形で、「ワクチン接種推進本部」を設置し、ワクチン接種推進の強化を図った。

また、人員の増強も行い、事務職 5 名、保健師 1 名、広報担当 1 名、窓口担当 2 名

（再任用職員）の 9 名を増員した。

その後も速やかな接種の推進のため、市民体育館において大規模接種（6/23～29、7/14～20 のうち 10 日間）を実施するにあたり、職員 8 名から成る大規模接種チームを新たに結成し、医療従事者の雇用、会場運営及びバス運行に従事した。

更に接種の実施間は、会場毎に責任者となる管理職職員と、接種者・接種順序の調整等の応援のため職員 1 名（平日）～2 名（休日）、会場内で薬剤の準備等を行う保健師職員 2 名を全庁的に調整して交代で勤務させた。

尚、ワクチン接種業務の人材を確保するため、政府が医師・看護師以外の医療従事者や救急救命士による接種を認めることにしたことを受け、令和 3 年 7 月に県による救急救命士等に対する筋肉内注射実技研修が行われ、これに消防部局より 6 名の救急救命士が参加して研修を修了したが、本市においては接種に必要な医療従事者が問題なく確保できたため、実際に救急救命士を接種に従事させることはなかった。

当該チームはワクチンの集団接種の縮小～終了に伴い、最終的には健康課内の課課長を長とする職員 4 名からなる「ワクチン接種業務担当」にまで体制を順次縮小し、対策本部廃止後も存続した。

資料Ⅱ―３「ワクチンチーム編成表」

５　自宅待機者・自宅療養者支援センター設置、買い物支援チームの編成

自宅療養者に対する買い物支援や感染防止対策用品の提供及びパルスオキシメーターの貸出を行うに当たり、支援の受付や各種相談への対応のため、令和 3 年 3 月 22 日から健康課内に、職員 3 名よりなる「自宅待機者・自宅療養者支援センター」を設置した。

当該センターは感染者数の減少等により配置人数は減少するなどしたが、令和 5 年 5 月 8 日の５類への移行までの間、支援を継続した。

買い出し、配送等は当初、土木部特命班（建設部及び都市整備部の各課）により実施していたが、令和 4 年 3 月からはシルバー人材センターに委託した。

６　臨時給付金チームの設置

政府事業である特別定額給付金や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業等（細部次章参照）の実施のため、正職員 4 名（最大時。うち 3 名は兼務発令による他部署からの増員）、会計年度職員 2 名（新規雇用）からなる専門のチームを生活支援課に設置し、業務の迅速な推進を図った。

尚、子育て世帯への臨時特別給付金やひとり親世帯への臨時特別給付金等、あるいは本市独自施策として実施した子育て世帯に対する給付金事業の実施のため、担当するこども総務課にはその都度、正職員 1 名の増員（兼務発令）を行った。

7　緊急事態宣言発令への対応

全都道府県を対象とする緊急事態宣言が発令された令和2年4月16日から5月14日までの間、休日間における市民等からの各種問い合わせへの対応と、県との連携の維持、感染者情報等への初動対応等のため、閉庁日においても一部職員を勤務させ、必要な対応ができる体制を維持した。

資料Ⅱ－４「新型コロナウイルス対策本部１号警戒配備」

第Ⅲ章　各種給付金の給付の取り組み（事業者等に対する給付を除く）

1　政府の施策に基づき実施したもの

① 特別定額給付金
② 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）
③ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
④ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
⑤ 子育て世帯への臨時特別給付金
⑥ ひとり親世帯への臨時特別給付金
⑦ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
⑧ 子育て世帯生活支援特別給付金

資料Ⅲ「政府の各種給付金事業の実施実績」

尚、①及び④の給付金に関する問い合わせに対応するため、当該事業の実施期間中、業者に委託契約して、専用のコールセンターを開設した。

2　市独自の取り組みとして実施したもの

(1)　妊婦への特別給付金

令和 2 年 4 月 28 日時点で妊娠中の方（440 人）に対し、令和 2 年 8 月から 11 月の間に、一人当たり 5 万円を支給した。

(2)　医療従事者等応援特別給付金

市内の医療機関等 164 箇所の 3,272 人の医療従事者等に対して、1 人当たり 1 万円を、（市長からの感謝のメッセージカードを添えて）令和 3 年 7 月から 11 月の間に支給した。詳細は以下のとおり。

施　設	病　院	診療所	助産所	歯科医院	訪問看護
施設数	6 施設	85 施設	1 施設	56 施設	16 施設
人数	1,962 人	830 人	1 人	343 人	136 人

(3)　子育て世帯に対する給付金

ア　臨時特別給付金

児童扶養手当対象児童に限定して、政府の施策である「子育て世帯への臨時特別給付金」（前項⑤）に上乗せする形で 876 人に対し一人当たり 1 万円を、令和 2 年 6 月から 12 月の間に給付した。

イ　子育て世帯応援給付金

政府の施策である「子育て世帯への臨時特別給付金」（前項⑤）に上乗せする形で、児童手当対象児童 16,576 人に対し 1 人当たり 1 万円を、令和 2 年 9 月から 3 年 3 月の間に給付した。

ウ　子育て世帯への臨時特別給付金（市独自分）

政府の施策である「子育て世帯への臨時特別給付金」（前項⑤）の給付対象の範囲を拡大する形で、（給付対象にならなかった）特例給付対象児童 3,479 人に対し、一人当たり 10 万円を、令和 4 年 2 月から令和 4 年 4 月の間に支給した。

第Ⅳ章　ワクチン接種の取り組み

1　概要

新型コロナウイルスのまん延防止を図るため、市町村が実施主体となりワクチン接種の体制整備を行い、希望する市民へ接種を実施した。

令和3年2月17日から予防接種法附則第7条の特例規定に基づく接種が開始され、本市においては令和3年3月8日から、まず医療従事者への接種を先行実施。

その後、同年4月19日から、65歳以上の高齢者向けの接種を85歳以上から段階的に開始し、7月中旬からは65歳以下の接種も開始した。

国の方針のもと、接種対象者、接種回数やワクチン種類を拡大し、対策本部を廃止後も特例臨時接種が終了となる令和6年3月31日まで接種を継続した。

2　事前準備

(1)　令和3年1月から医師会と協議し、市内医療機関における接種への協力を依頼するとともに、個別接種の実施と集団接種実施への協力に関し協議を進め、配送されたワクチンを受け入れるための超低温冷凍庫（ディープフリーザー）の配置を調整した。

(2)　ワクチン接種記録の管理のため健康管理システムを改修し、国が構築したワクチン接種記録システム（VRS）と接続するとともに、新たにインターネット接種予約のためのシステムを導入した。

(3)　当初、令和3年3月5日までに65歳以上の接種券を準備するようにとの国からの指示に基づき、業者に委託して印刷したが、同封の案内チラシの納品スケジュールの関係上、封入作業は職員で実施。4月1日以降、1回・2回の接種分を合わせて、85歳以上から年代別に郵送を開始した。

(4)　ワクチン接種コールセンターを業者に委託して令和3年3月下旬に開設し、電話による予約の受付の他、接種に関連する市民からの様々な問い合わせや相談に対応できるよう準備した。

コールセンターは規模を縮小しつつ、令和6年1月末まで継続した。

(5)　本市で集団接種を実施するに当たり、接種を行う看護師32名を令和3年3月から4月1日に公募により確保（接種の可否の判断等を担当する医師は市医師会が協力）するとともに、接種会場の設営や接種者の誘導等は、イベント等の会場設営・運営を手掛ける事業者と委託契約した。

(6)　医療従事者の先行接種に救急隊員等の職員も対象となったため、接種対象者（希望者）の取り纏め等を実施した。

(7)　集団接種のため会場運営マニュアルを作成するとともに、令和3年4月25日に接種に関係する医師・看護師、職員、会場運営の委託事業者が参加して、集団接種

会場運営のシミュレーション（実施会場での予行による検証）をコミュニティセンターで行い、会場配置や実施手順の確認・問題点の洗い出しと修正を実施して、集団接種の円滑な実施を図った。

この際、関係者と協議して、高齢者がなるべく動かなくてよい接種方法などの工夫を行った。

3　予約受付の実施

接種検討の発送区分順に、令和 3 年 4 月 7 日から先ず 85 歳以上の予約受付を開始したが、インターネットと電話（コールセンター30 回線、市役所大会議室 30 回線）で予約受付を行ったところ、想定を大幅に超える電話予約が短時間に集中し、ほとんど電話がつながらない状態が継続的に発生した。（同様の混乱が全国的に生起した。）

この事態を受け、市独自の取り組みとして、65 歳以上の予約受付については、申込ハガキの提出のあった接種希望者に対して、市が接種日時と接種場所を指定する「日時指定型」に変更し、これによって高齢者の円滑な予約受付を推進することができた。

4 月 1 日に接種券を発送した 85 歳以上（5,600 人）と、4 月 8 日に発送した 75～84 歳（13,000 人）に対して、4 月 15 日に予約中止のお知らせをハガキで送付。65～74 歳（17,000 人）に対して、4 月 15 日に接種券発送を 5 月に延期するお知らせをハガキで送付した後、4 月 21 日に 85 歳以上へ「日時指定型」に変更する旨のお知らせと申込ハガキを送付し、5 月 18 日に 75～84 歳へ送付した。

65～74 歳の予約方法は、インターネット又はハガキ申込による日時指定型との併用とし、5 月 28 日に接種券と日時指定型のお知らせを送付し、インターネット予約受付を 6 月 16 日より開始した。

その後インターネットによる受付が増大していったことを受け、64 歳以下（16 歳以上）については再びインターネットと電話による予約に復帰し、7 月 1 日に接種券を発送、7 月 20 日に受付を開始したが、当初の予約枠は短時間で埋まってしまい、ワクチンの供給状況に応じて予約枠を逐次追加していった。

尚、64 歳以下でも基礎疾患保有者については優先して接種を進めるため、6 月 14 日より申請の受付を行った。

その後、政府の接種対象範囲の拡大を受け、15 歳から 12 歳を対象に 7 月 28 日に接種券を発送するとともに、毎月新たに 12 歳を迎えた子どもを対象に接種券を追加発送し、順次予約を受け付けた。

これ以降も、政府より示された追加接種の周期に合わせ、3 回目以降の接種券を、各接種者の接種日に応じて逐次送付し、インターネットと電話で予約を受け付けた。

また、65 歳以上の予約受付はインターネットと電話と併せてハガキ申込による「日時指定型」を継続し、令和 5 年 5 月 8 日開始の「令和 5 年春開始接種」以降は、75 歳以上の予約受付について「日時指定型」も選択可能とした。

４　接種の実施

令和 3 年 4 月 19 日に、個別接種を先ず市立病院で開始し、その後に市内の 4 病院（白庭病院、阪奈中央病院、近畿大学奈良病院）と約 30 箇所の診療所で、5 月下旬から 6 月上旬にかけて接種を開始した。

この際、各医療機関における個別接種の実施を促進するため、市独自の施策として、通常診療とは別態勢（人員・ワクチン管理等）を確保するための経費を接種協力金として市内接種医療機関に補助した。

これとは別に集団接種を 5 月 15 日から土日に 3 か所の会場（各コミュニティセンター）で実施し、個別接種と合わせて 11,500 回／月の接種能力を確保した。

資料Ⅳ－１「集団接種会場レイアウト」

また政府からの指示により、令和 3 年 6 月から 7 月にかけて、市内の各高齢者施設 25 施設でも入所者に対する接種を実施するため、マニュアルを作成・配布するとともに医師の確保等を行った。

その後、政府が「65 歳以上の高齢者の 2 回目接種を 7 月末までに完了させる」との方針を立て、ワクチンの供給量も増加していったことから、市立病院での接種を段階的に拡大するとともに、1 病院（倉病院）が接種に参加。また土日の集団接種を拡大するのに先立ち、市独自の取り組みとして医師・看護師を公募し、5 月上旬から 6 月上旬に医師 26 名と看護師 27 名の協力を得て体制を強化して 6 月 9 日から平日にも 2 箇所（コミュニティセンター及び北コミュニティセンター）で接種を行い、更に 6 月初旬から中旬に看護師 45 名を追加公募・採用して市民体育館において大規模接種会場（6/23～29、7/14～20 のうち 10 日間）を開設し、7 月末までに 65 歳以上の 2 回接種を概ね完了した。

この間、混乱を避けるため郵送予約を導入したことや、医師・看護師の公募、大規模接種の実施などの取り組みが功を奏し、接種率は県平均を超え、安全かつ迅速な接種を実施することができた。

資料Ⅳ－２「大規模接種会場レイアウト」

尚、集団接種実施の間、集団接種会場でワクチン接種により副反応を発症した接種者への対応に万全を期すため、消防本部に接種会場及び日程等を共有し、救急搬送体制を整えた。（実際に搬送が必要な事態は発生しなかった。）

その後、国からのワクチン供給量が減少したことから、接種を一部縮小（阪奈中央病院と近畿大学奈良病院は接種を終了。市立病院と倉病院は接種実施日を縮小。集団接種はコミュニティセンターの 1 箇所のみに縮小。）しつつ接種を継続し、10 月末までに 12 歳以上の全人口の 8 割以上の接種完了を目指したが、64 歳以下の接種率の伸び悩みが見られた。

このため広報啓発活動を強化するとともに、9 月中旬から集団接種の時間帯を、平

日は仕事や学校が終わってから接種をしやすい時間帯（16 時から 20 時）に変更し、10 月下旬には目標を達成することができた。

尚この間に政府より、いわゆる「エッセンシャルワーカー」については 64 歳以下であっても優先して接種を進めるよう通知があったことを受け、集団接種会場等で接種当日に接種予定者に欠員が生じた場合には急遽、市職員を調整して接種させ、薬剤の有効活用と接種目標の早期達成を図った。

その後、政府の 3 回目追加接種方針決定を受け、令和 3 年 12 月中旬から近畿大学奈良病院と市立病院で医療従事者に先行接種し、令和 4 年 1 月中旬以降、市立病院と各診療所で個別接種を開始し、2 月から白庭病院と倉病院が逐次接種に加わった。また 1 月下旬から集団接種を、各コミュニティセンターのうち 1 箇所で、会場を変えながら実施した。

これ以降も追加の接種が実施されることになったことを受け、同様の体制で接種を推進したが、接種時期が徐々に個人毎に分散していったことから、接種はほぼ継続して行われることとなり、集団接種もコミュニティセンター1 箇所に固定して継続して実施した。

5　接種実績

資料Ⅳ―３「ワクチン接種実績まとめ」

第Ⅴ章　ワクチン接種以外の感染拡大防止対策

1　全般

本市行動計画は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画）と表記）及び「奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」と表記）に基づいて作成されている。

これらの計画では、「新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なる」（政府行動計画 p24「Ⅱ―７．発生段階」）として、各段階における対策の目的や実施すべき主要な対策や具体的措置等が計画され、また「国全体での発生段階の移行については（中略）政府対策本部が決定する」「地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ（中略）地域における発生段階を定め、その移行については（中略）都道府県が判断する」「国、地方公共団体、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する」（同）とされていた。

しかしながら新型コロナウイルス感染症の流行に関しては、「現在がどの段階に該当するのか」「県はどの段階にあるのか」を政府や県から示されることはなく、本計画に基づく本格的な対処は実施できなかった。（一部を当初の間に参考とした程度）

これに替わって政府対策本部からはその都度、「基本的対処方針」や「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等」（以下「催し物等の制限」と表記）といったものが発表・通知されるとともに、令和 2 年 8 月からは各都道府県の感染状況を「ステージ」で、令和 3 年 11 月からは「レベル」で分類区分するとして、それぞれの判断に用いる指標や判断基準とともに、各レベルやステージにおいて実施すべき対策等の基準が提示された。そしてこれらに基づき各都道府県の感染状況が評価されて、緊急事態宣言が発令され、それに伴う措置の内容と対象区域・期間が決定される、あるいは「まん延防止重点措置」の適用が区域・期間を指定して決定された。

これに対して県は、「ステージ」や「レベル」を適用した県内の感染状況の判断を行わず、また、これに替わる判断・評価を示すこともほぼなかった。

またこれらの評価基準に照らせば、感染状況に関する様々な指標が緊急事態宣言やまん延防止重点措置の発令対象となる水準を大幅に超過する状況も発生したが、（令和 2 年 4 月 16 日に発表され 5 月 14 日まで継続された全都道府県に対する緊急事態宣言を除き）奈良県あるいは本市を含む地域がその対象として指定されることはなかった。

このため本市としては市内の感染者の新規発生状況等を確認しながら、感染拡大が先行し、かつ本市がそのベットタウンとしての特性も有している大阪及び京都における状況を考慮して、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の内容やこれら地域の対応を参考としつつ、当初は全く独自に、その後は「ステージ」や

「レベル」を県の公表する指標を基に本市に適用して感染状況を独自評価し、これらにおいて実施すべき対策の基準を参考にして必要な措置を検討し実施していった。

また、新型コロナウイルス感染症についてその感染の特性が把握されていくに伴い、政府から感染防止に関する様々な基準や参考資料が提供され、また「業種別ガイドライン」が作成されたことを受け、本市が独自に検討・実施した対策を、徐々にこれらの内容に整合させるよう変更していった。

2　感染拡大緊急警報等の発令・発表

感染第4波の令和3年4月、本市を含む県内においても新規感染者の発生数が急増し、当時政府が「緊急事態宣言の検討が必要」としていた「ステージⅣ」の水準を大幅に超過する事態が発生した。

しかしながら県は前号のとおり、政府の「ステージ」区分を適用しておらず、緊急事態宣言やそれに関連する措置も適用されなかったことから、ゴールデンウィークを控え、本市として独自の「感染拡大緊急警報」を発令するとともに、市で実施可能な範囲で必要な措置を講じた。（これを受け、県も「緊急対処措置」を実施した。）

当該措置は、近隣府県に対する「緊急事態宣言」の発令を受け、6月中旬まで期間を延長し実施した。

これ以降も同様な経緯で、「感染拡大緊急警報」を第5波の令和3年8月から9月、第6波の令和4年1月から3月にも発令・発表した。

資料Ⅴ―1「感染拡大緊急警報の発表と関連措置等」

第7波以降についてもそれまで以上の感染の拡大状況となったが、政府の対策強化に関する判断基準の変更（「ステージ」区分による判断から、医療逼迫の状況により重点を置いた「レベル」区分への変更）や県の医療提供体制の強化により、新たな感染拡大緊急警報の発令が必要と判断される状況は生起しなかった。

3　職員及び来庁者（庁舎及び出先施設）等の感染防止対策

(1)　報告体制の確立と出勤制限基準の明示等

ア　「速報基準」の設定等

庁内での感染拡大を封じ込めるため、職員又はその同居家族が感染を確認された、感染者との接触があった、あるいはこれらが疑われる状況が発生した場合、速やかに報告・通報することを徹底した。

資料Ⅴ―2ａ「新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した場合の速報要領基準」

当該基準については、指定管理事業者についてもこれに準拠して報告するよう促した。

またこの際、発症が確認された職員の接触者に部外者が含まれ、感染の恐れ

があった場合には、当該部外者に対して個別に連絡し、さらなる感染の拡大を防止した。

その後、第６波による感染の急拡大により、保健所における積極的疫学調査が滞り始めたことを受け、これに協力して濃厚接触者等の指定が迅速に行われるよう、各所属で当該職員の行動履歴や接触者リストを速やかに作成・準備し、所管保健所からの問いあわせの際に提供することとした。

尚、当該資料の保健所への提供は、保健所による積極的疫学調査の停止に伴い中止し、以降は内部における自主的な濃厚接触者の特定に使用した。

資料Ⅴ―２ｂ「「濃厚接触疑い者」及び「濃厚接触疑い者との周辺接触者」の自主的な特定の基準について」

イ　職員の出勤停止の範囲及び期間の明確化

「ア」の場合において、保健所が自宅待機を指示している基準を確認し、これに準じる形で、出勤を停止するべき職員の範囲と期間を明示した。（指定管理事業者についても、これに準じて自宅待機措置を行うよう求めた。）

資料Ⅴ－３「新型コロナウイルス感染拡大防止のための職員の出勤制限範囲及び期間の取り扱いについて」

尚、厚生労働省から感染者や濃厚接触者の指定基準や自宅待機期間の基準等が変更されるのに合わせて、これらの内容を逐次修正して対応した。

ウ　休暇取得等人事上の取り扱いの明確化

「ア」及び「イ」に関連し、これらに該当する場合、あるいは休校休園等により子どもを家庭で養育する必要から出勤困難となった場合に職員が安心して申し出て自宅待機するよう、病気休暇や特別休暇とすることと明確化した。

資料Ⅴ―４ａ「出勤停止に係る勤務関係について」

資料Ⅴ―４ｂ「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休暇等の取扱いについて」

(2)　感染者の早期発見・非感染者の出勤確保のための措置

ア　健康観察表

当初は消防本部のみが令和２年３月１日から出勤時に体温測定を実施していたが、緊急事態宣言の発令を受け令和２年５月２日から各職員に対し、登庁前の自己健康チェックの実施とチェック表への結果の毎日の記入を義務付け、各所属長にはチェック表の確認を義務付けることで、新規感染者の発症を早期把握できるようにした。

イ　非接触型体温計の配置

来庁者の感染の早期発見も兼ね、ハンディー式の非接触型体温計を令和２年６月から順次配備するとともに、令和３年５月からは庁舎及び出先施設の各入口に体温検知カメラも設置した。（体温検知カメラは令和５年３月末で撤去）

ウ　抗原検査キットの調達及び使用

政府が市販の抗原検査キットの使用による濃厚接触者の自宅待機期間を短縮することを明らかにしたことを受け、令和4年1月から人事課、消防本部及び健康課で抗原検査キットを購入し、濃厚接触者が発生する都度、当該職員にキットを渡して自己検査させ（消防では救急救命士が検査を実施）、自宅待機期間を短縮した。

尚、本施策の実施に当たって、各部2名程度の職員を事前に「検査管理者」に指定し、総務省の動画配信による研修を受講させ、各職員は「検査管理者の指導を受けつつ検査を実施するものとした。（消防を除く。）

(3)　職員の勤務体制の変更

令和2年2月19日の政府専門家会議で時差出勤とテレワークの推進が提唱されたのを受け、通勤時の混雑した公共交通機関の利用による感染を回避するため、職員に先ず既にあった時差出勤制度の活用を推奨するとともに、隣接府県への緊急事態宣言の発令を受けて令和2年4月に新たにテレワークの制度を定め、特に妊娠中の職員や既往症のある職員については感染した場合に重症化する可能性があることから、各所属における特段の配慮を行うこととした。

この際やむを得ず、当初は自宅にパソコンを保有している職員のみがテレワークを実施するものとし、令和2年6月議会における補正予算の成立を受けて7月からテレワーク用の専用パソコン（30式）の準備を始めたが、世界的な半導体・パソコンの供給不足により調達が遅れ、調達の完了した令和3年1月から専用パソコンを各課に配分して、その他の職員にもテレワーク制度の活用を促した。

また第1波で特に全国に緊急事態宣言が発令された間（令和2年4月16日～5月14日）においては、庁内の職員の密度を下げる観点から、4月27日から一部の部署（新型コロナ対応業務を行っている部署及び市民生活の安定に不可欠な消防、水道、ごみ収集等を行う部署）以外では、2交代出勤制での勤務も実施するとともに、一部の部署では、半数の職員を会議室等で勤務させる分散配置を行った。（この間、職員の時差出勤及び出勤者削減に伴い、本庁・水道事業事務所・市民サービスコーナーの各窓口業務時間を短縮し、10:00～16:00とした。）

時差出勤及びテレワークの利用実績は以下の通り。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
時差出勤利用職員数	54人	129人	102人
テレワーク実施職員数	391人	140人	54人
備考：人数は当該制度を1日以上利用した職員数（人・日数ではない）			

(4)　職員に対する各種行動の自粛等の指導

全職員に対し多人数・長時間の会食は避けること、飲食店は感染防止対策が実施されていることを示す公的な表示が掲示されている店舗を選ぶこと、大阪など感染

拡大が著しい地域にはできるだけ出かけず、やむを得ない場合でも感染リスクの高い場所・時間帯は避けること等を繰り返し周知した。

特に令和2年4月から5月に関しては外出の自粛を促すとともに、県下・近隣府県に非常事態宣言やまん延防止重点措置が発令・適用されている間、年末・年始及び本市が「感染拡大緊急警報」を発表している時期については、会食、職員間の飲酒を伴う歓送迎会や懇親会等も自粛や縮小等を促した。

更に昼食時においても黙食に心がけるとともに、互いに十分に間隔をあけ、あるいは時間をずらして食事する等の対策を徹底した。

(5)　庁舎（各出先施設を含む）内の感染予防措置

ア　間隔保持措置

庁舎内等の待合場所について、隣接府県への緊急事態宣言発令を受けて令和2年4月14日から椅子の配置間隔をあける、長椅子では1人ずつ間隔を開けるよう椅子に表示を置く措置を行った。

庁舎内等のエレベーターについても、なるべく四隅に立つよう注意書きを設置した。

各図書館については閲覧用の机についても椅子の撤去や配置の調整を行った。

その後、令和4年7月に庁舎内の特定のフロアで課をまたいで感染が広がる事例が発生し、机の配置や仕事中・仕事外での接触の有無にかかわらず順次職員が感染したことから、喫煙所や昼休みの洗面所での歯磨き時の密集状態による感染が強く疑われたため、このことについても職員に注意喚起を行った。

イ　アクリル板の設置・配置

令和2年10月から庁舎及び各施設の全窓口にアクリル板の衝立210枚（本庁舎の数で、各出先もそれぞれ購入・設置）購入・設置し、飛沫による感染拡大の防止を図った。(4月からそれまでの間はビニールシート等で応急措置を実施)

また各職員の事務机の間、特別会議室やその他の会議室にもアクリル板衝立120枚（同）を配置し、必要に応じ使用した。

これらは5類への移行が明らかになった後の、令和5年3月末まで使用した。（主要窓口の他、希望者の机のアクリル板は５類への移行後も引き続き使用）

ウ　椅子・机の消毒、庁舎内共用部分の消毒

清掃を委託している事業者に依頼して、手すり・ドアノブ・洗面所の蛇口回り・エレベーターのボタン・待合の椅子等、トイレの便座等について、令和2年4月から清掃に合わせて毎日、消毒を行うようにした。

また、各施設や庁内各課等にも消毒液を配布し、毎日カウンター等の消毒を行わせた。

庁舎の各会議室等についても、使用後は机・椅子、職員が触れた箇所の消毒液での拭き掃除を行うことを義務付けた。

感染者の発生が確認された場合には、当該職員の勤務場所等の消毒を確実に実施させ、感染の拡大の防止に努めた。

エ　手指消毒液

令和 2 年 2 月から手指消毒液を庁舎及び各施設入り口に（3 年 5 月からは体温検知カメラと併せて）配置し、登庁時・来庁時等における手指消毒の実施を呼びかけるとともに、各課窓口や各洗面所にも配置して、手指消毒の励行を促した。

オ　マスク着用の徹底

当初は（令和 2 年 2 月 28 日から）窓口対応の職員にのみマスク着用を義務付けていたが、4 月 14 日から全職員に対し勤務中のマスクの常時着用を義務付けた。（消防は独自に 3 月 1 日から全職員にマスク着用を義務付け）

この際、聴覚障がい者に対応する場合は例外として、その後にマスクを外しフェイスシールドやアクリル板等で感染を防止することとした。

また来庁者に対しても、当初は咳症状がみられる場合にのみマスク着用を促すとしていたが、4 月 14 日からは全来庁者にマスク着用を促した。（マスクを着けていない来庁者に渡すためのマスクを各窓口に準備）

この一律のマスク着用を求める措置は、政府が令和 5 年 3 月 13 日から「マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本」としたことを受け終了したが、職員等は

- 重症化リスクの高い市民と直接接する業務を行う場合
- 複数人で公用車を利用する場合
- 風邪症状がある場合
- 来庁者からマスクの着用を求められた場合
- マスクを着用しなければ､十分な感染対策をとることができないと所属長が判断する場合

には引き続きマスクを着用するものとし、市役所及び各施設の来庁者に対しても、発熱や咳症状が認められるなど特に必要な時には引き続きマスクの着用をお願いするものとした。（メディカル及び市立病院は除く。）

この対応は、５類への移行まで継続した。

カ　換気保持措置

庁舎及び各施設において、冷房・暖房の実施中も含め、窓やドアを 2 方向以上で常時開放、または頻繁に（30 分に 1 回以上）開閉し、換気を維持することを徹底した。

車両を利用する際も、複数人で乗車する場合は各窓を十分開放するとともに、エアコンは換気モードで使用するよう周知した。

また、政府から二酸化炭素濃度計の使用が推奨されたことを受け、令和 3 年 5 月から各会議室に Co2 センサーを配置し、換気状況の確認に利用した。

キ　図書を介した感染の防止のための機材の設置

令和 2 年 12 月から各図書館に図書用の除菌機を設置して来館者に供し、図書館を利用する市民の不安の払拭を図った。（同機材は対策本部廃止後も引き続き使用）

ク　施設設備の改修等

手洗い時の感染防止及び換気の確保等のため、生涯学習施設 5 施設のトイレ・洗面所水栓の非接触型への交換、コミュニティセンターの窓の改修、北コミュニティセンターの窓が開閉できない小ホールの空調機の強化を、令和 3 年～4 年度に実施した。

また市内の体育施設 2 施設について、屋内でスポーツ活動を行う利用者の（マスクの着用等による）熱中症リスクの軽減を図るため、令和 3 年 3 月にスポットクーラー各 4 台を設置した。

ケ　当直勤務者の仮眠室の感染対策（消防）

消防署本署においては、当直勤務者の仮眠室について、郡山保健所に助言・指導を受け間仕切り等を行い、感染防止対策を行った。なお、南・北分署にあっては個室であり、個別に感染防止に努めることとした。

コ　勤務体制の変化や感染リスクの軽減に対応する庁内情報流通基盤の整備

テレワーク、分散勤務等の柔軟な勤務体制に対応するとともに、簡易的な電子決裁などを備えたグループウェア及び文書管理･電子決済システムを全職員に向けて整備して、業務に伴う感染リスクの軽減を図った。（当該システムは本部体制終了後も使用を継続）

(6)　会議・出張等の制限

令和 2 年 4 月 16 日に発表され 5 月 14 日まで継続された全都道府県に対する緊急事態宣言を受けて、部外者が参加する会議等は、法令や条例等で開催が定められている協議会や審査会、少人数で実施できる委員会等を除き、原則中止または延期とした。

それ以前及び緊急事態宣言解除後は、感染者が増加している都道府県から事業者等を本市へ招く会議や会合、打ち合わせ等は極力、電話やオンラインでの参加あるいは文書送達での協議などを活用し、やむを得ず対面形式で実施する場合は「３密」を徹底排除することとした。

また、感染が拡大している同地域へ職員が出張する際も同様とし、研修派遣についても開催される地域や感染予防策を勘案した上で、その時点で真に必要なものに限り実施することとした。

このような対応は、市民の新型コロナウイルスワクチンの 2 回目接種の目標達成や、政府事務連絡「催し物等の制限」において各種イベントの開催制限が緩和されるとともに必要な感染防止対策が明示されていったことを受け、令和 3 年 10 月か

らは、オンラインでの参加も活用しつつ、必要な感染防止対策が実施できるものは原則的に開催することとした。

これらに伴い、オンラインでの会議等に対応できるよう、庁舎地下1階の旧厨房を改修してオンライン会議スペースとして2～6人用ブース4箇所、1人用ブース3箇所を整備（令和5年2月3日運用開始）するとともに、Web会議等に用いるタブレット端末16式、会議用の大型・中型ディスプレイ計17台を導入した。

(7) イベント等の制限

令和2年2月18日の政府対策本部会議で大規模イベントの延期・中止等の検討を要請する内容が発表され、20日に厚生労働大臣から「各主催者が感染防止の観点から開催の必要性を検討してほしい」旨のメッセージが発生られたことを受け、当初は中止・延期の影響が少ないもの、及び不特定多数の来場があり十分な間隔が取れないなど適切な感染防止対策の実施が困難なイベントのみを中止・延期していたが、令和2年4月16日に発表され5月14日まで継続された全都道府県に対する緊急事態宣言を受けて、本市が主催する各種イベント等（各種講座や「○○教室」といったものも含む）に関し、会議・出張等の制限と同様に原則、開催を中止または延期とした。

これ以降、「緊急事態宣言（措置）」や「まん延防止重点措置」の適用を受けなかったが、大阪及び京都における感染拡大が波及しやすいベットタウンとしての特性を考慮し、これら地域における対処を参考としつつ、市が主催する各種イベントについては緊急事態宣言解除後の当初の間（第５波の頃まで）、「真にこの期間内に開催する必要性が高いもの、中止や延期の影響の大きいものに限り実施する」「（但し）ＷＥＢ等で開催可能なものは、努めてこの方式を活用して実施する」を基本方針とし、ＷＥＢ以外で開催する場合は、政府事務連絡「催し物等の制限」の内容等を参考として、規模の上限の設定や間隔の保持、参加者の特定・記録、大声での発生の禁止、会場での飲食の禁止（飲食を伴う催しの中止）等、必要な感染拡大防止措置を講じるものとした。

これに伴い、生涯学習施設5施設（各コミュニティセンター、たけまるホール及び図書会館）について、インターネット配信設備を各一式整備した。

これら感染拡大防止対策や規模の上限等は、政府事務連絡「催し物等の制限」の改定に合わせて逐次修正した。

また市民に対しても、本市の考え方を参考に、各種の集まりや催し物の実施の可否や感染拡大防止対策の実施を検討していただくよう促した。

資料Ｖ－５ａ「新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応方針（抜粋）」（令和2年3月27日付）

資料Ｖ―５ｂ「イベント等対応方針（10月1日）」（令和3年10月1日付）

(8) オンライン・電話対応等の活用による感染リスクの回避

ア　妊産婦オンライン相談窓口の新設

保健師やマタニティコンシェルジュが、Web 会議アプリを活用して、妊娠出産や育児､栄養といった相談に幅広く応じる窓口を､令和 2 年 7 月下旬に開設した。

当該窓口は、本市対策本部の廃止以降も継続して運用している。

イ　オンラインによる特定保健指導の実施

生活習慣病やメタボリックシンドローム対策である特定保健指導にアプリを活用して、初回面接をテレビ通話で、継続支援をチャットで行う方式での指導を令和 2 年 10 月から開始した。

本方式での指導も、本市対策本部の廃止以降も継続して実施している。

ウ　電話による法律相談

市役所で弁護士が実施している法律相談を、全国の都道府県に緊急事態宣言が発令されていた期間や本市の感染拡大緊急警報発令期間中は、対面による相談は行わず電話による相談のみとした。

尚、それ以外の期間も対面での相談は、ドアを開けて二方向の換気を維持し、アクリル板衝立越し・マスク着用を条件に実施した。

エ　クラウド型の事業者支援システムの導入

事業者サポート給付金事業（第 6 章第 3 項 1 号「ウ」を参照）の実施に伴い、クラウド方式による電子申請システムを導入し､事業者の申請手続きの簡素化と職員の審査業務の効率化による事業者への支援実施までの期間短縮とともに､申請時の来庁による感染リスクの回避を図れるようにした。

電子申請システムは、当該事業終了後も継続して使用している。

4　学校、幼保こども園等

(1)　休園・休校等の措置

令和 2 年 2 月 27 日に開催された政府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、小・中・高等学校及び特別支援学校における 3 月 2 日から春季休業の開始日までの全国一斉の臨時休業を要請する方針が発表されたことを受け、(3 月 2 日に予定されていた卒業式を実施した後）3 月 3 日から、学校及び幼稚園・こども園の休校・休園の措置を行った。

その後、4 月 16 日に奈良県を含む全都道府県に緊急事態宣言が発令されたことを受けて休校・休園を延長し、奈良県への宣言が解除後も隣接都府県等での感染状況を考慮して、5 月 31 日まで休校・休園を継続した。(小中学校については 5 月 20 日から、週 1 回を基準にクラス毎に登校日を設け限定的な登校を開始）

6 月 1 日からは各学校及び幼稚園を再開したが、施設内での児童・生徒の密度を下げるため及び給食時における感染を避けるため、学校については 6 月 17 日まで１／２ずつ交互の登校を実施し、幼稚園は 6 月 17 日まで分散保育（各組を 15～20

人程度に分割し施設内の別室で保育)を行い､特に 6 月 8 日までは半日保育とした。

この間、保育所は原則自宅保育とし、一定職種（医療・看護職のほか、国が定める国民の日常生活の保持に必要な業種として定められている業種、いわゆる「エッセンシャルワーク」）に従事する家庭の園児のうち保育にかけるケースに限定し、申請受付を経て受入れた。

また学童保育についても 3 月 3 日から休校となったことを受け、同様に自宅保育のお願いをしながら、十分な間隔を確保するため学校施設（多目的室、図書室等）も活用して保育場所の分散を行い、消毒や換気などの感染対策を徹底して、一定職種の家庭の児童に限定した 1 日保育を実施し、5 月 20 日からは指定登校日に登校した児童、6 月 1 日からは交互登校した児童と段階的に受け入れを拡大し、6 月 17 日から通常の受け入れに復帰した。

以降、感染園児・児童・生徒や職員の発生に伴い、保健所と協議して感染の疑いのある対象を特定して登校園を停止とするとともに、その都度必要な範囲で保健所による PCR 検査を実施して感染者の範囲に特定に努めて感染拡大を防止し、それでも新規感染者の発生が抑え込めず「クラスタ」の発生が疑われる場合は、保健所と協議してクラスや学年、やむを得ない場合には園・学校全体での臨時休業等を実施した。

令和 3 年 8 月～9 月の第５波の際には、市内における新規感染者の急増、医療提供体制の逼迫、10 台以下の若年層を中心とした感染の拡大等の情況から、夏休み明けの 8 月 25 日から 9 月 30 日の間、小・中学校について午前中までの登校として給食なしで下校、以降自宅等でオンライン授業とする対処を行った。

これを受けてこの間の学童保育についても、それまでの保育児童についてできる限り自宅保育のお願いをしながら、通常時の下校時刻までは学校で教職員が預かり、その後、学童保育を通常通り実施する対応を行ったが、その際その他の児童についても、以下の条件に該当する場合に限り新たに受け入れる特別措置を行った。

- 保護者が一定職種（エッセンシャルワーク）に従事している家庭の児童
- ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な家庭の児童
- 突発的な介護や育児、疾病・ケガ等の特別な事情により保育できない児童

尚、第６波からは保健所が対応しきれなくなったことから、学校・幼稚園については（保健所とではなく）県教育委員会と協議して休業の要否と範囲を決定することとなった。

またこれらの措置により授業時間が不足することとなったため、令和 2 年度は夏休みを短縮して事業時間の不足を補うとともに、令和 2 年 8 月からは臨時の教員を採用して各小中学校に 1 名（計 20 名）を増員し、感染等により欠席して授業の理解に遅れを生じた児童生徒の個別指導に対応した。（これに伴い、本来夏休みであった酷暑期にも給食の調理を行うこととなったため、調理員の労働環境の改善と熱

中症予防対策として、給食センターへのスポットクーラーとウオータークーラーの設置も実施した。）

(2)　感染防止用資材の配布・配置等

令和 2 年 4 月から各学校、市立の幼稚園・保育所・こども園に対し手指消毒液、使い捨て手袋、サージカルマスク、ハンドソープ等の消耗品の他、非接触型体温計や空気清浄機等の感染防止用の備品を配備した。

(3)　職員及び児童・生徒の管理

教職員・保育士等に対しても、前項（第３号及び７号を除く）を適用し、職場での感染拡大防止の防止・抑制を図った。

園児・児童・生徒に対しても同様な対応（第６号を除く。また園児のマスクの着用は、乳児以外に対し「できる範囲で」）を求めた。

(4)　園児・児童・生徒の活動制限等

ア　座席配置等

児童生徒一人一人の席の間隔を空けるとともに給食時やグループ学習時における配席の変更（数名が机を対面で密集させる、いわゆる「グループ配席」）を禁止して正面を向けた配席に固定し、飛沫感染の防止に努めた。

イ　音楽・体育・部活動

近距離で大声を出す合唱や密集しての楽器の吹奏、児童生徒が直接接触する種目や至近距離で対峙する種目・練習、声援の実施等を制限した。

また特に部活動においては、政府が小中学校の全国一斉臨時休業を要請した令和 2 年 3 月 2 日から 6 月 16 日までは休止し、以降も他府県特に感染拡大地域の学校との練習試合や合同練習・遠征（公式大会への参加を除く）、合宿練習も自粛した。その後、第 1 回感染拡大緊急警報発令からは、県内外を問わず他校との合同練習や試合を中止していたが、県内各校の動向を見て令和 4 年 4 月 4 日から段階的に制限を緩和し、4 年 8 月 4 日に制限を解除して各校判断とした。

更に感染拡大緊急警報発令期間は部活動の時間を制限したが、第 3 回目は時期的特性から、公式大会参加の予定がある場合を除き練習を自粛する期間を置いた。

尚、特に体育（部活動を含む）については、文科省及び県教育委員会からの事務連絡等に基づき、熱中症予防の観点から運動中のマスクの着用を緩和していたが、結果としてこれが原因と疑われる集団感染も発生した。

ウ　遠足・校外研修・修学旅行

感染の急増が予想される時期・感染拡大地域・人ごみの多い感染リスクの高い場所・時間帯・公共交通機関の利用を避けて、なるべく近い場所を行先とするとともに、中学校の修学旅行については日数を短縮する等の措置を行い、これら行事に伴う感染の拡大の防止に努めた。

エ　運動会

通常の感染防止策以外に、直接園児児童生徒が接触する種目を避ける、参観者の範囲・人数を制限する、従来実施してきた会場での昼食を避ける等の措置を行った。

(5) 入学・入園及び卒業・卒園式の取り扱い

令和 3 年～5 年の 3・4 月に実施したこれらの式典については通常の感染防止対策のほか、特に来賓及び在校・在園生の参加を取りやめ、保護者の参加人数も制限（2 名まで）し、校歌・園歌の斉唱も「静聴」（録音されている歌をスピーカーで流す）に変えて開催した。

(6) その他の関連措置

ア 令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月の間、登園を自粛し保育の提供がなされなかった 0～2 歳児の保育料及び 3～5 歳児並びに市立こども園の２号認定児の給食費の還付を、公立保育所 4 園 私立保育所等 23 園を対象に実施した。

イ 学童保育についても、放課後児童クラブが臨時休業した場合や欠席させた場合の利用料の返還を、公設民営 27 学童・民設民営 5 学童（2 年度は 6 学童）に国の補助金（臨時交付金「子ども・子育て支援交付金」）を利用して行い、令和 2 年 4 月から令和 5 年 3 月までの間実施した。

また同補助金を活用して、学校の臨時休業に対し、通常であれば授業が行われているはずの時間帯から学童保育を受け入れて対応した。（公設民営 27 学童・民設民営 5 学童）。

５ 一般市民及び事業者

(1) 各施設の利用制限等

ア 緊急事態宣言発令に伴う閉館・休業等

奈良県を含む全国に緊急事態宣言が発令されたのは令和 2 年 4 月 16 日からであったが、これに先立ち 4 月 7 日に大阪府及び兵庫県を含む 7 都府県に緊急事態宣言が発令されたことを受け、本市は対象地域に指定された大阪の通勤・生活圏であり、また奈良県内でも連日新たな感染者が発表されていて本格的な感染拡大の波及が懸念されたことから 4 月 11 日から各施設の営業を縮小し、16 日に奈良県を含む全都道府県に対象範囲が拡大されてからは、県の要請に従い各施設の閉館等の措置を宣言解除まで実施した。

資料Ⅴ―６「緊急事態宣言発令時の各施設の対応」

イ 県外居住者の利用制限

緊急事態宣言終了後は、順次各施設の閉館措置等を解除したが、隣接する大阪府や京都府等他府県では警報発令が継続しており、公共施設の閉館等も継続されていて、感染が拡大している他地域の住民が本市施設を利用することにより本市への感染拡大の波及を加速することが懸念されたことから、生涯学習施設やスポ

ーツ施設の県外居住者による施設利用を制限した。

具体的には施設利用の予約受付等の際、他府県住民の利用申し込みをお断りするとともに、併せて各施設のホームページ等で県外からの来場・施設利用を控えるよう呼びかけを行った。

これらの措置は、以降も大阪府や京都府に対する緊急事態宣言（措置）やまん延防止重点措置の発令時、あるいは本市が「感染拡大緊急警報」を発表している期間においても実施した。

ウ　その他の利用制限等

当初の間、施設内での飲食、大声の発声、来場者・参加者相互の距離が確保できない、及びこれらを伴う催し物や活動（懇親会や試食を伴う料理教室、合唱や詩吟、ソーシャルダンス、カラオケ等）の施設での実施を制限するとともに、サウナや休憩室の利用制限等を行った。

また、第３項５号の感染防止措置を各施設で実施し、飲食の制限に伴い施設内のレストラン（生駒山麓公園）やカフェ（花のまちづくりセンター）の営業も一時休止する措置を行った後、テイクアウトや屋外での飲食のみの営業形態に移行した他、政府事務連絡「催し物等の制限」の内容に準拠して間隔の保持、各施設の貸室等の利用上限人数の制限（定員の１／２）、参加者の特定・記録、入退場時の混雑防止措置、イベント等の終了時刻の制限等の措置を行った。（利用上限人数の制限は、政府の基準緩和後も独自判断で令和 5 年 3 月まで継続）

各図書館においては館内における閲覧等による感染拡大を防止するため、感染が特に拡大した時期（令和 2 年 3 月 4 日～6 月 18 日と令和 3 年 5 月 7 日～6 月 20 日）については閲覧用書架にある雑誌・新聞の最新号を撤去するとともに、隣接府県に緊急事態宣言が発令されていた時期（令和 2 年 4 月 11 日～26 日及び同年 5 月 9 日～19 日）については図書室内立ち入り禁止とし、事前予約による図書の貸し出しと返却の受け取りのみを玄関ホールで行った。（ゴールデンウィーク期間中の 4 月 27 日から 5 月 7 日は完全休業措置）

特に駅前図書室については、大阪方面に通勤・通学する市民が、その帰宅途中でそのまま立ち寄ることが多いことから、大阪府における緊急事態宣言やまん延防止重点措置の発令等を考慮して、令和 2 年 4 月 11 日～6 月 30 日及び令和 3 年 4 月 20 日～9 月 30 日の間、閉館時刻を繰り上げて夜間の営業を中止し、駅前図書室利用に伴う市民への感染拡大の回避を図った。（第 6 波では市内も大阪と同程度に感染が拡大していたことから、夜間の営業の中止は行わなかった。）

その後、政府の指導により各業界団体が「業種別ガイドライン」を作成・公表したことを受け、その内容も感染拡大防止対策の参考とした。

これら感染拡大防止対策は、感染の拡大状況や医療提供体制の情況も考慮しつつ、政府事務連絡「催し物等の制限」及び「業種別ガイドライン」の改定に合わ

せて逐次強化、あるいは段階的に緩和して、施設利用に伴う市民への感染拡大の防止に努めた。

尚、各施設の貸室等の利用者上限人数の制限（定員の１／２）に伴い、施設使用料の１／２減額措置を実施（これに伴い令和 5 年 3 月末の措置終了まで、施設使用料の減免分として合計約 5,762 万円を指定管理者に補填）するとともに、スポーツ施設において無観客での利用を促進するため、令和 4 年 4 月から試合状況の動画撮影用のＡＩカメラをレンタルし、計 14 団体に貸し出した。

(2)　相談窓口の設置

本市における感染発生の公表以降、市民からの新型コロナウイルス感染症に関する各種相談・問い合わせが増大し始め、県が専用の相談ダイヤルが開設したことを受け、これを市民に周知したものの市への相談・問い合わせが続いたことから、全都道府県に緊急事態宣言が発令されたことを機に専用ダイヤルを開設し、閉庁日を含め市民からの相談・問い合わせに対応した。（平日 8:30～17:15、土日祝日 9:00～17:45）

専用ダイヤルは緊急事態宣言の解除に伴い一旦は終了したが、以降も対策本部宛の相談・問い合わせが多数あったことから、次号の「在宅療養者支援」の開始に伴い、その受付に専用ダイヤルを兼ねさせる形で再度開設し、対策本部の廃止まで運用して 1,000 件以上の電話に対応した。

この間、閉庁時間帯には、急ぎの場合は市役所代表番号に電話する旨のメッセージで応答し、警備室から健康課長に連絡し対応したが、令和 3 年 4 月～5 月の連休中に関しては、第 4 波と重なったことから平日に準じて対応した。

尚、専用ダイヤル閉鎖後も、電話相談には健康課が引き続き対応した。

(3)　在宅療養者等支援

感染者や濃厚接触者となった家族、あるいは感染した場合の治療が制限される妊産婦等が買い物等で外出しなくて済むよう、県内各市町村に先駆けて、令和 2 年 5 月から買い物代行サービスを開始した。（当初の間は申し込みがなく、実際に利用が始まったのは、以下のパルスオキシメーターの貸し出し及び二次感染防止用品の提供を開始した令和 3 年 4 月中旬から。）

また当初の間、県の分析で「県内における感染拡大の大半は家庭内感染による」とされていたこと、及び第 4 波に至り感染者の療養施設への収容の遅延が顕著になったことを受け、令和 3 年 4 月中旬からは感染者が発生した家庭に対するパルスオキシメーターの貸し出し及び二次感染防止用品（不織布マスク 50 枚、N95 マスク 5 枚、ゴム手袋 20 枚、防護用ガウン 2 着、消毒用アルコールスプレー1 本及び感染予防に関するパンフレットのセット）の提供も行った。

対策本部廃止までの実績は以下のとおり。（令和 5 年 4 月 21 日集計）

パルスオキシメーターの貸し出し	二次感染防止用品の提供	買い物代行

354 件（対策本部廃止後も継続）	946 件	209 件

これらの実施に当たり、県から入院・入所できていない新規感染者の個人情報の提供が（令和 5 年 3 月中旬以前は）全く得られなかったため、前号の専用ダイヤルを市民に周知し、申し込みを受け付けて配達した。（令和 5 年 3 月 2 日の知事記者会見で、「今後は自宅待機者・療養者への連絡・支援体制を強化し、生活支援の希望を聴取した上で、本人の承諾が得られた場合にその旨を市町村に連絡します。」としたが、以降も実際に提供があったのは 23 件に留まった。）

更に介護を行っている家族等が感染した場合、在宅介護を受けている要援護者に感染が拡大することを防ぐため、当該要介護者が協力医療機関（市内 2 病院）で療養生活を送れるよう、令和 3 年 5 月から 4 年 3 月間に準備していたが、相談・調整が数件あったものの、実際の利用には至らなかった。

(4)　事業者への働きかけ等

ア　飲食店に対する感染防止対策設備の導入補助

令和 3 年度において、県に「新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金」を申請した市内の飲食店を経営する事業者に対し、県が補助を決定した残りの自己負担分について、市内の 1 店舗当たり最大 5 万円の範囲で 76 事業者に対し補助（総額約 2,295,000 円）を行い、CO2 センサーやアクリル板衝立などの感染防止資材の購入の促進を図った。

イ　バス・タクシー事業者の感染防止対策促進

令和 2 年度、市内のタクシー事業者 4 社に対し、タクシー（福祉介護タクシーを含む）の感染防止対策に要した経費の 4/5、1 台当たり最大 1 万円を 96 台分（合計 59 万円）補助して対策を促進するとともに、対策を行った車両であることを認定するステッカーを交付して未対策車との差別化を図り、市民に利用の目安とするよう周知して、タクシー利用に伴う感染拡大の防止を図った。

令和 3 年度は対象をバス事業者にも拡大し、バスは 1 台当たり 2 万円（1 社 147 台分）、タクシーは 1 台当たり 1 万円（3 社計 84 台分）を、感染防止対策用消耗品の購入費として一律で補助し、対策の強化・継続を促した。

ウ　コミュニティバスの感染防止対策支援

令和 2 年度に、コミュニティバス（5 台）の車内抗菌コート等施工の費用を運営会社に補助し、対策を促進した。

エ　商工会議所での講演

商工会議所からの依頼を受け、事業所における感染拡大防止対策に関する講演を、令和 3 年 9 月に商工会議所常議員会参加者約 40 名に対し実施し、市内事業者の対策の見直し・強化に寄与した。

オ　私立幼稚園・こども園及び学童保育施設の感染防止対策の促進

私立保育所・認定こども園等 22 園に対し、マスク、消毒液、非接触体温計な

どの衛生用品や空気清浄機、パーティションなどの感染拡大防止のための備品購入に必要な経費を、国費により令和2年度より5年度まで毎年度、定員規模により1園当たり上限50万円の範囲で1/2の金額を補助した。

また市内の学童保育所33施設（公設民営27学童・民設民営6学童）の運営事業者に対し、県の施策により令和2年8月から3年3月までの間、感染防止用の消耗品及び備品の購入を補助した。

カ　障がい福祉サービス事業者・介護事業者等に対する感染対策支援等

(ｱ)　マスクの配分

令和2年3月にマスクの入手が困難になっていることを受け、市内の障がい福祉サービス事業者（36事業所）、介護事業者（83事業所）及び乳児院・児童養護施設（2事業所）に対し、当座の措置としてサージカルマスクをそれぞれ約1,800枚、11,520枚、300枚を配布した。（その後4月に、県からのマスクを市内介護事業者の133事業所に追加配分）

(ｲ)　感染防護資材の提供等

令和2年7月に障害福祉サービス事業者（64事業所）を訪問して感染対策状況の聞き取りを行い、その希望に応じ防護服255着、フェイスシールド255個及び消毒用アルコール81本を配布した。

その後、令和3年度には、感染対策のための物品購入費や環境整備費用、施設職員への慰労金等として、障がい福祉サービス事業者25法人に対し合計740万円の補助を行った。

一方、介護事業者については、市で医療用ガウンやフェイスシールドを購入・備蓄し、介護事業所におけるクラスタ発生時等で、緊急的に防護具等が必要な事業所へ貸与を行った。（4事業所に対し貸与を実施）

(ｳ)　国・県からの情報の提供

市内の地域密着型サービス事業所（26事業所）、居宅介護支援事業所（29事業所）、地域包括支援センター（6事業所）に対し、令和2年度から国・県の情報を継続して提供した。

(ｴ)　介護保険施設整備事業

県の助成制度を活用し、市内地域密着型サービス事業所の発熱等の症状のある利用者を一時的に隔離するための部屋に「簡易陰圧装置」を設置するための費用を、令和2年度2事業所、令和3年度1事業所に助成した。

(ｵ)　感染症対策講習会の実施

令和2年8月に訪問介護事業所（ホームヘルパー）11事業所を対象に、感染症対策に係るオンライン研修を実施した。

キ　寺社仏閣への初詣対策の要請

令和3年の初詣の混雑に伴う感染拡大を防止するため、令和2年11月27日に

宝山寺が雑踏警備を委託した事業者及び警察の担当者と、密集の緩和対策等に関する協議・調整を実施するとともに、混雑が予想されるその他の主要な寺社仏閣 2 箇所に対しても、商工観光課から文書を送付し、密集の緩和対策や業種別ガイドラインを参考とした感染対策の実施を促した。

(5) その他

ア 妊婦へのマスクの配布

令和 2 年 4 月に部外団体からサージカルマスク 11,500 枚の寄贈があったことから、市内在住の妊婦（約 500 名）に対して、令和 2 年 5 月から 5 か月間、（市が保有していた 1,000 枚を加えて）毎月 5 枚ずつマスクを郵送配布した。

イ コミュニティ活動における感染防止対策への支援

全都道府県に対する緊急事態宣言が解除された後、停止していた自治会の活動の再開を促すため、令和 2 年 8 月から 9 月の間に市内 127 自治会（全自治会）に対し、感染防護資材（マスク 6350 枚、アルコール消毒液 260 本、非接触型体温計 130 本を配布。また希望する団体にフェイスシールド 600 個）を配布した。

また、電子回覧板、Ｗｉ-Ｆｉ等のインターネット環境の整備、インターネットサイトの開設等、新たに活動のデジタル化により感染リスクの軽減に取り組む自治会に対して令和 4 年度に助成を行い、これにより 11 自治会が電子回覧板を導入し、1 自治会がＷｉ-Ｆｉ等インターネット環境を整備した。

ウ 図書館における非来館型サービスの充実

図書館の利用・来館に伴う感染リスクを避けつつ、図書の貸し出しが受けられるよう、令和 2 年 10 月から電子図書館を開設した。令和 5 年 4 月下旬の段階で 2,153 タイトルの電子書籍がそろい、1,467 人の市民が利用登録されている。

また令和 3 年 10 月からは、市内各地（集会所やショッピングセンター）に車両で図書を携行して貸し出す「出張図書館サービス」も開始した。

令和 5 年 4 月下旬までに約 800 人の利用があり、約 1,500 冊の貸出を行った。

これらサービスは好評につき、対策本部廃止後も継続して実施している。

エ 感染者等移送支援

一人暮らしの高齢者や障がい者が検査の必要が生じた際、自身で医療機関に行くことができず、ケアマネージャー等が送迎している実態があった。このことから、ケアマネージャー等の感染リスクを回避する目的で、令和 3 年度に感染防止対策を施した介護用車両 1 台を市で購入し、介護事業者に委託して医療機関への送迎を実施した。

県（保健所）が検査の必要が生じた者に対し本市が行っている感染者等移動支援の情報提供を行う形で始まったことから、公共交通機関以外の移動手段がない一般の感染者からも利用の申し込みがあり、これらも対象として送迎を行った。

その後、保健所が対応しきれなくなったことから、各ケアマネージャー及び市

内医療機関等へ事業の周知を行い、事業を行った。

令和3年7月から運用を開始し、利用実績は令和3年度36件、令和4年度23件であった。

オ　インフルエンザワクチン接種の推進

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行により、医療現場の混乱や医療提供体制への負担の増大、同時感染による重症化・死亡例の増大等が懸念されたことから、令和2年度～4年度の流行期（10月～翌年3月末）の間において、市民にインフルエンザワクチンの接種を呼びかけるとともに、特に基礎疾患保有者、妊婦、乳幼児・児童（生後6か月～小学2年）、非課税世帯の65歳以上の市民に接種費用の一部（上限2,000円）の助成を、令和2年度6,443人、3年度3,843人、4年度3,086人に対し行った。

カ　サテライトオフィス等の開設支援

大阪への通勤に伴う市民の感染及びこれに伴う市内への感染拡大を抑制するため、令和2年度9月から3年3月の間に、支援金（開設費の1/2上限50万円＋運営費の1/2上限10万円/月を5か月分）を交付するものとして本市にサテライトオフィスを新設する事業者を募集し、テレワークの利用の拡大を図った。

2つの事業者が市内にサテライトオフィスを開設した。（計123万円を交付）

キ　投票所における感染防止対策

庁舎等における通常の感染対策の他、投票用紙記入時の間隔を保持するため記載台は一つずつ空けて使用するものとし、記入用の鉛筆は来場者一人一人に消毒済みのものを準備するとともに、土足入場できない施設はロールマットを敷くことにより、鉛筆やスリッパの使いまわしによる感染の防止を図った。

また投票管理者・投票立会人及び事務従事者席の前面にはアクリル板衝立の代わりに軽易な枠組みを立ててビニールシートを張り、飛沫による感染の防止を図った。

これらの対策は、令和3年10月の衆議院議員総選挙、令和4年7月の参議院議員総選挙、令和5年4月の統一地方選挙で期日前投票所を含め実施した。

第Ⅵ章　その他の本市が実施した主要な取り組み

1　救急・医療・検査の体制確保及び提供

(1)　専属救急隊の編成及び専用救急車の運用等

ア　編成及び運用開始の経緯

令和 2 年 2 月 4 日付けで消防庁より「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」が発出され、その中で新型コロナウイルス感染症患者（疑似症患者を含む）の移送は保健所の業務であるが、各消防機関はこれに協力すべき旨が示された。

これに先立ち既に 1 月 29 日には、郡山保健所から要請を受け、感染が疑われる傷病者の市内医療機関から市外医療機関への転院搬送を本市消防が実際に行っていた。

これらのことに加え、近隣他府県等における感染者の発生動向から本市においても今後、新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者（感染者含む）の救急搬送が増加することが予想されたことから、令和 2 年 4 月 15 日から消防本部において救急車 1 台を感染が疑われる傷病者の救急搬送専用とするとともに、同 27 日までに志願者から要員を指定して「特別救急搬送専属隊」（以下「専属隊」と表記）を編成した。

イ　専属隊の体制

消防署員 34 名から 9 名ずつを指定し、3 名 3 交代で勤務させ、任期は概ね 1 箇月とした。

ウ　専属隊の感染防止対策

感染防護対策キット（タイベックス防護衣、感染防止ゴーグル、N95 マスク、手袋、シューズカバー等のセット）600 セット、感染防止着 3,050 着、N95 マスク 3,400 枚、手袋 12,500 枚、シューズカバー1,100 足などを購入し令和 2 年 8 月から隊員に使用（マスクについては、搬送する傷病者にも状況により使用）させるとともに、専用救急車自体についても、消防本部（本署）の紫外線殺菌室に配置して、隊員等への二次感染を防止した。

また併せて冷感ベスト 18 着（全救急隊員分）も導入し、専属隊員の夏季におけるマスクや防護衣等の着用に伴う熱中症リスクの軽減を図った。

その後、感染症患者搬送装置（アイソレーター）1 台を購入して、令和 2 年 9 月 15 日から専用救急車に積載して運用し対策を強化した。

更にこれらの他、令和 2 年 4 月から 5 月の間、感染の疑われる傷病者を専属救急隊員が搬送した後に家族に感染を拡散させるリスクを軽減するため、生駒山麓公園野外活動センターのロッジを宿泊場所として確保して活用するとともに、5 月からは、併せて隊員の家族に感染者または感染疑いが発生して家庭内での隔離

ができない隊員も宿泊できるよう、北分署の３階を宿泊場所として開放し、署員の出勤の確保と隊員の（出動後に家族に感染させる懸念による）ストレスの軽減に努めた。

エ　受け入れ困難事案発生回避の取り組み

令和 4 年 1 月からの第 6 波以降では、それまでを大幅に上回り爆発的に感染が拡大して、全国的に搬送困難事案が多発する状況が発生した。

県内においても保健所による搬送先の調整が滞る状況が見られることになったため、必要により本市消防側で市内の関係医療機関に抗原検査を含むトリアージの実施を依頼するとともに、受け入れ先の調整も行った結果、救急搬送困難事案を専属隊総搬送件数のうち 11 件（1.9%）にとどめることができた。

オ　専属隊以外の救急隊員の感染症対策

「ア」の N95 マスク等は必要により専属隊以外の隊員にも使用させるとともに、内部にウイルス等の拡散防止のため隔壁を設置するとともに濃度計付きオゾン発生器を積載する等の感染症対策を施した「感染症対応高規格救急自動車」を令和 3 年度に南分署、4 年度に本署にそれぞれ 1 台整備し、新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者（感染者含む）の救急搬送事案が多発した場合に備えた。

カ　運用実績

感染が疑われる傷病者（感染者含む）の救急件数が減少したことから令和 2 年 7 月 1 日から同月 7 日までの間、及び 3 年 12 月 1 日から 4 年 1 月 6 日までの 44 日間は、専属隊の運用を一時休止した。（専用救急車は必要により運用）

令和 5 年 5 月 7 日の 5 類移行までの本市消防における新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者（感染者を含む）の搬送実績は 592 名であり、うち 585 名（陽性者 448 名）を専属隊が搬送した。

(2)　メディカルセンターの対応

ア　患者受け入れに関する市立病院と連携

本市市民への感染が確認されたことを受け、令和 2 年 4 月から休日夜間応急診療所と生駒市立病院間で、新型コロナ感染症疑い患者の受入について連携（患者の後送～受入れ）を開始した。

イ　発熱外来の設置

令和 2 年 11 月からは、救急処置室及び屋外テントに発熱外来を開設し、診療時間を区切って内科・小児科を交互に運営するとともに、必要な検査キットを確保し、診察時間帯のいつでも検査可能な体制を維持して感染疑いのある来所者全員に対する検査実施を継続（ピーク時の令和 4 年 8 月には月間 881 件の検査を実施）し、市民の速やかな受診・検査と不安解消に努めた。

メディカルセンターは令和 5 年 5 月 7 日までに、15,557 人の相談を受け、10,873 人の診察・検査を行った。

尚、このことは、５類への移行後の状況を見極めるため、対策本部廃止後も令和 5 年 12 月まで継続した。

ウ　電話診療の開始

政府が新規感染者の大幅な増加に対応するため自宅療養者等に対する電話・オンライン診療を開始する方針を示したことを受け、令和 3 年 10 月から自宅待機者及び自宅療養者に対する電話診療も開始した。

エ　発熱外来の 2 診体制（土日祝）の開始

4 年 12 月からは診療のゾーニングを見直し、発熱外来で内科・小児科を並行して運営できるよう土・日・祝日の診療体制を強化して、来所者の身体的負担の軽減と待ち時間の短縮を図った。

オ　市民を優先した検査・診療の実施

本センターが夜間・休日に検査を行っていることが周知されるにつれ、特に休日には隣接他府県を含む他市町村からの患者が集中し、市民の利用が困難となり、苦情が多数寄せられる状況となったため、令和 4 年 7 月の第 7 波からは（受付順ではなく）市民を優先して診察・検査するものとして対処した。

(3)　市立病院における対応

ア　拡大する新型コロナウイルス感染症に対応するため、専用の検査機材を備えた検査体制の整備に努め、入院医療を提供するための機材を整備するなど、コロナ禍の初期段階から積極的な患者受け入れ体制の整備に努めた。

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
整備機材	検査機器 2 台 人工呼吸器 3 台	検査機器 1 台＋増設ユニット 生体情報モニタ 3 台 セントラルモニタ 1 台	検査機器 1 台

イ　入院患者を受け入れるに当たり、院内における感染管理態勢を万全なものにするため、令和 2 年度に個室病室 6 床の陰圧化対応改修工事を実施した。

また、患者数の増加に伴う入院患者の受け入れ態勢の逼迫に迅速に対応すべく、令和 3 年度に個室 6 床に対する工事を追加で実施し、計 12 床の受け入れ能力を確保した。

ウ　県の要請を受け、県内の新型コロナ感染症の入院患者の受け入れのための専用病床として最大５２床を確保し、市内だけでなく県下全域の患者の受け入れに対応した。

年　　度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ確保病床数(床･日)	9,516	15,273	14,046	1,140※
※：令和 5 年 5 月 7 日までの実績 （５類への移行後も、感染拡大時には県の指示により空き病床を確保）				

エ　新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者が産科及び小児科を受診した場合においても医療行為を継続できるよう、人員体制及び検査体制を整えるなど産科、小児科の医療提供体制を確保した。

オ　令和 2 年 10 月から、正面玄関前の駐車場スペースにプレハブの発熱外来を設置し、他の来院者への感染リスクを避けつつ、多くの検査が迅速に実施できる体制とした。

発熱外来のプレハブを含め、市立病院において、以下の件数の検査に対応した。

年度等	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	累　計
検査件数	3,721	12,306	14,490	459	30,976

(4)　地域外来検査センターの設置

令和 2 年 11 月～3 年 11 月の間、地区医師会に依頼し近畿大学付属奈良病院の駐車場にドライブスルー検査場を週 2 回、計 76 回開設し、感染の心配のあった市民を延べ 488 人検査した。

(5)　自宅療養者に対する医療提供体制の強化

第 6 波の収束後、次の感染拡大時の医療ひっ迫に備え、自宅待機者・自宅療養者の体調が悪化した場合に迅速に対応できる環境を整える必要があったことから、令和 4 年 7 月から、生駒地区医師会が、郡山保健所の協力を得て、自宅待機者・自宅療養者の体調悪化に対する診療（往診、電話診療、オンライン診療）を開始した。

依頼の受付は、市の自宅待機者・自宅療養者支援センターにおいて行った。

この体制は令和 5 年 5 月 8 日の５類への移行まで継続し、8 件の支援を行った。

2　市民生活・子育て支援等

(1)　生活支援相談等

生活支援課で令和 2 年 4 月から生活困窮相談への対応、社会福祉協議会が窓口となる個人向け緊急小口資金貸付制度・総合支援資金の案内や、住宅確保給付金、更なる貸し付けがない困窮世帯に対する自立支援給付金、非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び緊急支援給付金に関する相談･問い合わせに対応し、給付を行った。

何れの貸付、給付金とも国の事業であり、対応実績は以下のとおり。（令和 2 年度～4 年度の合計）

貸付・給付金種別	住居確保給付金給付	緊急小口資金貸付	総合支援資金貸付	自立支援金給付	臨時特別給付金･緊急支援給付金給付
対応件数	132 件	986 件	809 件	144 件	20,131 件

(2)　給食費無償化等

令和 2 年 4 月の全都道府県への緊急事態宣言発令に伴う学校の一斉休校に伴い、調理しなかった４月購入済み食材のキャンセル不可分について、保護者に負担を求めず、給食用食材納入業者 14 業者への支払いを市が負担した。

令和 2 年 6 月～9 月、3 年 10 月、4 年 9 月～5 年 3 月の 3 回にわたり、小・中学校の児童・生徒のいる家庭を対象に、先が見えない様々な不安や経済的負担を軽減し安心して学校生活を迎えていただくことを目的に、給食費を無償化し生活を支援した。

(3)　水道料金の減免

全市民を対象に経済的な支援の一環として、令和 2 年度及び 4 年度の水道料金のうち、基本料金をそれぞれ各 2 箇月分（令和 2 年 5・6 月検針分及び 4 年 7・8 月検針分）の減免を行った。

(4)　国民健康保険及び後期高齢者医療保険の減免に関する周知

令和 2 年度から 4 年度にかけて国民健康保険加入世帯に対し、当初の国民健康保険税決定通知発送に合わせて、政府が決定した減免制度の案内を同封して発送・周知した。(3 箇年度合計約 43,000 通)

また令和 3 年度からは、同じく後期高齢者医療保険料決定通知発送時（当初・随時）に、政府が決定した減免の案内を含む通知文を同封して発送・周知した。(2 箇年度合計約 35,000 通)

(5)　生理用品の配布

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済的な困窮のため、生理用品が購入できない女性を支援する目的で、令和 3 年 4 月 20 日から災害用備蓄分の提供を開始。

言葉を発することなく受け取ることができるように、受け取り希望者用カードをポスターやチラシを掲示した市役所の生活支援課、防災安全課、男女共同参画プラザ、こどもサポートセンター、社会福祉協議会、セラビーいこまの健康課の６カ所に配置し、同カードか本市公式サイトの関係ページやツイッターの画面を印刷して窓口に提示することで受領できるようにして、男女共同参画プラザとこどもサポートセンター２カ所で配布を行った。

その後、市民等から多数の生理用品の寄付があったため、災害用備蓄分を全数配布後は寄付受け分を配布し、対策本部廃止後も配布を継続した。(令和 6 年 4 月時点でも継続中)

3　事業者等支援

(1)　市内の中小企業・個人事業主全般を対象とした支援

ア　生駒市中小企業等事業継続支援金

令和2年4月から同年6月の間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少し、特に深刻な影響を被っている市内の中小企業・個人事業主（本市でセーフティネット保証４号・５号及び危機関連保証のいずれかの申請をし、その後認定を受けた中小企業事業者及び個人事業主）を対象に、家賃等の固定費や運転資金など幅広く活用できる資金として、一律10万円を703の事業者に対して交付した。

イ　事業者活動再開支援金

令和 2 年 9 月から 4 年 2 月の間に、国、県等の支援事業を活用した市内事業者に対し、国・県からの交付に伴う自己負担額（消費税及び地方消費税を除く）について 1 事業者あたり 10 万円を限度として、計 134 事業者に支援金（総額約 1,309 万円）を交付した。

ウ　事業者サポート給付金

令和 3 年 6 月から 4 年 3 月までの間、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた市内の事業者、特に新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大の前後で大きく売上が下落した事業者（創業時期に応じて設定した期間※の売上を比較し、20%以上売り上げが下がっている事業者）（令和 3 年 10 月 1 日以降は 15%以上売上が下がっている事業者に条件を緩和）に対し、1 事業者当たり 10 万円、そのうち家賃の支払いのある事業者には追加で 3 万円を 702 事業者に対し計 7,860 万円交付した。（※：比較対象期間の詳細については以下の資料を参照）

資料Ⅵ－１「事業者サポート給付金における売上比較方法」

エ　チャレンジ生駒みらい資金

令和 3 年度及び 4 年度にかけて、経営環境が悪化している中においてもポストコロナ・アフターコロナに向けて新たな事業展開（コロナ対応事業展開、テレワーク環境構築、新規開業、クラウドファンディング活用事業、キッチンカー、移動販売等の地域でのサービス提供事業等）にチャレンジする事業者に対し、ポストコロナの経営革新、地域課題の解決やまちの活性化につながる投資を誘引することを目的に資金を交付した。交付基準及び交付実績は以下のとおり。

<table>
<tr><td rowspan="7">令和３年度</td><td colspan="2">実施期間</td><td colspan="2">3 年 4 月～4 年 3 月</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象区分</td><td>中小企業者（右を除く）</td><td>小規模事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業</td><td>支援対象経費 40 万円以上</td><td>支援対象経費 20 万円以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">支援率</td><td>支援対象経費の１／４</td><td>支援対象経費の１／２</td></tr>
<tr><td colspan="2">上限額</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績</td><td>件数</td><td>5 件</td><td>42 件</td></tr>
<tr><td>総額</td><td colspan="2">約 2,033 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">令和４年度</td><td colspan="2">実施期間</td><td colspan="2">4 年 4 月～5 年 1 月</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象区分</td><td>法人</td><td>個人事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業</td><td colspan="2">支援対象経費 20 万円以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">支援率</td><td colspan="2">支援対象経費の１／２</td></tr>
<tr><td colspan="2">上限額</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績</td><td>件数</td><td>15 件</td><td>21 件</td></tr>
<tr><td>総額</td><td colspan="2">約 1,672 万円</td></tr>
</table>

オ　新型コロナウイルス感染症対策融資

令和４年４月～１２月の間に、新型コロナウイルス感染症により、売上の減少等の影響を受けた市内の中小企業者等を支援するため、金融機関と協議し信用保証料の補給及び利子の半分を補給する融資制度を設けた。（金融機関の審査後、市が申請を受け付け、資格を審査したのち、奈良県信用保証協会での審査・保証決定を経て、これを基に金融機関が融資。尚、令和 4 年 7 月 1 日以降は市の審査はなし。）

市内の 127 事業者がこの制度を利用し、総額 82,380 万円の融資を受けた。

カ　コロナ対策・事業継続相談支援

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者を対象にした支援策は国や県・市といった行政だけでなく、公的支援機関や金融機関などから多くのメニューが発表されていて、「どの支援策を使うことができるか」を知りたくても相談電話や窓口は混雑しており、オーバーフロー状態になっていたことから、令和 2 年 6 月から 3 年 9 月までの間、商工会議所に委託して、行政機関や公的支援機関で相談経験のある中小企業診断士や社会保険労務士などの資格を持つ相談員（奈良県よろず支援拠点のコーディネーター）を配置した専門の「事業再開支援相談窓口」を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの事業継続相や新事業への転換等について、340 件の相談対応を行った。

(2)　飲食・物販店及び観光事業者・宿泊施設事業者等への支援

ア　営業時間短縮に協力した飲食店への支援

近隣府県が、緊急事態宣言や（新設された）まん延防止重点措置の要請を国に対し行い、営業時間短縮要請を行う中、奈良県は緊急事態宣言等の要請を国に行わず、営業時間短縮要請にも消極的であったことから、令和 3 年 4 月中旬に市独自の「感染拡大緊急警報」を発令し、飲食店に緊急事態宣言対象地域に準じて午後 8 時までの営業時間の短縮を要請したことに伴い、期間中これに応じた飲食店 639 店に対して、前年度の売り上げ規模及び短縮日数に応じ協力金（総額 31,448 万円）を交付した。

尚、県は、県下の市町村で独自に営業時間短縮を行う市町村について、新型インフルエンザ特別措置法第 24 条 9 項に基づく措置を行い、市の協力金に上乗せする形で同額の支援を行うとした。

イ　さきめしいこま（さきめしいこまプレミアム）

コロナにより影響を受けている飲食店をはじめとした事業者のキャッシュフローの改善を図るため、店舗のプレミアムチケット（市が利用金額の 3 割を上乗せ助成した食券やサービス券で、販売価格¥1,000 のチケットであれば¥1,300 利用可能）を先に購入し、コロナが収束後にチケットを利用することで飲食店を支援するプロジェクトを、民間事業者と提携し、当該事業者が提供するサービスを

利用して実施した。

令和 2 年度から 4 年度まで、4 期（弾）にわたり実施したが、実際のチケットの販売開始時期や使用期間は、市内における感染拡大状況の推移を見て決定した。

期別	事業期間	チケット販売期間	チケット使用期間
第 1 弾	2 年 4 月～3 年 3 月	2 年 8 月～3 年 2 月	同左
第 2 弾	3 年 8 月～4 年 3 月 →7 月まで延長	3 年 9 月～4 年 2 月	3 年 10 月～4 年 2 月 →5 月まで延長
第 3 弾	4 年 8 月～5 年 2 月	4 年 8 月～5 年 1 月 →4 年 11 月売切れ	4 年 8 月～5 年 1 月
第 4 弾		4 年 12 月～5 年 2 月 （追加販売） →5 年 1 月売切れ	4 年 12 月～5 年 2 月

（令和 5 年度にも市が補助金を交付して商工会議所が主催する形で、8 月から令和 6 年 1 月末まで実施した。）

当初は飲食店のみを対象としたが、令和 2 年 5 月から小売、理美容等、令和 3 年度には旅行業、タクシー、令和 4 年度には宿泊施設にまで対象を拡大し、令和 2 年度には 174 店舗、令和 3 年度には 193 店舗、令和 4 年度には 213 店舗がこのプロジェクトに参画した。

第 1 弾から第 4 弾までで合計約 68,610 万円売り上げ、これに 20,419 万円を上乗せで助成した。

この結果、売上により約 8 億 9000 万円分が市内需要創出につながり、地域経済の活性化に大きな効果をもたらした。

ウ　いこま応援ご飯

令和2年4月から5年3月までの間、商工会議所と連携して、市内の飲食店を対象に、テイクアウトやデリバリーに対応している飲食店と、3 密（密集・密閉・密接）対策などの感染予防対策を講じている飲食店の情報を、市の公式サイトやＳＮＳを通じて発信し宣伝するとともに、希望する登録店舗には感染防止対策の実施を表示するステッカーを無料配布し、事業の再開を支援した。

応募のあった市内の飲食店48店舗について登録し、情報発信を行った。

エ　テイクアウト販売支援

令和 2 年 5 月の奈良県を含めた全都道府県への緊急事態宣言発令により、大きな影響を受けた市内飲食店に対し、テイクアウト販売への業態転換による営業の継続を支援するため、休日限定で市役所東側駐車場において、ドライブスルー方式で市内飲食店の弁当の販売を支援（販売自体は奈良 JC のボランティアが実施し、市は場所を提供するとともに市民に情報を発信）した。

2 日間実施され、緊急事態宣言解除により終了した。

市内 9 店舗が参加し、2 日間で 770 食を完売した。

オ　市内消費喚起及び旅行商品等の販売促進

新型コロナウイルス感染症の長期化で影響を受ける小売り、飲食、宿泊施設等の観光関連事業者等の支援を目的として、消費喚起事業を実施した。

令和2年9月から3年3月末までの間は、商工会議所と連携して、市内の飲食店等（物販店、観光施設、理美容室、タクシーを含む）252の登録店舗で使えるプレミアム付（2,000円で3,000円分利用可）チケット「いこまめぐり券」を販売し、付属する冊子に紹介された市内の観光施設等を巡ることでお土産がもらえるスタンプラリーも実施し、18,000セットを準備して、市が申し込みを受け付け、商工会議所がチケット（及びスタンプラリー景品）の受け渡しを担当する形で、17,399セットを販売した。

また市内 13 の登録宿泊施設の利用者に対しキャッシュバック（一人 1 泊最大 3,000 円）を行う「とまりいこま」キャンペーンを行い、2,345 人泊（キャッシュバック総額約 612 万円）の利用を得た。

これと並行して、生駒市を旅程に含む旅行商品等をつくる旅行業者やバズ・タクシー事業者に対し、バス旅行はバス 1 台当たり 10,000 円～35,000 円、タクシーを利用するものは一人当たり 500 円～1,500 円の補助（いずれも催行人員の規模により補助額を増減する）制度を令和 2 年 9 月 14 日から 3 年 3 月末までの期間限定で設け、5 件計 91,000 円の補助を行った。

令和3年度は、3年5月28日～4年3月31日までの間、登録宿泊施設に対し感染症対策実施状況を調査して安全安心認定を実施するとともに、宿泊コンサルタントによる施設運営に関するサポートも行って、再度「とまりいこま」キャンペーンを行い、2,223人泊の利用を得た。（キャッシュバック総額約654万円）

この際、市内登録店舗を3,000円の利用毎に1,000円のキャッシュバックを受けることができるクーポン券を宿泊者限定で配布し、利用の促進を図った。（285人が使用しキャッシュバック総額64万円。）

カ　マチナカフェスタ（ＩＫＯＭＡマチナカマルシェ）の開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的影響を受けている市内事業者に対する営業機会の創出等の支援、新しい取り組みに前向きな事業者の発掘と新たな商品サービス等の創出、及びぴっくり通り商店街と生駒駅南口エリアの活性化を目的として、商工会議所と連携し、令和 4 年 11 月 23 日（祝日）にぴっくり通り商店街において、市内の飲食店やアクセサリー、雑貨、小物を扱う商店等のブースが多数出店し販売する催しを開催した。

開催期間で延べ 5,207 人の来場者があった。

(3)　介護事業者に対する支援

令和 3 年 4 月から 4 年 2 月までの間、感染症対策経費の増大等に影響を受けてい

る市内全介護事業所に対して、「応援給付金」として、給付金（事業所の規模に応じて 10～30 万円）を 129 事業所に対し、総額 1,590 万円を支給した。

(4)　休日夜間応急診療所（メディカルいこま）に対する支援

令和 2 年度、外来患者激減に伴い収入が減少していたことから、休日夜間応急診療所に対する委託料を約 2,925 万円増額し業務を維持した。

(5)　給食関連事業者に対する支援

令和 2 年 6 月～3 年 3 月と 3 年 8 月～4 年 3 月、学校給食休止に伴う発注取消を受けた給食用食材納入業者 15 業者に補償費を支払い、事業継続を支援した。

(6)　水道料金の減免

市内の全事業者（公的機関を除く）を対象に経済的な支援の一環として、市民に対する減免に併せて、令和 2 年度及び 4 年度の水道料金のうち、基本料金をそれぞれ 2 箇月分（令和 2 年 5・6 月検針分及び 4 年 7・8 月検針分）の減免を行った。

(7)　創業支援・創業誘致

ア　ソーシャル×マイクロアントレプレナー事業の実施

若年層（20～50 歳代）の転入・定住を促すとともにポストコロナ社会に向け職住近接のまちづくりを進めるため、令和 3 年 7 月 1 日から 29 日までの間、本市で新規創業、第二創業、副業を起こす市外事業者を募集し、交流会・伴走支援を通して起業希望者・起業者間のマッチング機会を創出した。

市内で創業を目指す 19 名が参加し、その内 5 名の創業支援を実現することが出来た。

イ　IKOMA LOCAL BUSINESS HUB の開催

「ア」と同様の趣旨で、生駒でスモールビジネスを始めたい人を「学び」と「実現」の２つの段階に分けてサポートする連続講座を、令和 4 年 7 月から 8 月の間に実施し、22 名が参加した。

その後、事業アイデアのプレゼン審査（市外在住者のみ）を経て 5 名を選抜し、民間アドバイザー2 名と市職員が市内フィールドワークなどに付き添ったり、事業計画のブラッシュアップをしたりする支援を月に 1・2 回のペースで 9 月～令和 5 年 2 月までの 6 か月間継続して、うち 2 名の創業を実現した。

4　雇用の確保

新型コロナウイルス感染症の影響等による雇用情勢の急激な悪化を受け、内定取消し及び休業・雇止めとなった方等に雇用の機会を提供し市民生活を支援するため、組織全体としての業務体制の確保も兼ねて、令和 2 年度に 8 人（うち市民 3 人）、3 年度に 9 人（うち市民 4 人）、4 年度に 7 人（うち市民 5 人）を会計年度職員として雇用（令和 4 年度の雇用者は令和 5 年にも継続して雇用）した。

また、特に清掃リレーセンターでは、マスクや手袋をつけての作業により熱中症

のリスクが高まったことから、ローテーション勤務による休憩時間を確保する目的も兼ねて、令和2年8月から3年3月までの間、新型コロナウイルス感染症の影響で雇止めとなった2名をパートタイム会計年度任用職員として採用して雇用の機会を提供した。

５　教育・スポーツ振興施策

(1)　オンライン教室の推進等

学校の臨時休業や自宅待機等に伴う学習機会を保障する必要から、以下の取り組みを実施した。

ア　オンライン教育実現に向けた環境整備

令和２年４月から、家庭学習ソフトのライセンスを小学校９校、中学校７校に購入（小学校３校、中学校１校は以前から別途導入済み）するとともに、各家庭貸し出し用のモバイルルーター･WEB カメラ等 350 セットと教師用パソコン 300 台を、政府による児童生徒全員用端末の整備に並行して購入した。

また併せて、各校の校内インターネット環境の維持管理に必要な体制の整備（業務委託）も行った。

尚これらの機材、特にパソコンの導入完了のついては、世界的な CPU 不足の影響により、令和３年５月までの期間を要した。

イ　動画配信による教育の実施

令和 ２ 年 ４ 月の全都道府県に対する緊急事態宣言により市内の全小中学校を一斉休校となり、その後も登校を制限する等により授業時間の不足が深刻化していったが、前項の機材導入の遅れもあり当面、オンライン教育による対処は困難であった。

このため急遽５月上旬から、各教員により主要教科（中学校５教科、小学校４教科）について授業１回分ごとの動画（計 592 本）を作成し、出来上がったものから順次、動画共有サイトに掲載・配信して、児童生徒の家庭での学習により授業時間の不足を補った。

ウ　オンライン教育等の開始

本号「ア」の取り組みの完成に伴い、令和３年５月からはこれを活用して、クラス・学校の休業時、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響により自宅待機中の児童生徒にも、配信中の授業に自宅等からオンラインで参加する形で学習機会を提供した。

また令和３年９月からは、市内の小中学校１校ずつにＡＩ学習ドリルを試験的に導入し、個別最適な学びの検証を行うとともに、バーチャル空間コミュニケーションサービスを利用した不登校児童・生徒のオンライン相談も行っている。

尚、これらオンライン教育等の取り組みは感染症の流行の有無にかかわらず有

益であることから、対策本部廃止以降も継続して実施している。

(2)　学習指導員の配置による個別指導の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、(前号「イ」の取り組みを行っても)児童生徒に個別の学習の遅れが生じることが懸念されたことから、令和 2 年 8 月～3 年 3 月までの間、新たに学習指導員を合計 20 名採用して各小・中学校に 1 名ずつ配置し、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を実施した。

(3)　市内総合型地域スポーツクラブ活動への支援

事業費や会員収入等で減収となりクラブ運営の継続が困難となっていた総合型地域スポーツクラブ（３クラブ）に対し、市公共施設使用料の半額補助を令和 2 年 4 月から 3 年 3 月まで行い、クラブ運営の安定化を図った。

6　市民活動の再開促進等

(1)　集団資源回収補助金の増額

ごみ減量とリサイクル意識向上を図るため、集団資源回収を実施する実践団体（147 団体）に対し、集団回収した資源ごみ 1 キログラムあたり 4 円の補助金を交付してきたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延したことによって特に古着・古布の輸出が制限され、回収するリサイクル業者が減少していた中で、これまで実施されてきた集団回収の取り組みが中止や縮小することがないよう、令和 2 年 4 月から 9 月末までの間、補助金の単価を 1 キログラムあたり 5 円に増額した。

(2)　生涯学習施設の利用料減免の継続

令和 5 年 3 月まで、各施設の貸室等の利用者上限人数の制限（定員の１／２）に伴い、施設使用料の１／２減額措置を実施していた（第Ⅴ章第 5 号 1 号「ウ」を参照）が、文化芸術活動等の停滞が見られたため、利用者上限人数の制限を廃止した令和 5 年 4 月以降も市民の生涯学習施設利用時の利用料金の半額減免を同年 6 月まで継続し、活動の回復につなげた。(これに伴い令和 5 年度も、6 月までの施設使用料の減免分として約 648 万円を指定管理者に補填した。)

7　広報・情報発信

(1)　メディアを通じた情報発信

令和 2 年 2 月 28 日に対策本部の設置を発表以降、毎月の定期記者会見の他に臨時の記者会見を、令和元年度に 3 回、2 年度に 4 回、3 年度に 3 回、4 年度に 2 回実施するとともに、記者クラブ各社に随時報道発表を行い、本市における感染拡大状況や本市の取り組み等の情報を、メディアを通じた市民への周知に努めた。

(2)　生駒市公式サイトへの関連情報の掲載

令和 2 年 3 月までは、新型コロナウイルス感染症やに関する情報や本市の様々な取り組みに関する情報を、各担当課がそれぞれ個別のページ作成し掲載していたが、

令和 2 年 4 月に関連情報をまとめたページ（以下、「総括ページ」と表記）を開設するとともにトップページのメイン画像をバナーとした。また緊急情報枠を開設して流入を促し、バナーの色で本市市内における感染拡大状況を表現することにした。（水色から状況悪化に伴い緑、黄、橙、赤）

またこれとは別に、令和 3 年 3 月下旬から、ワクチン接種に関する各種情報を掲載したページも作成・掲載し、市民への周知に努めた。

なお、トップページのバナー画像は、令和 5 年 5 月 8 日の 5 類移行と共に掲載を終了し、令和 6 年 3 月 31 日のコロナワクチンの全額公費による接種の終了をもって、トップページの緊急情報枠を終了した。

(3)　チラシ・ポスターの作成・配布

令和 2 年度に 4 種類（緊急事態宣言発令に伴う要請事項の啓発、ゴールデンウィーク中の相談先・個人向け給付や貸付一覧、特別定額給付金詐欺の注意喚起、寄附依頼）、令和 3 年度に 2 種類（感染拡大緊急警報発表を延長含め 9 回、自宅待機・療養者の相談窓口やサービスの紹介）作成し、自治会回覧のほか、広報いこまちを配布している公共施設・銀行・郵便局・コンビニエンスストア等の他、市内のスーパーにも配布するとともに掲示を依頼して、重要な情報の市民への周知に努めた。

また、政府から配信された各種チラシデータを印刷して、出先施設を含む庁舎内各窓口等に掲示し、来庁者・施設利用者に対する注意喚起に活用した。

(4)　広報紙への掲載

広報いこまちで、令和 2 年 5 月に巻頭に啓発ページを作成し、7 月に特集「新しい生活様式を生活習慣に」、令和 4 年 3 月に特集「一歩、また一歩」を掲載・発行する等、感染拡大防止のために必要な各種対策とその重要性やアフターコロナに向けて新たな一歩を踏み出す市民の活動などを市民に周知し、理解の促進を図った。

また、令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月まで、ほぼ毎号コロナワクチンの情報を掲載した。

(5)　感染者発生情報や死亡者発生情報の発信等

県が新規感染者の発生や死亡事例を発表する都度、その中から本市市民のものを抽出してまとめ、X（旧ツイッター）で県の公表当日のうちに発信するとともに、令和 2 年 7 月からは市内における蔓延状況がわかるよう、療養中の感染者例の一覧表等を総括ページに掲載（県の公表した治癒例等と照合して順次削除）し、市民への啓発・注意喚起に努めた。

更に令和 3 年 6 月からは、本市における新規感染者の発生状況の推移もグラフにして掲載し、市民に対する啓発を強化した。

これらの情報については当初、県が感染者の市町村別を公表していなかったことから、本市が新規感染者発生の情報を何らかの形で入手した際にその都度、県の担当部署に照会・確認して県の公表資料と照合し発信・掲載した。また令和 4 年 9 月

27 日をもって、県が感染者市町村別に関する情報を公表資料から削除したことから、発信・掲載を停止した。

また消防本部からも、専属隊の発足から救急による感染者の搬送数等をＸ（旧ツイッター）で発信し、その活動に関する市民の理解を促した。

(6) 公式ＬＩＮＥの開設

新たに生駒市公式ＬＩＮＥを令和 3 年 4 月に開設し、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する情報や感染拡大緊急警報の情報の発信に活用した。

(7) 外国人向けの情報の発信

本市に居住または長期滞在中の外国人に配慮し、令和 2 年 6 月から本市公式サイトに特設ページを作成して、給付金申請要領の多言語案内、ワクチン接種に係る英訳案内、外国人向け相談先等の各種情報を順次まとめて掲載した。

(8) 広報車による街宣広報の実施等

全都道府県へ緊急事態宣言の発令に伴い、ゴールデンウィーク開始から終了までの間、特命班及び広報広聴班（水道事業所各課）が広報車 2 台で、市内を午前 9 時から午後 4 時まで巡回して、市民に対して不要不急の外出の自粛を呼びかけた。

併せて連休初日には、朝と夕の 2 回、防災行政無線同報系による放送も実施し、市外に通勤・通学している市民に対しても警報の発令を周知した。

また、第 3 回目の感染拡大緊急警報発令時には、生駒駅改札口正面に市が設置している掲示パネルに「感染拡大緊急警報発令中」と表示し、市民に注意喚起した。

(9) 市長メッセージの発信

令和 2 年 4 月 2 日に花見や歓送迎会の自粛等を呼びかける市長メッセージを発表して以降、隣接府県及び奈良県への緊急事態宣言や本市独自の感染拡大緊急警報の発令・発表、延長、終了の各時期にメッセージを発表した。

また、感染拡大が懸念される年末年始やゴールデンウィークあるいは夏休みの前、県内・市内における感染の急拡大時等に、市民に注意喚起や行動の自粛等を促すメッセージを発表した。

更に、新たな取り組みを行う場合にもその背景や目的・取り組みの概要等を説明し、その周知と理解を促すメッセージを発表する等した。

これらの市長メッセージは市公式サイトに掲載するとともにツイッター（現Ｘ）で発信した他、報道機関にもプレスリリースを配信し、一部は記者会見（第 1 号を参照）を実施して、各種報道を通じた市民への周知にも努めた。

資料Ⅵ－２「新型コロナウイルス感染症への対応に関する市長メッセージ一覧」

８ その他

(1) 県への働きかけ（要望書の提出）

第Ⅴ章第 2 項の経緯から、平成 3 年 4 月に本市として感染拡大緊急警報を発令す

るに当たり、併せて県に対し、（奈良県を対象とする）緊急事態宣言の発出を国に要請して欲しい旨の県知事宛の要請書を、4 月 23 日に県防災統括室長に手交した。

その後、ゴールデンウィークが明けても状況の改善が見られず、むしろ悪化していたことから、感染拡大緊急警報の発令期間を 5 月末まで延長することになったことに併せて、再度「緊急事態宣言または（新設された）まん延防止重点措置の発出の国への要請」「（要請をせず引き続き飲食店に対し、新型インフルエンザ特別措置法第 24 条 9 項に基づく時短要請で対処するのであれば、これに伴い県と市町村が独自財源で負担している）時短要請協力金の市町村負担分の軽減」を要請する要望書を 5 月 7 日に改めて提出した。

平成 3 年 8 月の第 2 回目の感染拡大緊急警報の発令時にも、8 月 23 日に要望書を同様に提出したが、この際には市が開始していた在宅療養者支援（第Ⅴ章 5 項 3 号を参照）について、必要な新規感染者の個人情報の提供を県から受けられないことが支援実施上の大きな制約となっていたことから、「緊急事態宣言の発出の国への要請」だけでなく、「入院・入所待機者及び在宅療養者の個人情報の提供等」も併せて要望する要望書を提出した。

尚、令和 4 年 1 月の第 3 回目の感染拡大緊急警報の発表時にも要望書の提出を検討したが、これに先立ち 1 月 19 日に知事が記者会見で「まん延防止等重点措置・緊急事態措置は効果がない」「国に対してこれまで通り、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の適用を要請しない」旨明言したことから、新たな要望書の提出は行わなかった。

(2)　指定避難施設の感染防止対策

ア　避難所用感染防止用資機材等の整備

令和 2 年 7 月から 11 月にかけて、各指定避難所・緊急避難場所に、使い捨て手袋やフェイスシールド等の感染防止資材等を配置した。

また、施設内におけるマスク着用による夏季の熱中症リスクを軽減するとともに換気を促進するため、各施設に冷風機等も設置した。

資料Ⅵ－３「避難所用感染防止用資機材等一覧表」

イ　避難所運営マニュアルの拡充

緊急避難場所の開放段階からの指定避難所における感染症対策をまとめたマニュアル「緊急避難場所の開放と感染症対策」を、既存の避難所運営マニュアルの別冊として令和 2 年 9 月までに作成した。

本マニュアルは、令和 3 年 11 月に実施した総合防災訓練の準備～実施を通じて、各自治会・自主防災会等に周知し普及を図った。

ウ　避難所担当職員等研修会の実施

各避難所担当職員・自動参集職員及び各施設の管理者等に対し、「イ」を使用して避難施設における感染症対策についての研修を、「ア」の資機材の使用方法

等の研修と併せて令和 2 年 7・8 月に生涯学習施設 1 箇所、小学校 3 箇所で実施し、災害時の避難者の受け入れに備えた。

(3) ふるさと納税における措置

令和 2 年度から 4 年度にかけて、ふるさと納税に新型コロナウイルス感染症対策関連のコースを設定したところ、3 箇年度で合計 5,559 件 84,954,000 円に上る納税をいただくことができた。

詳細は以下のとおり。

年　度	コース名称	件数	納税額
令和 2 年度	コロナに立ち向かおうコース	2,589 件	40,883,000 円
令和 3 年度	新型コロナ感染症対策のために	1,574 件	22,653,000 円
令和 4 年度	新型コロナ感染症対策等のために	1,396 件	21,418,000 円

(4) 市民からの物資の寄付の受付と活用

令和 2 年 4 月 20 日に民間団体からサージカルマスク 11,500 枚の寄贈があった（第 5 章第 5 項 5 号を参照）ことを受け、5 月にチラシで寄付を呼びかけて市民課窓口で受け付けを開始したところ、各種団体・法人及び個人の方々多数から対策本部の閉鎖まで多くの感染対策用資材等の寄付を受けた。

資料Ⅵ―４「物資の寄付受け実績集計表」

この際、現金による寄付の申し出もあったが、その場合は前号の「ふるさと納税」として取り扱った。

これらについては本市の各種の取り組み（第Ⅴ章第 5 項 5 号「ア」、第Ⅵ章第 2 項 5 号、第Ⅵ章第 8 項 2 号「ウ」等）や庁内で使用し、また一部は市内の医療機関や学童保育施設、障害福祉施設等に配布した。

(5) 人権擁護の取り組み

県内における感染例発生が公表（当初は市町村別ではなく、所管する保健所地区別を公表）され始めると、市民から感染者の居住地や子どもの登校・通園先等を特定しようとする問い合わせが多数あり、詮索や憶測・誤った噂が広がる状況も発生した。

このため、感染者やその家族等が特定されて誹謗中傷されるなど、偏見による不当な差別的扱いが行われないよう個人情報の秘匿（特定の回避）に十分な注意を払いつつ、市民による詮索の加速や誤情報による無用な混乱・風評被害の発生を防ぐため、本市における最初の感染事例発生（第 1 章を参照）から可能な範囲で、積極的に市民に正確な情報を発信・提供するとともに、職員に対しても感染者等に対する差別や誹謗中傷をしないこと、個人情報の保護に特に注意すること等を指導徹底し、また市長メッセージを発信して過剰な詮索や不確かな噂の拡散、あるいは感染者やその家族等に不当な扱いをしないよう、繰り返し呼びかけた。

また同様の趣旨から、幼・保・こども園も含めて各種啓発活動を行った。

資料Ⅵ－５「新型コロナウイルス感染症に関する人権擁護の取り組み」

(6)　理事者の給与の減額

新型コロナウイルス対策の財源確保と、感染拡大防止の取り組みに対する市民の理解や協力を得るため、令和２年６月の期末手当について、市長は30%、副市長・教育長・水道事業管理者はそれぞれ20%の減額支給を実施した。

第Ⅶ章　総括及び今後の取り組み

1　新型コロナウイルス感染症への対応に要した経費

本市が実施したワクチン接種、病床確保を伴う医療提供体制整備、特別定額給付金をはじめ子育て世帯や住民税非課税世帯への給付金など政府施策や、各種感染防止対策、事業者支援、市民生活・子育て世帯への支援、デジタル環境の構築、アフターコロナに向けた取組などの（政府の臨時交付金の活用を含めた）本市独自の取り組みに要した経費は、令和 2 年度から 4 年度までで総額約 244 億円（※）に上った。

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
経費概算	140 億 4,800 万円	66 億 5,700 万円	36 億 9,800 万円(※)
備考 （※）	令和 4 年度の経費額には臨時交付金事業として一部、新型コロナウイルス感染症対応に直接関係のない物価高騰対策等の経費も含まれる。		

2　総括

迅速に対応が求められる事案が押し寄せる中、課題・反省点はありつつも、市民、医療関係者等の協力を得て、職員一丸となって対応した結果、「さきめし」「特別救急搬送専属隊の編成・運用」「在宅療養者等支援（買い物代行サービス等）」などの先進的な取り組みも行い、市民の安全・安心の確保や経済活動の支援等を、概ね適切かつ迅速に実施できた。

3　今後に向けて

政府では令和 5 年 9 月 4 日に、新たに「新型インフルエンザ等対策推進会議」を立ち上げ、現在「新型インフルエンザ等政府対策行動計画」の見直しを進めている。

一方、県においては「奈良県感染症予防計画」を令和 6 年 4 月に改正し、県の行動計画も、令和 7 年度にこれに整合させて改定することを予定している。

本市でも次の感染症の流行のリスクも見据え、医療ネットワーク協議会でのワーキンググループの設置・協議、ＢＣＰや行動計画の見直しなどの準備を行っていく。

別冊資料つづり

【資料一覧】

資料番号	資　　料　　名	ﾍﾟｰｼﾞ	本編関連箇所
Ⅰ	生駒市における新規感染者発生状況の推移	1	第1章
Ⅱ－1	対策本部体制構成図	2	第Ⅱ章2項
Ⅱ－2	生駒市新型コロナウイルス感染症対策本部特命タスクフォース構成図	3	第Ⅱ章3項
Ⅱ－3	ワクチンチーム編成表	4～6	第Ⅱ章4項
Ⅱ－4	新型コロナウイルス対策本部1号警戒配備	7	第Ⅱ章7項
Ⅲ	政府の各種給付金事業の実施実績	8	第Ⅲ章1項
Ⅳ－1	集団接種会場レイアウト	9～11	第Ⅳ章4項
Ⅳ－2	大規模接種会場レイアウト	12	
Ⅳ－3	ワクチン接種実績まとめ	13	第Ⅳ章5項
Ⅴ－1	感染拡大緊急警報の発表と関連措置等	14	第Ⅴ章2項
Ⅴ－2ａ	新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した場合の速報要領基準	15	第Ⅴ章3項1号ア
Ⅴ－2ｂ	「濃厚接触疑い者」及び「濃厚接触疑い者との周辺接触者」の自主的な特定の基準について	16～18	
Ⅴ－3	新型コロナウイルス感染拡大防止のための職員の出勤制限範囲及び期間の取り扱いについて	19～23	第Ⅴ章3項1号イ
Ⅴ－4ａ	出勤停止に係る勤務関係について	24,25	第Ⅴ章3項1号ウ
Ⅴ－4ｂ	新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休暇等の取扱いについて	26,27	
Ⅴ－5ａ	イベント等の取り扱いの考え方	28	第Ⅴ章3項7号
Ⅴ－5ｂ	イベント等の取り扱いの考え方（10月1日）	29～31	
Ⅴ－6	緊急事態宣言発令時の各施設の対応	32	第Ⅴ章5項1号ア
Ⅵ－1	事業者サポート給付金における売上比較方法	33	第Ⅵ章3項1号ウ
Ⅵ－2	新型コロナウイルス感染症への対応に関する市長メッセージ一覧	34～36	第Ⅵ章7項9号
Ⅵ－3	避難所用感染防止用資機材等一覧表	37	第Ⅵ章8項2号
Ⅳ－4	物資の寄付受け実績集計表	38	第Ⅵ章8項4号
Ⅵ－5	新型コロナウイルス感染症に関する人権擁護の取り組み	39	第Ⅵ章8項5号

資料Ⅰ

生駒市における新規感染者発生状況の推移

（令和2年4月1日～令和5年5月7日※）

※令和4年9月27日以降については、県による市町村別での感染者数の公表がないため、公表された県全体の新規感染者数を基に、それまでの県全体の感染者数に占める本市の感染者の割合から本市感染者数を推計

本市における感染者発生数	
令和4年9月26日まで	20,989人
令和4年9月27日以降（推計）	11,495人
計	32,484人

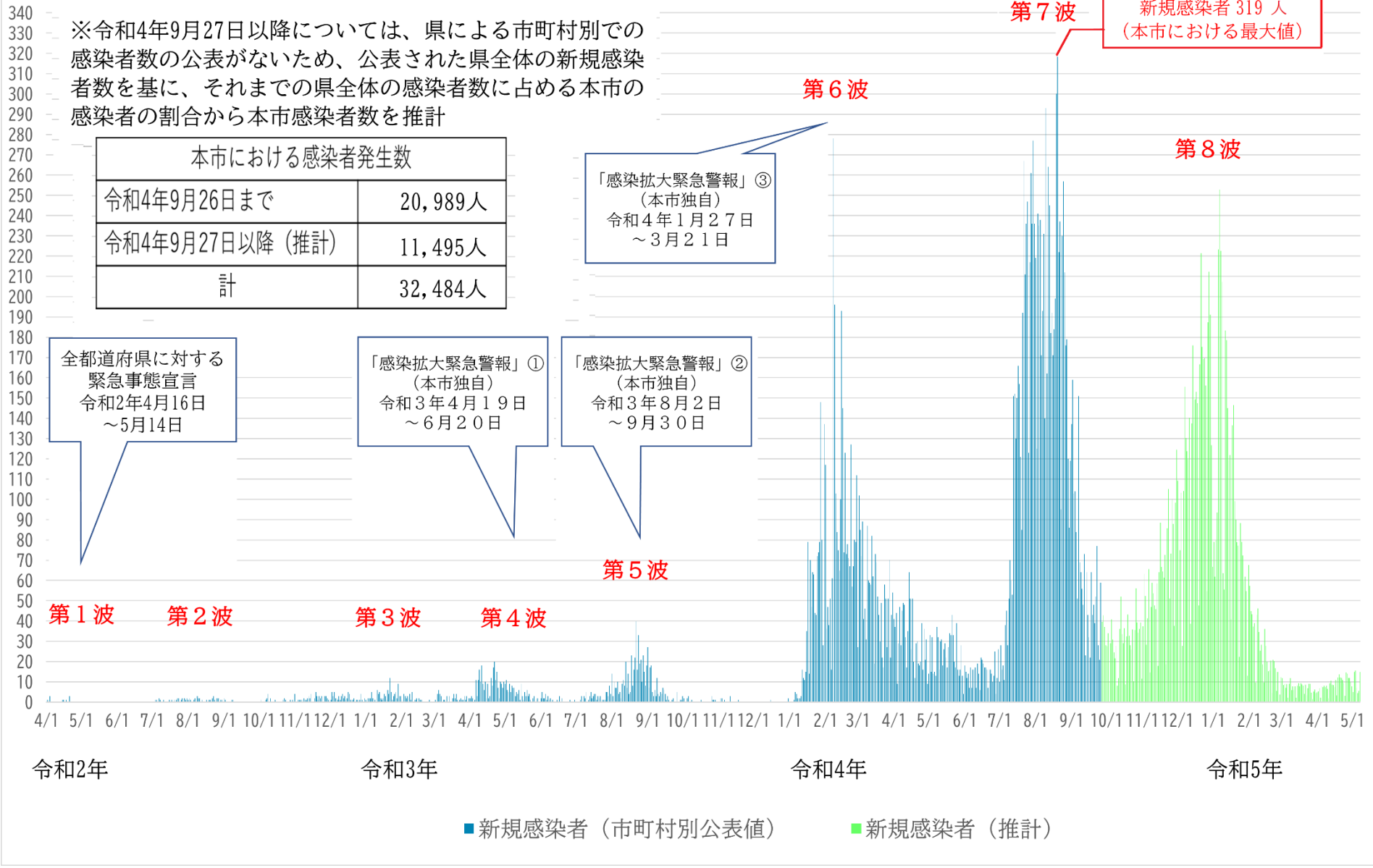

資料Ⅱ－１

対策本部体制構成図

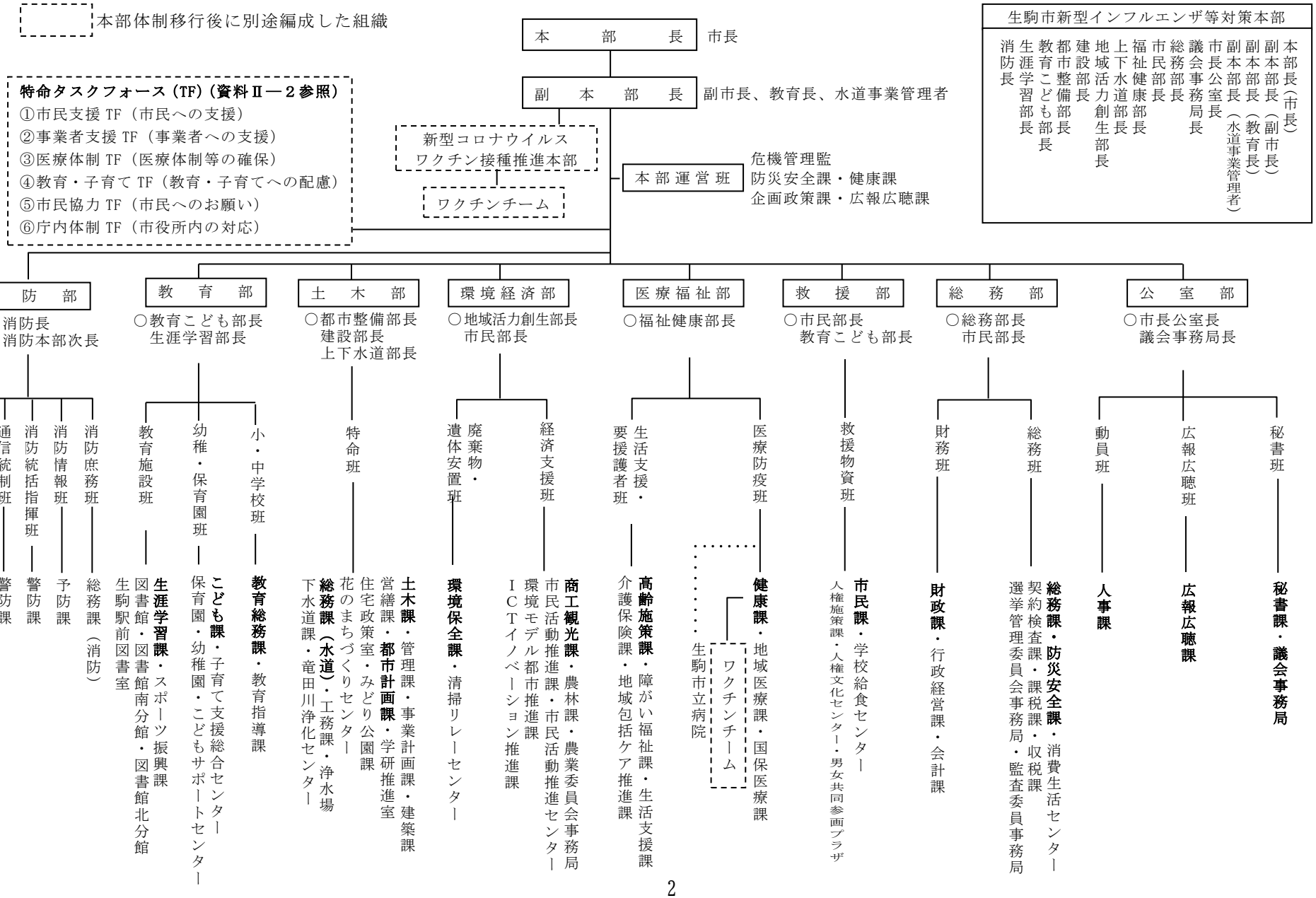

資料Ⅱ－２

生駒市新型コロナウイルス感染症対策本部　特命タスクフォース（Task Force）構成図(4/28時点)注

注：タスクフォースは、取り組みの進捗状況や新たな取り組みの追加等により、随時追加・削除等が行われます。

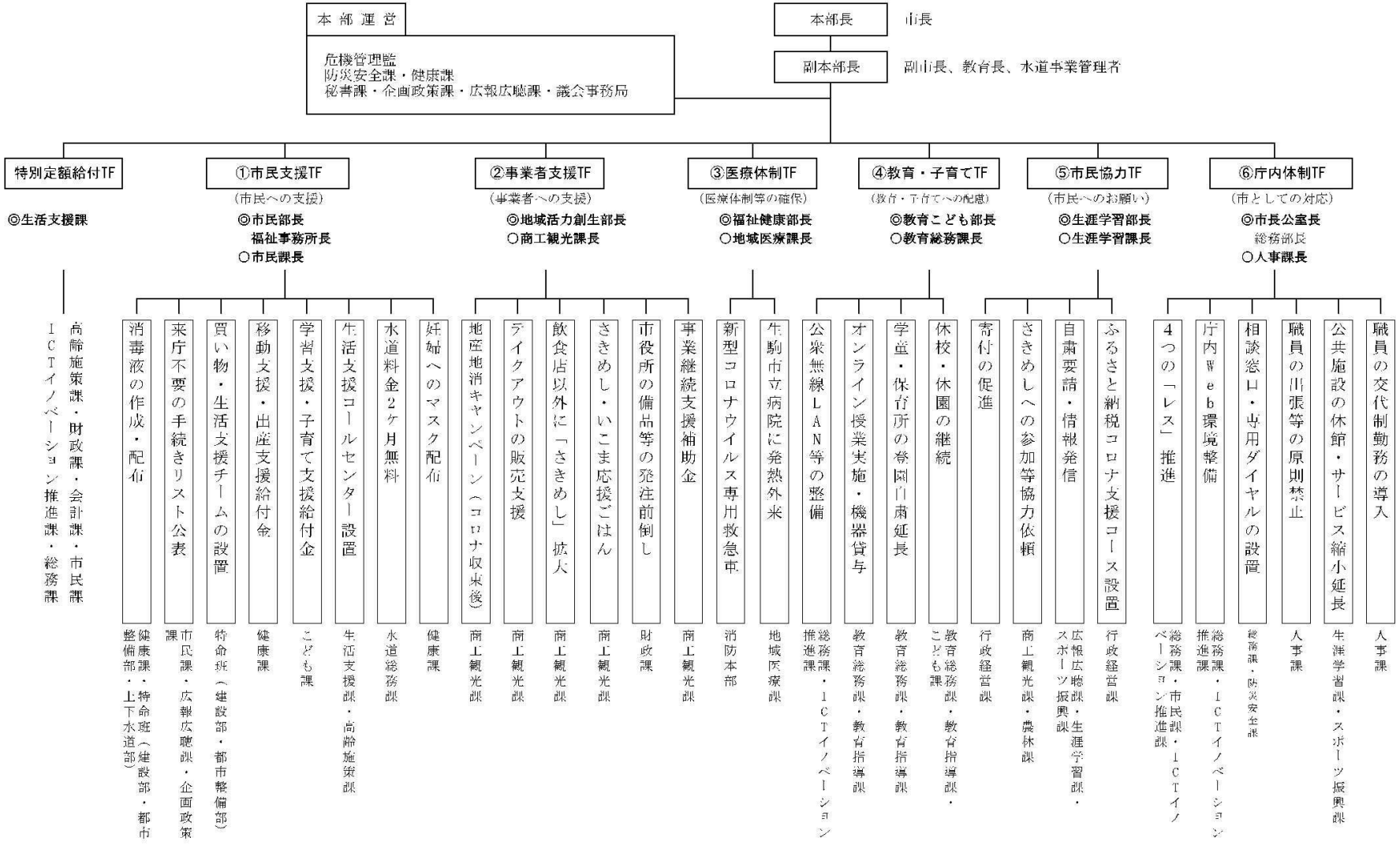

資料Ⅱ－３

ワクチンチーム編成表

職員

期間	最大人数	主な業務
令和3年1月～3月	課長補佐級1名 事務職3名 保健師1名 計5名	・予算の確保（令和3年1月専決） ・医師会協議、医療機関協議 ・集団接種会場の設置 ・医療従事者（医師、看護師）の確保 ・集団接種会場運営委託業者の選定・契約 ・予約システム委託業者の選定・契約 ・コールセンター委託業者の選定・契約 ・接種券印刷・発送委託業者の選定・契約 ・接種対象者の抽出、データ作成 ・予防接種台帳システムの改修 ・ワクチンの配送方法を検討 ・優先接種の検討（医療従事者、高齢者等）
令和3年4月～12月	課長級1名 課長補佐級2名 事務職9名 保健師2名 システム担当1名 広報担当1名 再任用職員2名（窓口担当） 再任用職員8名（ワクチン配送担当） 大規模接種（市民体育館）担当8名 計34名 5/1～10/25 集団接種会場責任者3名を各部から動員	・接種券発送（1～2回目） ・コールセンター設置 ・予約システム稼働 ・優先接種実施 ・集団接種実施 ・大規模接種実施 ・個別接種実施 ・ワクチン配送 ・接種予約の管理、調整 ・日時指定型の接種日通知 ・広報、接種予約方法の周知 ・問い合わせ対応 ・医師会協議、医療機関協議
令和4年1月～3月	課長級1名 課長補佐級2名 事務職9名 保健師2名 システム担当1名 広報担当1名 再任用職員2名（窓口担当） 再任用職員8名（ワクチン配送担当） 集団接種担当 6 名配置（各部からの動員なし） 計32名	・接種券発送（3回目） ・コールセンター設置 ・予約システム稼働 ・優先接種実施 ・集団接種実施 ・大規模接種実施 ・個別接種実施 ・ワクチン配送 ・接種予約の管理、調整 ・日時指定型の接種日通知 ・広報、接種予約方法の周知 ・問い合わせ対応 ・医師会協議、医療機関協議

期間	最大人数	主な業務
令和 4 年 4 月～9 月	課長級 1 名（兼任） 課長補佐級 2 名 事務職 5 名 保健師 2 名（補佐級 1 名） システム担当 1 名 再任用職員 6 名（ワクチン配送担当） 集団接種担当 6 名 （各部からの動員はなし） 計 23 名	・接種券発送（4 回目） ・コールセンター設置 ・予約システム稼働 ・集団接種実施 ・個別接種実施 ・ワクチン配送 ・接種予約の管理、調整 ・日時指定型の接種日通知 ・広報、接種予約方法の周知 ・問い合わせ対応 ・医師会協議、医療機関協議
令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月	課長級 1 名（兼任） 課長補佐級 2 名 事務職 4 名 保健師 2 名（補佐級 1 名） システム担当 1 名 再任用職員 5 名（ワクチン配送担当） 計 15 名 10/14～12/10 集団接種会場責任者 2 名を各部から動員	・接種券発送（4～5 回目） ・コールセンター設置 ・予約システム稼働 ・集団接種実施 ・個別接種実施 ・ワクチン配送 ・接種予約の管理、調整 ・日時指定型の接種日通知 ・広報、接種予約方法の周知 ・問い合わせ対応 ・医師会協議、医療機関協議
令和 5 年 4 月～12 月	課長級 1 名 課長補佐級 1 名 事務職 2 名 保健師 2 名（補佐級 1 名） システム担当 1 名 計 8 名 集団接種会場の統括業務を委託。（各部からの動員はなし。）	・接種券発送（6～7 回目、秋接種） ・コールセンター設置 ・予約システム稼働 ・集団接種実施 ・個別接種実施 ・ワクチン配送 ・接種予約の管理、調整 ・日時指定型の接種日通知 ・広報、接種予約方法の周知 ・問い合わせ対応 ・医師会協議、医療機関協議
令和 6 年 1 月～3 月	課長級 1 名 事務職 1 名 保健師 2 名（補佐級 1 名） システム担当 1 名 計 5 名	・接種券発送 ・個別接種実施 ・ワクチン配送 ・広報 ・問い合わせ対応 ・医師会協議、医療機関協議

集団接種・医療従事者（医師 3 名・主任看護師 2 名・看護師 13 名・保健師 1 名）

担当	人数	主な業務
統括	主任看護師 2 名、保健師 1 名	看護師の統括、薬液充填等
問診	医師 3 名	医師による問診（1 名×3 ブース）
接種	看護師 6 名	看護師による接種（2 名×3 ブース）
予診票チェック	看護師 2 名	問診前の予診票確認
経過観察	看護師 2 名	接種後の経過観察（15 分又は 30 分）
薬液充填等	看護師 3 名	薬液の充填、その他

集団接種・会場運営委託スタッフ 18 名

担当	人数	主な業務
会場統括	1 名	全体統括者
スタッフ統括	2 名	スタッフ統括（ホール 1 名、ホワイエ 1 名）
受付	6 名	検温、接種券・本人確認、受付
館内誘導	6 名	館内の誘導
経過観察誘導	1 名	経過観察誘導(15 分又は 30 分)
接種済証交付	2 名	ロットシール貼付、接種済証の交付

資料Ⅱ―４

新型コロナウイルス対策本部１号警戒配備

【編成】

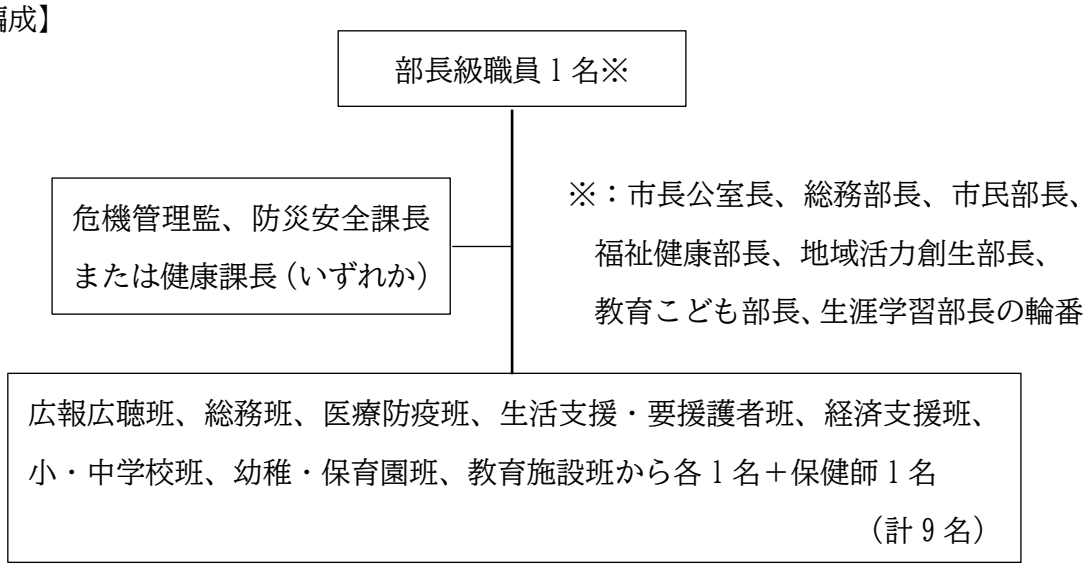

【勤務時間】

閉庁日の０９：００～１７：４５

【実施業務】

① 部外からの新型コロナウイルス感染症に関連する各種問い合わせ及び軽易な相談への対応（市の取り組みに関すること、医療機関の利用に関すること、国・県の中小企業支援等に関すること、教育に関すること等）

② 感染者情報入手時の初動対応（情報の詳細確認、記録の作成、関係者への連絡、情報発信等）

資料Ⅲ

政府の各種給付金事業の実施実績

No	給付金名称		実施期間	給付内容・給付実績
①	特別定額給付金		令和2年4月 ～2年9月	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人当たり10万円を119,152人に給付
②	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）		令和2年4月 ～5年3月	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、生活困窮者自立支援法による住居確保給付金の支給要件が緩和され、96世帯に給付
③	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金		令和3年6月 ～5年3月	生活保護に準じる水準の困窮世帯140世帯に対し、世帯人数に応じた支援金を支給
④	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金		令和3年12月 ～4年12月	住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯10,708世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付
⑤	令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金		令和2年6月 ～11月	児童手当対象児童14,905人に対し１人当たり１万円を給付
⑥	ひとり親世帯への臨時特別給付金		令和2年8月 ～3年3月	児童扶養手当を受給する611世帯に対し第１子５万円、第２子以降３万円を給付 加えて新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した290世帯へ５万円を追加給付
⑦	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	ひとり親世帯分	令和3年4月 ～4年3月	児童扶養手当対象児童及び同水準の世帯の児童866人に対し１人当たり５万円を給付
⑧		ひとり親世帯以外の世帯分	令和3年6月 ～4年3月	児童手当･特別児童手当受給対象者で非課税世帯または非課税世帯相当の家計急変世帯の児童866人に対し１人当たり５万円を給付
⑨	令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金		令和3年9月 ～4年4月	児童手当対象児童16,948人に対し１人当たり10万円を給付
⑩	子育て世帯生活支援特別給付金		令和4年4月 ～5年4月	児童扶養手当対象児童及び同水準の世帯の児童956人に対し１人当たり５万円を給付 加えて児童手当若しくは特別児童扶養手当受給対象者で非課税者又は家計急変者世帯の児童828人に対し１人当たり５万円を給付

資料Ⅳ－１

集団接種会場レイアウト

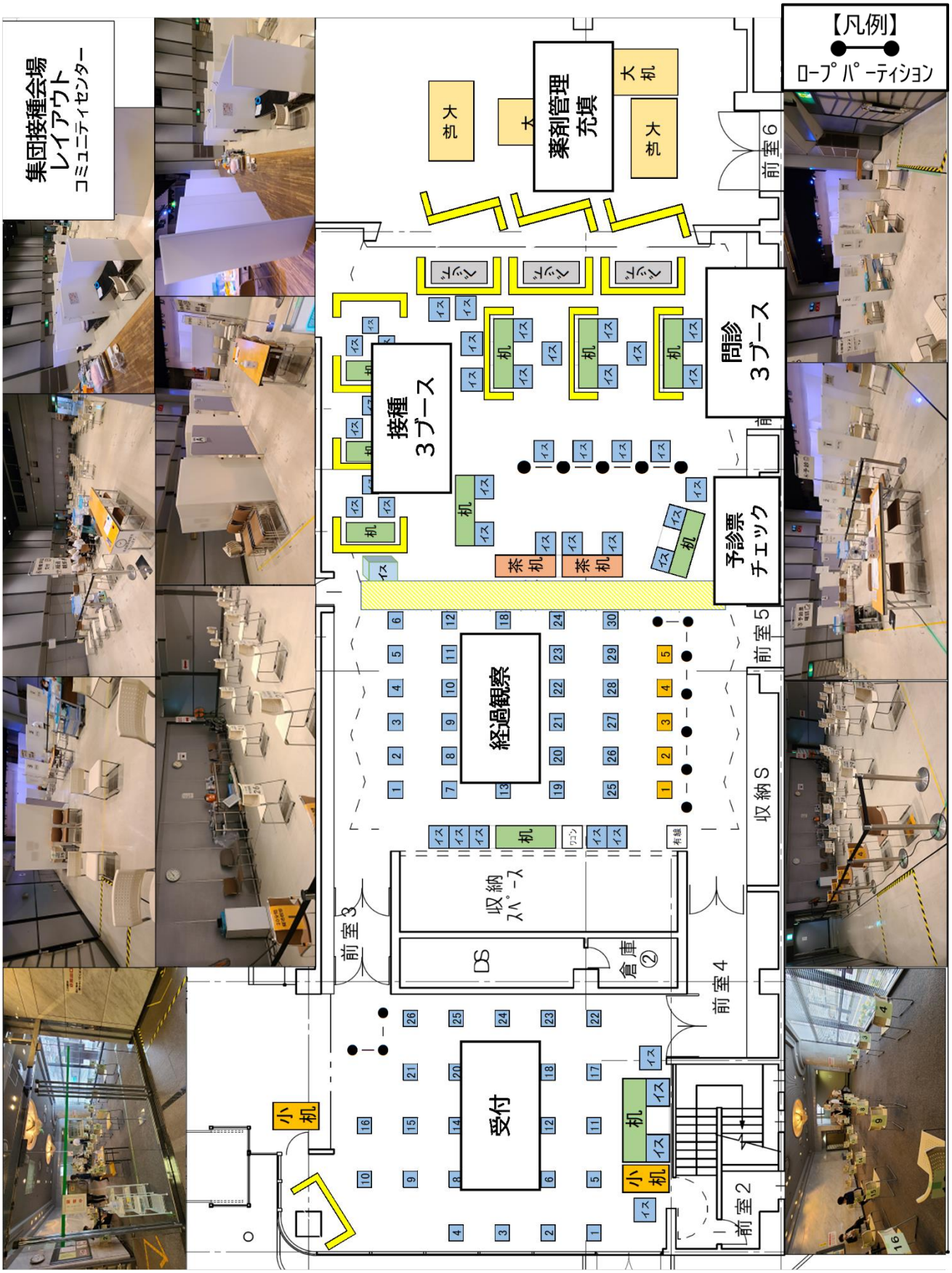

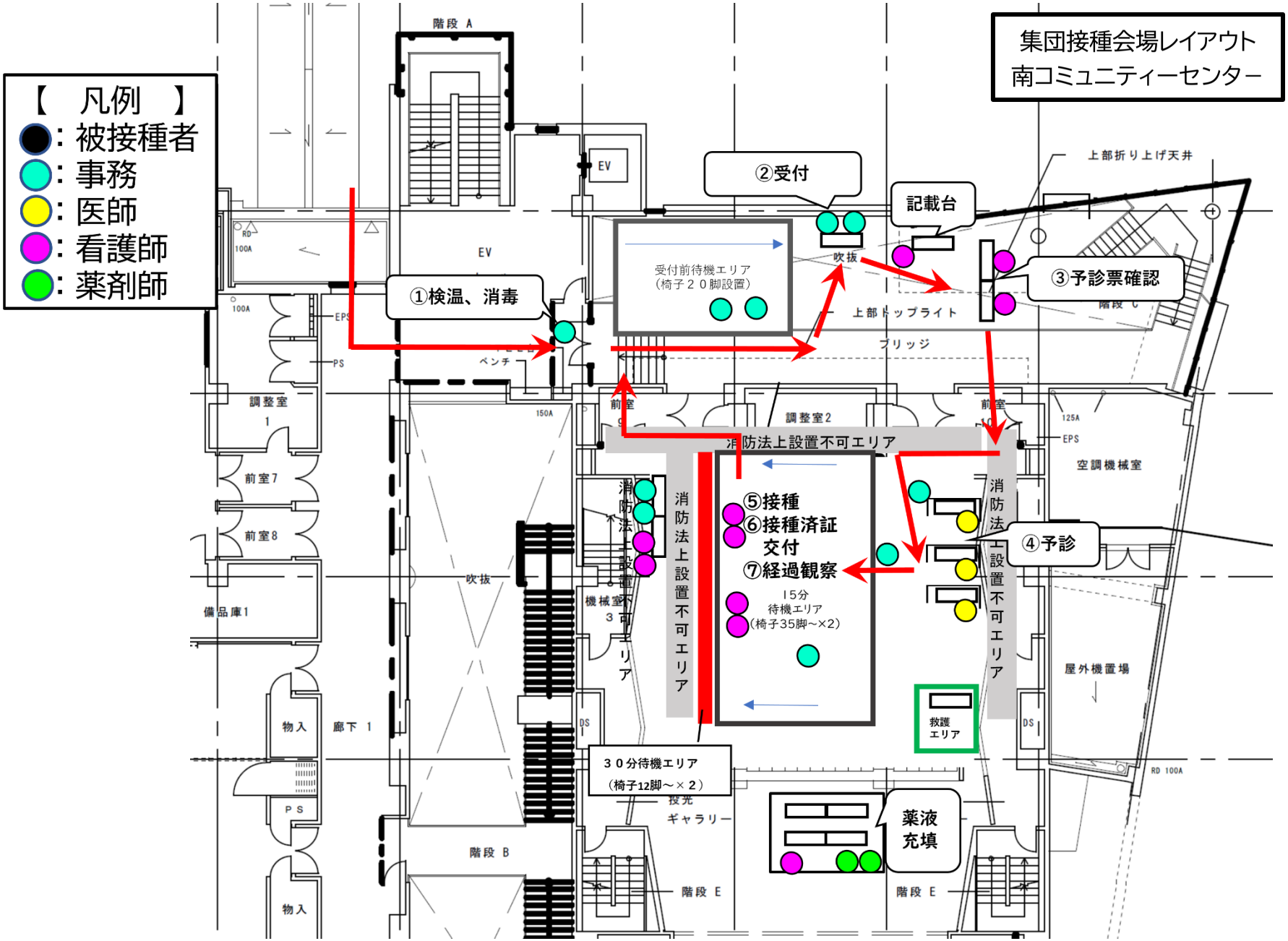
集団接種会場レイアウト
南コミュニティーセンター
【　凡例　】
●：被接種者
●：事務
●：医師
●：看護師
●：薬剤師
①検温、消毒
②受付
記載台
③予診票確認
④予診
⑤接種
⑥接種済証交付
⑦経過観察
受付前待機エリア
（椅子２０脚設置）
消防法上設置不可エリア
15分
待機エリア
（椅子35脚～×2）
30分待機エリア
（椅子12脚～×２）
薬液充填
救護エリア
上部折り上げ天井
上部トップライト
ブリッジ
空調機械室
屋外機置場
調整室1
調整室2
前室7
前室8
備品庫1
物入
廊下 1
階段 A
階段 B
階段 E
EV
吹抜
ギャラリー
ベンチ
機械室
DS
RD 100A
EPS
PS
150A
125A

集団接種会場レイアウト
北コミュニティーセンター

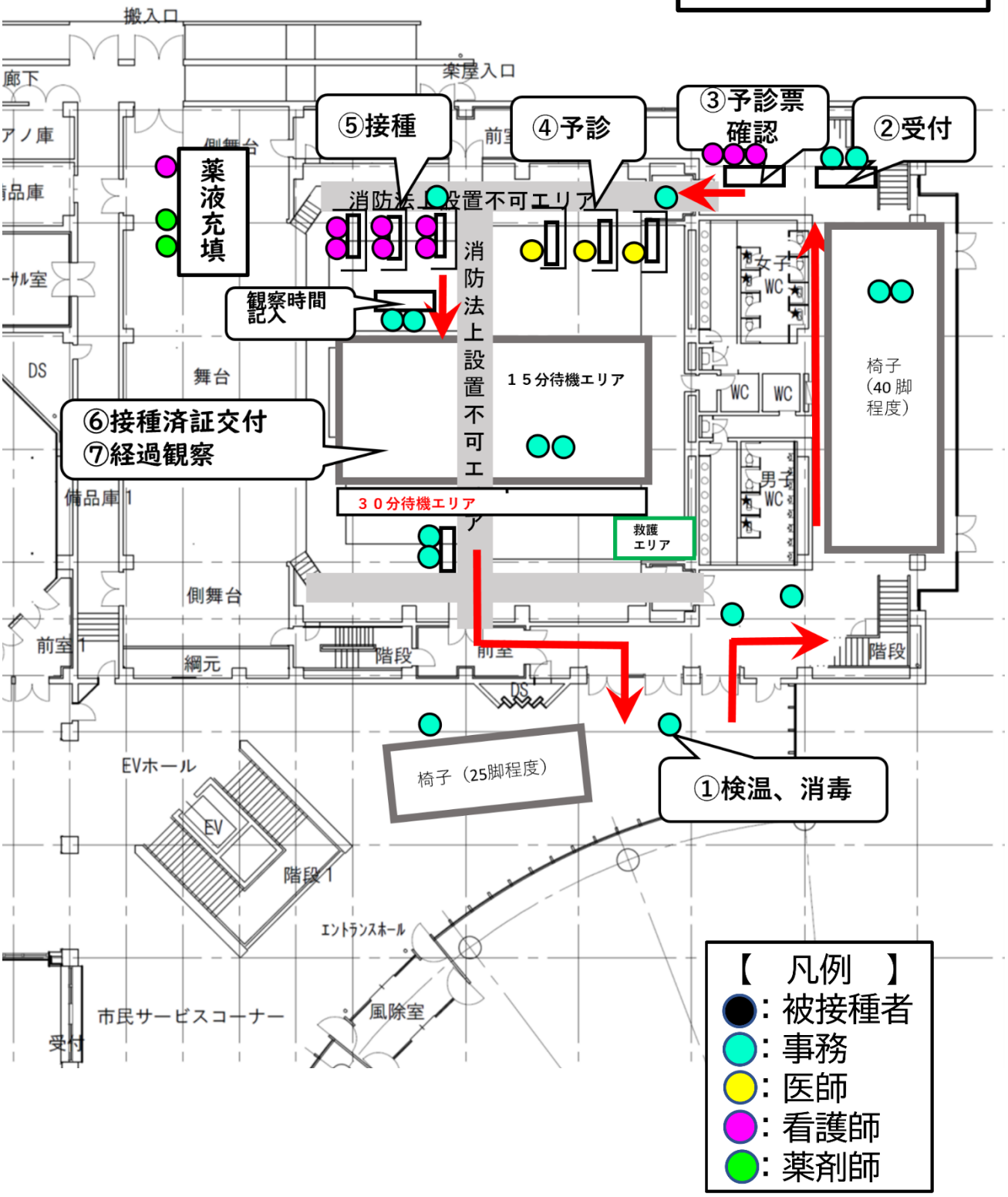

資料Ⅳ－２

大規模接種会場レイアウト

市民体育館

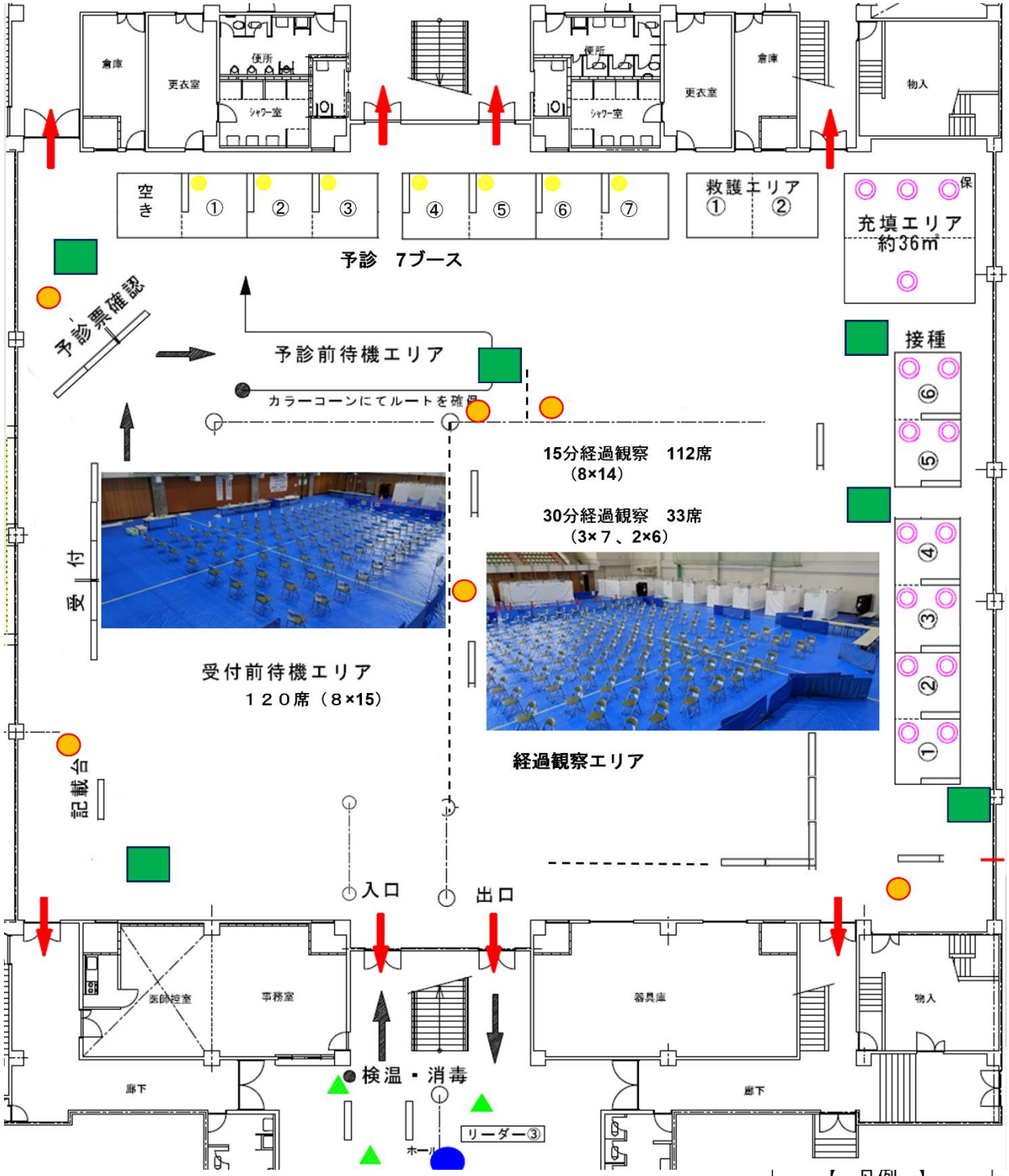

資料Ⅳ－３

ワクチン接種実績まとめ

集計区分		実績値
集団接種実施回数	令和３年度	コミュニティセンター　150回 北コミュニティセンター　67回 南コミュニティセンター　19回 生駒市役所大会議室　10回 鹿ノ台小学校体育館　4回 市民体育館（大規模接種）　10回 奈良先端科学技術大学院大学　4回　計264回（日）
	令和４年度	コミュニティセンター　139回 奈良先端科学技術大学院大学　3回　計142回（日）
	令和５年度	コミュニティセンター　34回
	総　計	コミュニティセンター　323回 北コミュニティセンター　67回 南コミュニティセンター　19回 生駒市役所大会議室　10回 鹿ノ台小学校体育館　4回 市民体育館（大規模接種）　10回 奈良先端科学技術大学院大学　7回　計440回（日）
接種人数（回数）	令和5年4月21日時点の集計実績	１回目接種終了96,577人（1回目のみ終了　425人） ２回目接種終了96,152人（2回目まで終了16,432人） ３回目接種終了79,720人（3回目まで終了27,971人） ４回目接種終了51,749人（4回目まで終了23,562人） ５回目接種終了28,187人　延べ352,385人（回） うち、オミクロン株対応2価ワクチン接種者50,792人
	【参考】令和6年2月21日時点の集計実績	１回目接種終了96,625人（1回目のみ終了　424人） ２回目接種終了96,201人（2回目まで終了16,219人） ３回目接種終了79,982人（3回目まで終了27,060人） ４回目接種終了52,922人（4回目まで終了17,224人） ５回目接種終了35,698人（5回目まで終了12,063人） ６回目接種終了23,635人（6回目まで終了　7,949人） ７回目接種終了16,586人　延べ407,049人（回）

資料Ⅴ―1折込み

資料Ｖ－１

感染拡大緊急警報の発表と関連措置等（一部、継続実施した措置を含む。太字下線部は主要な相違点）

区分		第１回	第２回	第３回
期間		令和３年（4/15 発令）4/19～5/9→延長～5/31→延長～6/20	令和３年（8/2 発令）8/2～31→延長～9/12→延長～9/30	令和４年（1/26 発表）1/27～2/20→延長～3/21
学校教育		○　部活動の練習試合・合同練習、宿泊を伴う活動中止＋練習時間短縮 ○　オンライン学習環境整備 ○　県外感染拡大地域での研修等の延期・中止	○　部活動の練習試合・合同練習、宿泊を伴う活動中止＋練習時間短縮 ○　短縮授業（午前登校）-午後オンライン授業 ○　県外感染拡大地域での研修等の延期・中止	○　公式試合・大会参加予定を除き原則活動休止（～3/9）→（3/10～）部活動の練習試合・合同練習、宿泊を伴う活動中止＋練習時間短縮 ○　オンライン学習の活用（短縮授業なし） ○　県外感染拡大地域での研修等の延期・中止
幼・保・こども園 学童保育		○　保育時間の短縮（幼稚園） ○　家庭保育の協力依頼 ○　家庭保育協力の場合の保育料日割り返還	同左	（保育時間の短縮と家庭保育の協力の再依頼はなし） 家庭保育協力の場合の保育料日割り返還
公共施設	学校等	○　学校体育施設開放事業の停止（市内の中学生以下の団体は利用可。ただし、一部利用制限有） ○　園庭開放の停止	同左	同左
	生涯学習施設	○　施設内での飲食の制限 ○　貸館・貸室の定員の 1/2 制限 ○　県外新規予約停止 ○　緊急事態宣言対象地域団体の利用自粛要請	○　緊急事態宣言及びまん延防止重点措置対象地域団体の利用自粛要請 その他同左	○　貸館・貸室の定員の 1/2 制限（合唱等一部の活動のみ） その他同左
	図書館	○　新聞・雑誌の閲覧停止 ○　閲覧用のいす・ソファーの利用停止	○　新聞・雑誌の閲覧停止 ○　閲覧用の椅子・ソファーを 1/2 に間引き	同左
	駅前図書館	開館時間短縮（17 時終了）、カフェの休止	同左	カフェの休止（会館時間短縮なし）
	スポーツ施設	市外新規予約停止・県外利用自粛要請	○　県外新規予約停止・県外利用自粛要請 ○　プール営業休止（TAC きらめきを除く）	県外新規予約停止・県外利用自粛要請
	山麓公園（竹林園・足湯）	◎営業休止（GW 期間中） ○　ふれあいセンター（宿泊・日帰り）・テニスコート：県外新規予約停止・県外利用自粛要請 ○　浴場：利用人数制限 ○　サウナ・休憩室：閉鎖 ○　アスレチック・野外活動センター：人数制限 ○　レストラン：テイクアウトメニューのみ提供	（営業休止せず） 同左	同左
	花のまちづくりセンター	①　会議室の貸室の利用人数を定員の 1/2 に制限(GW 中休業) ②　カフェの営業停止	同左	○　会議室の貸室の利用人数を定員の 1/2 に制限 ○　カフェは感染防止策を実施し営業
	高齢者福祉施設	全面休業	○　カラオケ利用停止 ○　利用人数を定員の 1/2 に制限	同左
イベント等の制限		原則延期または中止（市民の健康・生命、財産及び生活の維持に重大な影響を及ぼす恐れのあるものについては、感染防止対策を徹底の上で開催）	同左	○　飲食制限の徹底、飲食を伴うイベントの中止・延期 ○　各種感染防止対策、特に会場の換気の強化徹底 ○　その他個別検討
時短要請 事業者支援		○飲食店への時短営業要請・協力金（4/28 発表） 5/１～11→6/20 まで延長 ○飲食店の感染防止備品補助	（飲食店への時短要請及び協力金は実施しない。） ○　飲食店の感染防止備品補助（継続）	同左
その他	市民へのお願い	○　不要不急の外出全般の自粛、テレワーク活用 ○　外食（会食）の自粛、感染防止対策を実施している店舗を少人数、短時間での利用、マスク会食	○外食は努めて認証店を利用 その他同左	○　感染リスクの高い場所への不要不急の外出･移動の自粛 ○　家庭内を含めた会食自粛 ○　認証店も努めて少人数・短時間利用
	事業者へのお願い	○　業種別ガイドラインの遵守、各種対策の徹底 ○　市の感染防止補助の利用	○県の認証制度の活用 その他同左	同左
	広報	○　プレスリリース、市長メッセージの発信・掲載 ○　街宣車による巡回、防災行政無線による放送	○プレスリリース、市長メッセージの発信・掲載	○　プレスリリース、市長メッセージの発信・掲載 ○　生駒駅改札正面における横断幕（看板）掲示

資料Ⅴ―２ａ

新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した場合の速報要領基準

（令和２年４月 14 日作成）
（令和２年８月 28 日改定）

１　各職員は以下の状況となった場合、速やかに所属長を通じ所属部長にその状況を報告する。
① 職員本人がＰＣＲ検査を受けることになった場合
② 同居家族がＰＣＲ検査を受けることになった場合
③ 職員本人または同居家族が「濃厚接触者」に指定された場合

２　各所属部は、状況を把握し直ちに口頭その他の適宜の方法で対策本部事務局長（総務部長）、事務局次長（福祉健康部長）及び危機管理監に通報し、その後速やかに別紙様式を提出して情報を共有する。

３　危機管理監は本部長・副本部長（副市長）に第１報を速報し、各所属部長は、第２報以降として詳細を報告する。

【報告すべき要素】

第１報（一部不明な要素があっても可）
① 職員の所属（管理職は役職）・氏名
（対象が同居家族の場合は、続柄も明記）
② 現住所（市内か市外か、県内市外の場合は市町村名、県外の場合は府県名までを記載）
③ 発症時期、症状の概要及び経過・現状（発熱、咳等の呼吸器症状だけでなく、味覚・嗅覚の異常、頭痛や全身の倦怠感、消化器系の異常も含む。）
④ ＰＣＲ検査決定または濃厚接触者と指定された経緯
⑤ 本人及び当該家族の当面の行動予定（検査予定日、自宅待機または入院等）

第２報以降
⑥ 同居家族の構成、特に市内での通学・通園児の有無、通学・通園先、及びその症状の有無
⑦ 検査結果判明予定時期
⑧ 職員の通勤経路・通勤手段
⑨ 職員本人の場合、最終出勤日、最近（概ね２週間前まで）の勤務状況、特に所属部署以外の接触者（出張、会議等参加、部外者との面談等）、喫煙場所の使用時や食事の際の同席者
⑩ その他特に報告を要すると思われる特異事項

資料Ⅴ―２ｂ

令和４年１月 25 日
生駒市新型コロナウイルス感染症対策本部長

「濃厚接触疑い者」及び「濃厚接触疑い者との周辺接触者」の自主的な特定の基準について

新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、保健所業務が逼迫し、陽性者発生の際の濃厚接触者等の特定が滞っていることから、感染拡大を防止するために事業所等が自主的に判断して早急に対応する必要性が生じている。

このことから、感染急拡大期間中はＰＣＲ検査や抗原検査等の結果、陽性が判明した職員（以下「陽性者」という。）の「濃厚接触疑い者」及び「濃厚接触疑い者との周辺接触者（周辺接触者）」については以下の基準に該当する者とする。これらの特定および対応の流れについては、別紙の通り。

なお、「R2.4.22 作成 R2.8.28 改定の出勤制限範囲等の取り扱い」の【所属部署職員の範囲の例示】については、第６波感染急拡大中は適用しない。

※内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（令和３年 11 月 19 日発　令和３年 12 月 22 日一部改正「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要領　別添「職場における接触的な検査等の実施手順（第２版）」令和３年８月 13 日改訂「初動対応における接触者」の自主的な特定の基準より抜粋

１　濃厚接触疑い者

感染可能期間中（※1）に

①手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、必要な感染予防策（※２）なしで陽性者と１５分以上の接触があった者

②必要な感染予防策（換気・パーテーション・間隔等）がない状況で、陽性者と飲食、喫煙、大声を発する機会に同席した者

③同居家族が陽性者となった者

④陽性者の飛沫（くしゃみ、せき、つば等）に直接触れた可能性の高い者

※１　感染可能期間は、発症２日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の２日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

※2　必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

①～④のいずれかに該当した場合、「濃厚接触疑い者」として発熱外来等で検査を受け、その結果が陰性であった場合は濃厚接触者の取り扱いに準じ、陽性者との最終接触日から１０日間自宅待機とする。

２　濃厚接触疑い者との周辺接触者（周辺接触者）

「濃厚接触疑い者」と上記１の①～④のいずれかの接触があった、もしくは換気をしていない車内等におおむね 15 分以上同席した職員は、「濃厚接触疑い者との周辺接触者（周辺接触者）」とする。

資料Ｖ－２ｂ別紙

令和４年１月２５日
（１月２６日一部修正）

「濃厚接触疑い者」及び「濃厚接触疑い者との周辺接触者（周辺接触者）」の特定および対応について

1　濃厚接触疑い者

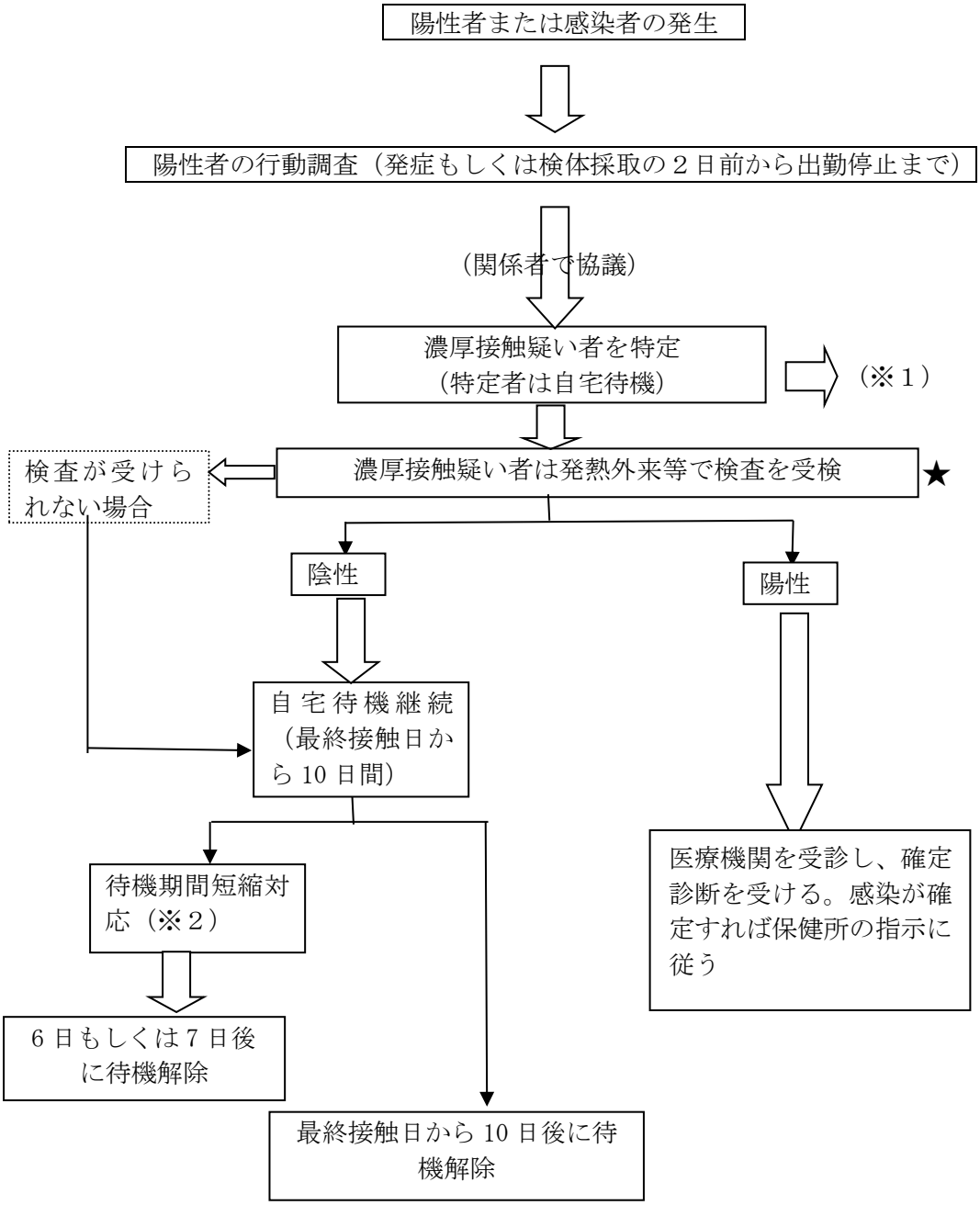

（※１）保健所が濃厚接触者等の特定を行う場合は、市の特定者リストを保健所に提出
（※２）「濃厚接触の疑いのある市職員の待機期間短縮のための取り扱いについて」参照
（※３）同居家族が陽性者または感染者となった場合、職員は「濃厚接触疑い者」として扱う
（※４）同居家族が濃厚接触者（疑い含む）となった場合、職員は「濃厚接触疑い者の周辺接触者（２）」として扱う

2　濃厚接触疑い者との周辺接触者（周辺接触者）

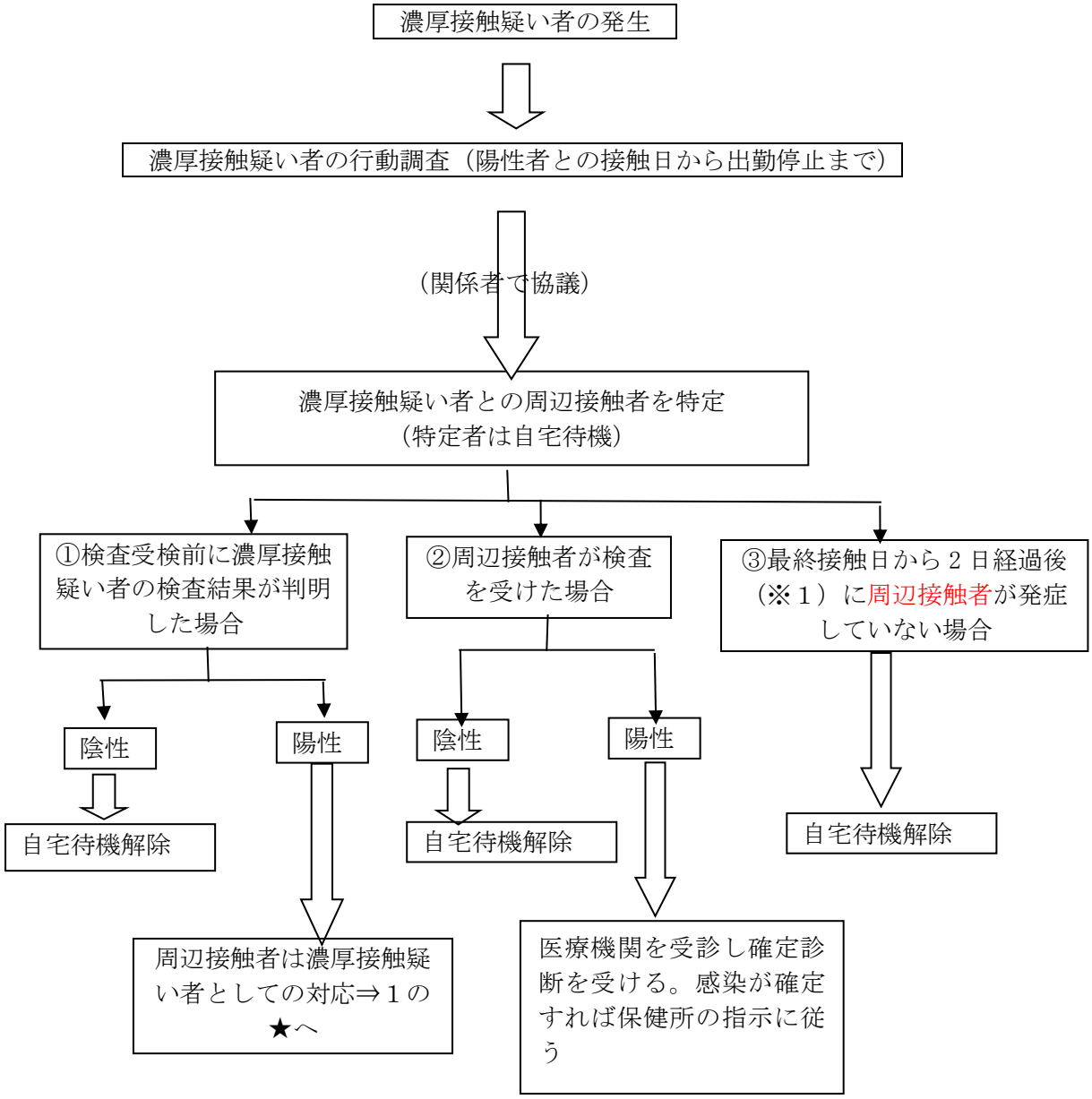

（※１）最終接触日を０として２日経過後までに発症していない場合、（最終接触日の）３日後から出勤可能

※同居家族が濃厚接触者（疑い含む）となった場合、職員は「濃厚接触疑い者との周辺接触者」として扱う。同居状態が続く限り、周辺接触者に対して上記②は適用しない。

資料Ⅴ－3

新型コロナウイルス感染拡大防止のための職員の出勤制限範囲及び期間の取り扱いについて

（令和２年４月 22 日作成）
（令和２年８月 28 日改定）

Ⅰ　職員が検査を受けることになった場合

Ａ．職員自身が「有症状」又は「濃厚接触者」として検査を受けることになった場合

【1．検査結果　判明前】

① 当該職員

・出勤停止とする。

② 所属部署等職員

・当該職員と「所属部署職員の範囲の例示」にある職員は出勤停止とする。

・当該職員と発症前２日以内又はＰＣＲ検査受検日前２日以内に、濃厚接触者に該当する接触があった職員（食事、喫煙、大声を発する機会の同席者など）も出勤停止とする。

・なお、当該職員が濃厚接触者としての受検の場合において、「出勤停止開始から２日を経過した時点で、当該職員が発症していない場合は、所属部署職員は出勤可能とする。

※取扱いについては別途、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休暇等の取扱いについて」及び「出勤停止に係る勤務関係について」の定めに準じる。

【2．検査結果　判明後】

２－１　職員の検査結果が「陽性」の場合

① 当該職員

・出勤停止とする。

・期間は保健所の指示に従う。

② 所属部署等職員

・保健所が認定する濃厚接触者に該当する職員は出勤停止とする。

・期間は保健所の指示に従う。

２－２　職員の検査結果が「陰性」の場合

① 当該職員

・有症状の場合は、医療機関等の指示する期間を出勤停止とする。

・濃厚接触者の場合は、感染者との直近の接触後 14 日間、若しくは保健所が指示する期間を出勤停止とする。

② 所属部署等職員

・出勤可能とする。

※　取扱いについては別途、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休暇等の取扱いについて」及び「出勤停止に係る勤務関係について」の定めに準じる。

Ｂ．濃厚接触ではないがスクリーニングのための検査の場合

① 当該職員

・基本的には出勤可能とするが、スクリーニングを必要とする事案の規模（数、期間等）を勘案し、医療機関等の助言も参考に出勤の可否を決定する。なお、体調不良時は積極的に出勤を見合わせる。

② 所属部署等職員

・出勤可能とする。

Ⅱ　職員の同居家族が PCR 検査を受けることになった場合

Ａ．家族の受検が判明した時点で、当該職員自身に症状がある場合

【1. 家族の検査結果　判明前】

① 当該職員

・出勤停止とする。

② 所属部署等職員

・「所属部署職員の範囲の例示」にある職員のうち、当該職員家族のＰＣＲ検査受検日前２日以内に、当該職員と濃厚接触者に該当する接触があった職員（食事、喫煙、大声を発する機会の同席者など）も出勤停止とする。

・なお、出勤停止開始から２日を経過した時点で、当該職員が発症していない場合は、所属部署職員は出勤可能とする。

※ 取扱いについては別途、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休暇等の取扱いについて」及び「出勤停止に係る勤務関係について」の定めに準じる。

【2. 家族の検査結果　判明後】

２－１　同居家族の検査結果が「陽性」の場合

① 当該職員

・濃厚接触者となり、Ⅰ　職員が検査を受けることになった場合のＡ　に準ずる。

② 所属部署等職員

・Ⅰ　職員が検査を受けることになった場合のＡ　に準ずる。

２－２　同居家族の検査結果が「陰性」の場合

① 当該職員

・基本的には出勤可能とするが、体調不良時は積極的に出勤を見合わせる。

② 所属部署等職員

・出勤可能とする。

※ 取扱いについては別途、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休暇等の取扱いについて」及び「出勤停止に係る勤務関係について」の定めに準じる。

Ｂ．家族の受検が判明した時点で、当該職員自身に症状がなかった場合

【1. 家族の検査結果　判明前】

① 当該職員

・出勤停止とする。

② 所属部署等職員

・出勤可能とする。

※ 取扱いについては別途、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休暇等の取扱いについて」及び「出勤停止に係る勤務関係について」の定めに準じる。

【2. 家族の検査結果　判明後】

２－１　同居家族の検査結果が「陽性」の場合

① 当該職員

・濃厚接触者となり、Ⅰ　職員が検査を受けることになった場合のＡ　に準ずる。

② 所属部署等職員

・Ⅰ　職員が検査を受けることになった場合のＡ　に準ずる。

※ 取扱いについては別途、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休暇等の取扱いについて」及び「出勤停止に係る勤務関係について」の定めに準じる。

２－２　同居家族の検査結果が「陰性」の場合

① 当該職員

・出勤可能とする。

② 所属部署等職員

・出勤可能とする。

Ｃ.職員家族が「有症状」又は「濃厚接触者」ではなく、スクリーニングのための検査を受けることになった場合

① 当該職員

・出勤可能とする。

② 所属部署等職員

・出勤可能とする。

【所属部署職員の範囲の例示】

Ａ：当該職員本人がマスクを**着用している**場合

① 机が向かい合っている又は両隣の職員

② 電話を常時共有している職員

＜当該職員の両隣に職員がいる場合＞

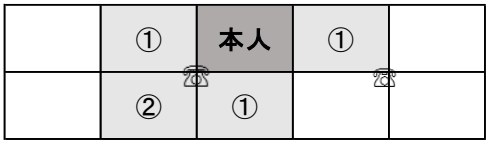

＜当該職員の席が角にある場合＞

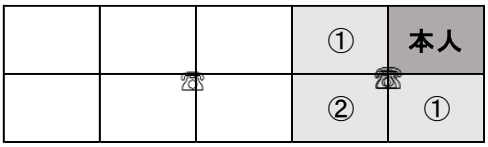

Ｂ：当該職員本人がマスクを**着用していない**場合

① 机が向かい合っている又は両隣の職員

② 電話を常時共有している職員

③ 前面側面半径１ｍの範囲内の職員

ただし、ロッカーやパーテーション等により飛沫が遮断されている場合はその範囲までとする

＜当該職員の両隣に職員がいる場合＞

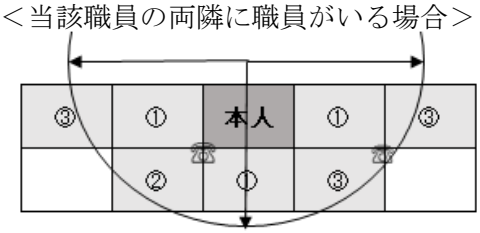

＜当該職員の席が角にある場合＞

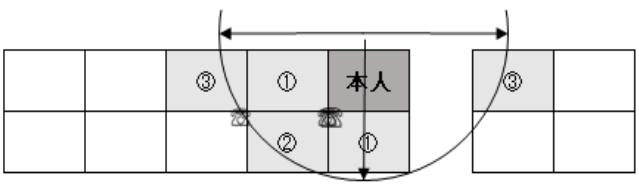

【参考】

新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）／厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の予防法

問３　濃厚接触者とはどのような人でしょうか。濃厚接触者となった場合は、どんなことに注意すればよいでしょう。

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1.距離の近さと２.時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（１ｍ程度以内）で 15 分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症 2 日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、陽性者と、１ｍ以内、15 分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。詳しくはこちらをご覧ください。

なお、15 分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「３密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後 14 日間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてください。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見は

こちら（https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599431.pdf）をご覧ください。

また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としています。（https://www.mhlw.go.jp/content/000635506.pdf）

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した方と接触した後 14 日間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。

詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。

症状がある場合の相談や新型コロナウイルス感染症に対する医療について

問６　陽性になって入院や療養をした場合、どうなったら元の生活に戻れますか。

国内外の知見（後述）によると、発熱等の症状が出てから７日～10 日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR で検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきました。

そのため、以下の通り、入院や療養生活が始まってから、こうした期間が経過したかどうかと、各種検査の結果を総合判断して、元の生活への復帰が判断されることになります。

厚生労働省では、退院や療養生活を終了する際の判断基準を、以下のとおりまとめています。これまでの国内外の研究結果等を踏まえながら、随時最適な基準を定めてまいります。（直近では６月 25 日に基準を変更いたしました。）

なお、退院後の４週間は、毎日、体温測定を行うなどの自己健康管理といった対応をしていただきながら、社会生活を送っていただくことにご留意ください。

（参考）期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能

② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、２回のＰＣＲ等検査で陰性を確認できれば、退院可能

【無症状病原体保有者の場合】

① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能

② 検体採取日から６日間経過後、24時間以上間隔をあけ２回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能

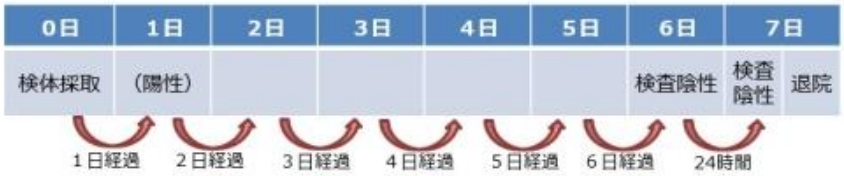

資料Ⅴ―４ａ

出勤停止に係る勤務関係について

（令和２年４月24日作成）

（令和２年８月28日改定）

「出勤停止」の対象となるものを以下のとおり分類

①新型コロナウイルス感染症が陽性となった（感染した）場合

→病気休暇（診断書が必要）※有給。最大90日。

（会計年度任用職員は、無給で、かつ正規職員と期間・条件が異なる。）

②感染していると強く疑われる場合や臨時休校で子の世話を行う必要がある場合

→特別休暇（災害等による出勤困難休暇）　※有給。必要と認められる期間

（会計年度任用職員も対象。）

（要件）

(1)職員又はその同居する親族に発熱等の風邪症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(2)職員が、新型コロナウイルスの陽性者であること又はその者と濃厚接触があった者であることが強く疑われることから、医療機関等で検査を受ける必要がある場合及び当該検査を受けた上で、医療機関等の指導により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(3)新型コロナウイルス感染症対策に伴い、各学校・各園・学童施設等が臨時休校等した場合（当該施設等から登園等の自粛要請があった場合を含む。）、子の世話を行う職員が当該世話を行う（他の親族等に預ける際の移動等も含む。）ため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(4)感染症法第44条の3第2項に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合

（裏面に続く）

③上記①②以外で、感染拡大防止のため、出勤停止対象となる場合

出勤停止対象者は、原則テレワーク（在宅）勤務を行う。

（正規職員、会計年度任用職員問わず）

所属長が、当該職員の担当業務の内容等から、テレワーク勤務を実施できると判断する場合に限るものとする。

想定業務：会議資料・企画書・スケジュール・チラシ・マニュアル等作成業務、調査・研究・情報収集業務、自主学習研修）

※その他

・時差出勤

次のいずれかに該当する職員（会計年度任用職員を含む。）

(1)**通勤に混雑している公共交通機関を利用している場合**

(2)**各学校・各園・学童施設等の臨時休校等（当該施設等から登園等の自粛要請があった場合を含む。）に伴い子の世話を行う（親族等に預ける際の移動等含む。）必要がある場合**

資料Ｖ－４ｂ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休暇等の取扱いについて

（令和２年４月 24 日作成）
（令和２年８月 28 日改定）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、職員が感染した場合又は職員の感染が疑わしい場合、子の世話を行う職員への影響緩和等から出勤停止が必要と認められる場合の休暇等の取り扱いについては、以下のとおりとする。

（１）基本的事項

体調不良の際は、厚生労働省が示す別添「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参考に、適切に自己管理すること。

特に発熱等の風邪症状が見られるときは、所属長と相談の上、出勤を自粛し、外出は控えるとともに、息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談すること。

なお、妊娠中の職員については、新型コロナウイルスに限らず一般的に、妊娠中に肺炎を起こした場合、妊娠していない時に比べて重症化する可能性があることから、各所属において妊娠中の職員の休みやすい環境の整備等に協力すること。

（２）職員の感染は確認されないが、出勤停止が必要と認められる場合

「災害等による出勤困難な場合の休暇」（特別休暇）を申請できるものとする。

■対象職員　一般職に属する職員（会計年度任用職員を含む。）
■要件（以下のいずれかに該当）

①職員又はその同居する親族に発熱等の風邪症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

②職員が、新型コロナウイルスの陽性者又はその者と濃厚接触があった者であることが強く疑われることから、医療機関等で検査を受ける必要がある場合及び当該検査を受けた上で、医療機関等の指導により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

③新型コロナウイルス感染症対策に伴い、各学校・各園・学童施設等が臨時休校等した場合（当該施設等から登園等の自粛要請があった場合を含む。）、子の世話を行う職員が当該世話を行う（他の親族等に預ける際の移動等も含む。）ため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

④感染症法第 44 条の３第２項に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合

■期間　やむを得ないと認められる必要最小限の時間・日数
■単位　１日又は１時間単位
■給与　有給
■手続
申請は、事前に勤務情報システムから行うこと。
ただし、緊急の場合は、口頭で所属長の承認を得るものとし、事後速やかにシステムの処理を行うこと。

・システム「庶務一般」→「休暇管理」→「災害時の危険回避休暇申請」を選択
・『申請期間』、『申請時刻』に加え、必ず『備考』に具体的な理由を入力すること）
※人事課への書面等の提出は不要とします。

（３）職員本人の感染が確認され、医療機関で受診する場合

病気休暇を申請してください。なお、申請には、療養期間（休暇期間）が明記された診断書の添付が必要です。

■対象職員　一般職に属する職員
■要件　新型コロナウイルスの陽性者であると診断された場合
■期間　やむを得ないと認められる必要最小限の時間・日数
■単位　１日、半日又は１時間単位
■給与　有給
■備考　会計年度任用職員は無給、かつ勤務日数等により要件・期間が異なる。
■手続
①申請は、事前に勤務情報システムから行う。
ただし、緊急の場合は、口頭で所属長の承認を得るものとし、事後速やかにシステムの処理を行うこと。

システムより、「庶務一般」→「休暇管理」→「病気休暇申請」を選択し、『申請期間』、『申請時刻』に加えて必ず『備考』に具体的な病名（診断名）又は理由等を入力すること。）

②電子決裁画面において、「回送」で起案した後、画面左下の「印刷」から、申請用紙を出力する。申請用紙は起案者と決裁権者（所属長）の押印の上、診断書を添付して、人事課へ提出すること。

（４）その他既存の休暇、休業制度

既存の休暇・休業制度の利用も検討すること。なお、各種要件があるため詳細は人事課へ問い合わせすること。

・部分休業…小学校就学前の子どもを養育する場合、１日２時間まで。
・子の看護休暇…中学校就学前の子どもが疾病等で看護が必要となる場合、年度で５日（２人以上養育の場合は１０日）。
・短期介護休暇…要介護者の介護・世話が必要となる場合、年度で５日（２人以上介護等の場合は１０日）。

資料Ｖ－５ａ

令 和 2 年 3 月 27 日
生駒市新型ウイルス感染症
対　策　本　部　長

新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応方針（抜粋）

【状況全般の認識と対応の基本方針】

現在、奈良県内においては感染状況が一定程度に収まっているが、全国的には感染者の増大が継続している。特に隣接している大阪府では感染者の発生が継続しているため、今後本市にまで感染の拡大が波及する可能性がある。

このため本市は、地域社会と市民の生活を維持しつつ本市への感染の波及を極力回避するとともに、市民に感染が発生した場合においてもその拡大を局限するため、現行の対応方針を一部修正しつつ引き続き継続する。

１　市内の行事やイベント等の取り扱い

(1)　市主催のイベント等

感染拡大防止の観点から、真にこの期間内に開催する必要がない限り、原則中止または延期する。

(2)　市民、民間団体等が主催するイベント

市の基準を参考としての開催の見直し、自粛を要請する。

＜市が主催する各種イベント等の中止または延期の判断基準＞

① 中止や延期の影響の少ないものは中止または延期する。

② 参加者が特定できない大規模な行事・催し等は中止・または延期し、参加者が特定できる行事・会議等は必要性に応じ実施する。

③ 参加者が特定できない大規模な行事・催し等であっても、参加者が十分な距離（２メートル程度）を**とれて直接触れ合うことがない**など、濃厚接触となる恐れの**ないもの**は必要性に応じ実施する。

④ ②、③にかかわらず、飲食を伴うものは中止・延期、または飲食を伴わない形で実施する。

＜実施する際の留意事項＞

① 会場出入り口等におけるアルコール消毒を準備する。

② 室内で実施する際には換気を**徹底する**。

③ **イベント等の前後を含めて**近距離での会話や発声が行われないよう、会場内の配置や実施内容を**変更する。**

④ 発熱を伴う咳症状がある場合は参加を見合わせるよう周知する。

（以下省略）

資料Ⅴ―５ｂ

イベント等対応方針（１０月１日）

市主催のイベントや会議の開催についての取り扱いについて、今般、国から令和２年１１月末までの催物の開催制限の緩和等に関する事務連絡（令和２年９月１１日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「１１月末までの催物の開催制限等について」）が通知されたことから、本市の対応方針を一部修正する。

なお、奈良県の方針が変更された場合や本市を含む県内及び大阪府等において、再び感染の拡大が見られる状況となった場合は、取り扱いを変更する場合がある。

市が主催するイベント等

① 屋内であれば会場の収容定員の半数以下、屋外であれば十分な間隔（2 メートル）が確保できる人数でのイベントは、感染防止対策の徹底（【実施時の一般的留意事項】参照）を条件に開催する。

② 「①」の条件が満たせない場合や全国的または広域的な人の移動が見込まれるもの、参加者の把握が困難なものについては、会場や実施方式等を見直して実施する。その際、特にテレビ会議方式での実施や動画のネット配信など、ICT 技術を活用した感染リスクの伴わない方式での開催に努める。

③ 「②」の検討による開催が困難な場合は規模を縮小するか、延期または中止する。

【実施時の一般的留意事項（感染防止対策）】

１．会場出入り口等における消毒用アルコールを準備**するとともに、非接触型体温計又はイベントの規模に応じて体温検知カメラを配置しモニタリングを行う。**（アルコール消毒が準備できない場合は手洗いの実施を促す。）

２．室内で実施する場合は換気を徹底する。

３．参加者が十分な距離を保持できない、会場の換気が困難など、いわゆる「3 密」の回避が困難な場合は実施要領や会場等を変更する。

４．イベント等の前後を含めて、出演者以外の来場者による歌唱や声援、大声での発声、近距離での会話や発声が行われないよう、必要に応じ実施内容や会場の配置、会場入り口前等の待機要領等を調整する。また、スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物の使用を禁止する。

５．発熱、咳症状、倦怠感、味覚・嗅覚異常などがある場合は参加を見合わせるよう周知するとともに**、参加者に対して非接触型体温計での検温又は体温検知カメラによるモニタリングを行い、症状がある場合（出演者を含む）は参加をお断りする。（このため一部の出演者が欠席する、または状況によりイベント等自体を急遽、延期または中止することがあることも、予め周知しておく。）**

６．参加者はマスクの着用に努める。

７．感染者が発生した場合に備え、可能なものについては、参加者が特定できるよう配慮する。

８．飲食を伴うイベントを行う場合、飲食できる場所を限定するとともに、料理の配膳要

領や配席の工夫を含めて、特に感染予防対策を徹底する。
9．参加者・来場者には、努めて接触確認アプリ「COCOA」を使用するよう促す。
10. 以上に加え、市の公共施設を利用する場合は各施設の利用制限や管理者の指示に従うとともに、各業界（競技）団体等から「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」が示されている場合は、それにも従って実施する。また参加者にこれらの措置を遵守させるため、入退場や行動の管理に努める。

④ 感染リスクを軽減するための各種措置が担保可能な場合（【感染リスク軽減措置の担保要領】参照）は、これを確実に実施し、「①」の参加人員の制限をイベントの特性に応じて次表の範囲で緩和して開催する。（この際、どのような感染防止の取り組みを行っているか、ＨＰ等で事前に公表する。）

イベントの特性	○来場者（出演者を除く）が大声での歓声・声援、歌唱等をする恐れがない。 ○会場内で食事(注１)が行われない。	○来場者が大声での歓声・声援、歌唱等をすることが想定される。 ○会場内で食事が行われる。
想定される イベントの例	クラシックコンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典、展示会　等	ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、キャラクターショー、親子公演、ライブハウス・ナイトクラブのイベント等
参加人員数の 制限緩和の上限	収容定員の 100%（個別の固定座席や収容定員がない場合は、最低限来場者が相互に接触しない程度間隔を空ける。）	収容定員の 50%（注 2）（個別の固定座席や収容定員がない場合は、来場者相互に１ｍ間隔を空ける。）
備　　考	注１：菓子等の軽食を含むが、飲み物は含まれない。 注２：個別の固定座席がある場合、異なるグループや個人の間は１席間隔を空けるが、５人以下の同一グループ内では間隔を空ける必要はない。（結果的に、収容定員の 50%を上回ることも可能。） ●個々のイベント等がどちらの区分に該当するかについては、「想定されるイベントの例」にとらわれず、当該イベントの特性を具体的に検討して判断する。	

【感染リスク軽減措置の担保要領】
１．会場の消毒を徹底して行う。
２．マスクを持参していない来場者に備え、主催者側でマスクを配布または販売できるよう準備して、マスク着用率 100%を担保する。（マスクの着用を拒否する来場者については、参加をお断りすることがある旨、事前に周知する。）
３．出演者が歌唱等を行う場合は、舞台から観客まで一定の距離（最低２ｍ以上）を確保する。
４．有料のイベント等については、中止・延期となった場合や症状があり入場をお断りした場合の料金の取り扱いについて、事前に明確化しておく。
５．会場入り口に接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード用 QR コードを掲示するなど、利用の促進を図り、まだ利用していない来場者にダウンロードを促す。
６．来場者が大声を出したり鳴り物を使用したりする場合等に備え、個別に注意・対応す

る人員を配置する。

7．入場口・トイレ・売店等での密集が回避できない場合には、そのキャパシティを考慮して参加人員数を調整する。

8．出演者・選手等と来場者がイベント等の前後・休憩時間も含めて直接接触しないよう確実に処置する。（接触の防止ができない恐れがある場合は開催そのものを見合わせる。）

9．会場周辺の交通機関、飲食店等の混雑が予想される場合、予約システム等を活用して分散利用するよう促す。

10. 全国的な人の移動を伴うイベントや参加者・来場者の規模が 1,000 名を超える可能性があるものを企画する場合については予め、県の関係部局に別添「大規模イベント等の開催に伴う事前相談票（9.19～）」を提出し相談する。

市が共催するイベント等

市が主催するイベント等に準じて対応することを原則とする。なお、共催する相手側に別途方針がある場合は、両者協議のうえ判断する。

市民・民間団体が実施するイベント

市民や民間団体等が主催する各種イベント等についても、本市が主催するイベント等の実施判断基準と実施時の留意事項を参考として検討、実施されるよう促す。

（なおその際、生涯学習施設については令和 3 年 3 月 31 日までの間、利用料を 1/2 とする措置を行っていること、また、その問い合わせ先は各施設である旨も併せて周知する。）

資料Ⅴ－6

緊急事態宣言発令時の各施設の対応

施設		緊急事態宣言		備考
		大阪府に発令（奈良県発令なし）の期間	奈良県に発令の期間	
生涯学習施設	たけまるホール 北コミュニティセンターISTAはばたき 南コミュニティセンターせせらぎ 芸術会館　美楽来 図書会館 鹿ノ台ふれあいホール	貸館停止（利用予約等の窓口業務及び北コミ・南コミ・図書会館・鹿ノ台の市民サービスコーナーのみ対応。）	臨時休館	【対象期間】 4月11日（土） ～宣言解除まで （注）
	市コミュニティセンター	貸館停止（利用予約等の窓口業務のみ対応。） ※消費生活センター，男女共同参画プラザ及び子育て支援総合センターは通常どおり業務実施	臨時休館 ※消費生活センター及び男女共同参画プラザは原則電話対応	
	やまびこホール	臨時休館		
生駒ふるさとミュージアム		臨時休館（利用予約等の窓口業務のみ対応）	臨時休館	
図書館（分館・鹿ノ台含む）		臨時休館 （ただし予約本の貸出・返却に限定　9:30～17:00　駅前図書室の営業時間短縮を含む）	臨時休館	
スポーツ施設	生駒市体育協会高山S.C.（生駒北スポーツセンター） イモ山公園体育施設 北大和体育施設 生駒市体育協会総合S.C.（総合公園体育施設） 生駒市体育協会滝寺S.C.（滝寺公園体育施設） むかいやま公園体育施設 小平尾南体育施設 TAC井出山スポーツパーク（井出山体育施設）	臨時休館 ※利用受付等の窓口業務のみ対応	臨時休館	
	井出山屋内温水プールTACきらめき	臨時休業（3月8日～）	臨時休館	
高山竹林園		臨時休業	臨時休館	
市民活動推進センターららぽーと		貸館停止	臨時休館	
生駒市テレワーク＆インキュベーションセンターイコマド		オープンスペースのみ休館	貸館停止	
花のまちづくりセンターふろーらむ		貸館・カフェふろーらむのみ中止	臨時休業	
生駒山麓公園	駐車場・公園本体	通常どおり	臨時休業	
	ふれあいセンター行きバス	運休		
	ふれあいセンター（宿泊）	臨時休館		
	ふれあいセンター（会議室）	臨時休館		
	浴場	臨時休館		
	テニスコート	臨時休業		
	フィールドアスレチック	臨時休業		
	野外活動センター	臨時休業		
	レストラン	臨時休業		
人権文化センター		臨時休館		
小平尾南児童館		臨時休館		
高齢者福祉施設	金鵄の杜　倭苑	臨時休館		
	RAKU-RAKUはうす	臨時休館		
歓喜乃湯　足湯		臨時休館		
障がい者福祉施設	福祉センター	臨時休館（権利擁護支援センターは通常通り業務実施）		
子育て支援総合センター		通常どおり（みっきランド・はばたきみっきは臨時休館）		
	こどもサポートセンター	通常どおり		
教育支援施設	教育相談室	通常どおり	原則電話対応	
	適応指導教室いきいきほっとルーム	通常どおり	臨時休業	
	通級指導教室　エル	通常どおり		
	子ども・若者総合相談窓口ユースネットいこま	通常どおり	原則、電話かWeb（Skype等）対応	

注：5月25日で解除されたが、指定管理者側の勤務調整や感染防止対策の徹底等のため、5月26日から6月2日にかけて順次再開
（図書館のみは5月20日から貸出・返却に限定し再開）

資料Ⅵ－１

事業者サポート給付金における売上比較方法

令和３年６月から９月まで

創業時期	売上比較方法	減少率
令和元年１月以前に事業開始	令和元年１月～12 月の売上と 令和２年１月～12 月の売上を比較	２０％以上
令和元年 2 月～12 月の間に事業開始	令和元年の開業日から 12 月までの売上を営業月数で割り、その後 12 をかけて算出した令和元年総売上と、令和２年１月～12 月の売上を比較	
令和２年１月～11 月の間に事業開始	開業日から令和２年 12 月までの営業期間を上半期、下半期に分け、その平均値を比較	
令和２年 12 月～3 年 12 月の間に事業開始	申請日を起点とした直近１ヶ月の売上高と、直近１か月を含む最近３か月の平均売上高を比較	

令和３年 10 月１日の条件緩和以降

創業時期	売上比較方法	減少率
令和元年１月以前に事業開始	令和元年１月～12 月のうち任意の連続した３か月の売上の合計と、令和２年１月～12 月もしくは令和３年１月～12 月の同３か月の売上の合計を比較	１５％以上
令和元年 2 月～10 月の間に事業開始	令和元年開業日から 12 月までの任意の連続した 3 か月の売上の合計と、令和２年１月～12 月もしくは令和３年１月～12 月の同３か月の売上の合計を比較	
令和元年 11 月～2 年 10 月の間に事業開始	開業月から令和２年 12 月までの任意の連続した３か月の売上の合計と、令和２年 11 月～3 年 12 月の同３か月の売上の合計を比較	
令和２年 11 月～3 年 12 月の間に事業開始	開業月から令和３年 12 月までの任意の連続した３か月の売上平均と、令和３年２月～4 年３月の任意の１か月の売上を比較	

資料Ⅵ－２

新型コロナウイルス感染症への対応に関する市長メッセージ一覧

No	年	発表日	メッセージ内容（タイトル）
1	令和２年	４月２日	【新型コロナウイルス】市長からのメッセージ
2		４月３日	市立幼稚園、小中学校の休業延長に関する市長メッセージ
3		４月７日	緊急事態宣言を受けての市長からのメッセージ
4		４月８日	感染に関する情報の公表についての市長メッセージ
5		４月13日	大阪府の休業要請を受けた市長からのメッセージ
6		４月16日	緊急事態宣言対象地域が全国に拡大されたことに対する生駒市長メッセージ
7		４月24日	緊急事態宣言を受けた生駒市の対応方針の発表に当たっての市長メッセージ
8		４月27日	新型コロナウイルス感染症対策として「特別救急搬送専属隊」の運用を開始しました
9		５月８日	１人10万円を給付する特別定額給付金についての市長メッセージ
10		５月14日	生駒市独自の支援策第２弾の発表と、緊急事態宣言の対象地域から奈良県が解除されたことを受けた市長メッセージ
11		５月18日	１人10万円を給付する特別定額給付金の支給開始に関する市長メッセージ
12		５月28日	新型コロナウイルス感染症対策・「特別救急搬送専属隊」を継続し、第２次隊員を選任しました
13		７月３日	部課長会において新型コロナウイルス感染症対応に係る感謝状授与式を行いました
14		７月６日	市内で新型コロナウイルス感染者が２名出たことに関する市長メッセージ
15		７月10日	近大奈良病院内の感染事例に関する市長メッセージ
16		９月１日	市立小学校における感染者発生に対する市長メッセージ
17		９月10日	新型コロナウイルス感染症の影響で、資金繰りや生活資金などでお悩みの市民、事業者の皆様へ（自殺予防週間における生駒市の取り組み）
18		10月１日	市主催の事業が再開。市民の活動も少しずつ戻ってきました
19		12月４日	年末の感染拡大防止に向けた市長メッセージ
20		12月18日	本市の感染状況に関する市長メッセージ
21		12月28日	年末年始を迎えるにあたっての市長メッセージ

No	年	発表日	メッセージ内容（タイトル）
22	令和３年	1月14日	緊急事態宣言を受けての市長メッセージ
23		1月22日	高齢者施設でのクラスター発生を受けた市長メッセージ
24		3月3日	ステージ2に改善したことに対する市長メッセージ
25		3月5日	コロナ禍の対応に尽力している市立病院を訪問しました
26		3月5日	令和3年度新型コロナウイルス感染症対策の補正予算案を提出しました
27		3月23日	緊急事態宣言の解除に対する市長メッセージ
27		4月9日	県内での新型コロナウイルス感染者急増に関する市長メッセージ
29		4月9日	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する市長メッセージ
30		4月16日	生駒市独自の「感染拡大緊急警報」を発令したことに関する市長メッセージ
31		4月28日	奈良県の緊急対処措置及び事業者への時短協力と支援金に関する市長メッセージ
32		5月11日	奈良県の緊急対処措置の延長に際しての生駒市長メッセージ【特に事業者の皆様に向けて】
33		5月12日	生駒市立病院における新型コロナウイルスワクチン接種に係る事故の発生に関する市長メッセージ
34		5月14日	新型コロナウイルスワクチンを7月末までに高齢者に接種完了を目指す方針についての生駒市長からのメッセージ
35		5月28日	生駒市の感染拡大緊急警報の延長に関する市長メッセージ
36		6月1日	高齢者への新型コロナウイルスワクチンの接種を7月末までに完了する目途が立ちました
37		6月18日	生駒市独自の感染拡大緊急警報の終了に伴う市長メッセージ
38		7月7日	自治体へのワクチン供給量の制限に伴う市長メッセージ
39		7月21日	市内感染状況と連休や夏休みを前にした市長メッセージ
40		8月2日	生駒市独自の感染拡大緊急警報の発令に伴う市長メッセージ
41		8月25日	生駒市独自の感染拡大緊急警報の延長に伴う市長メッセージ
42		9月9日	生駒市独自の感染拡大緊急警報の再延長に伴う市長メッセージ
43		9月28日	生駒市独自の感染拡大緊急警報の解除に伴う市長メッセージ
44		11月11日	市民活動の再開に向けた市長メッセージ
45		11月26日	政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の全面改訂を受けた本市の対応についての市長メッセージ

No	年	発表日	メッセージ内容（タイトル）
46	令和４年	1月7日	新型コロナウイルス感染症の再拡大を受けた市長メッセージ
47		1月27日	生駒市独自の感染拡大緊急警報の発表に伴う市長メッセージ
48		2月18日	生駒市独自の感染拡大緊急警報の延長に伴う市長メッセージ
49		3月4日	生駒市独自の感染拡大緊急警報の再延長に伴う市長メッセージ
50		3月17日	生駒市独自の「感染拡大緊急警報」解除に伴う市長メッセージ
51		4月26日	ゴールデンウィークを前にした新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ
52		7月22日	新型コロナウイルス感染症の再拡大を受けた市長メッセージ
53		7月29日	県内での新型コロナウイルス感染者急増に関する市長メッセージ
54		12月15日	年末年始に向けての市長メッセージ
55	令和５年	5月12日	「特別救急搬送専属隊」の解隊式を行いました

資料Ⅵ－３

避難所用感染防止用資機材等一覧表

No	品　　名	数量	備　　考
1	大型冷風機	64 台	
2	スポットクーラー	43 台	
3	プロパンガス発電機	107 台	大型冷風機・スポットクーラー用
4	電工ドラム	107 台	
5	発電機用プロパンガスボンベ	321 本	ホース、レギュレータ付き
6	屋外用テント	50 張	宿泊用ドームテント
7	屋内用パーティション	270 張	
8	折りたたみ簡易ベッド	300 台	
9	使い捨て手袋	280 箱	1 箱 100 枚入り
10	フェイスシールド	1,300 枚	
11	ペーパータオル	1,230 ﾊﾟｯｸ	1 ﾊﾟｯｸ 200 枚入り
12	アルコール消毒液（手指用）	360 本	1 本 500ml
13	紙スリッパ	40 箱	1 箱 300 足入り
14	ペダル式ごみ箱	70 個	
15	ゴミ袋	175 袋	
16	ペーパーモップ	105 本	
17	ペーパーモップ用ドライシート	210 ﾊﾟｯｸ	
18	レジ袋	120 袋	
19	敷きマット	544 枚	
20	サージカルマスク	580 箱	1 箱 50 枚入り
21	ハンドソープ	72 本	
22	手指消毒液	35 本	
23	消毒液	32 本	清掃用
24	非接触型体温計	50 個	
25	避難所設営シールセット	35 セット	
26	収納用コンテナ BOX	70 個	
27	パレット	20 個	
28	テント	13 張	屋外受付等開設用
29	防災倉庫	12 基	屋外収納庫
30	大型棚	12 台	防災倉庫内の整理収納用
31	ＬＰガス保管庫	6 基	
32	毛布	6,270 枚	備蓄増加分

資料Ⅵ―４

物資の寄付受け実績集計表

品　名	数　量
①マスク	50,322 枚
②防護服（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｶﾞｳﾝ含む）	2,862 着
③レインコート	1,092 着
④消毒ジェル	64 個
⑤ハンドソープ	325 個
⑥消毒液	126ℓ
⑦フェイスｼｰﾙﾄﾞ	2,510 枚
⑧バナーサイン	10 枚
⑨飛散防止フィルム	0.88×2,000m
⑩ペダル式手指消毒液スタンド	4 台
⑪除菌ウェットティシュ	485 個
⑫パルスオキシメーター	10 台
⑬生理用品	8,696 個
⑭尿漏れパッド	302 個
⑮歯ブラシ	86 個

資料Ⅵ－５

新型コロナウイルス感染症に関する人権擁護の取り組み

実施事項	実施時期	実施概要
啓発パネル展 （令和２年度）	令和２年７月 （１４日間）	新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別等防止の啓発パネルを、市役所１階ロビーに生駒市人権擁護委員協議会と連携して展示
幼・保・こども園における啓発活動「いコネクト(I connect)ぎゅっとスマイルプロジェクト」	令和２年９月 ～３年３月	【目的】 新型コロナウイルス感染症で様変わりした生活で感じる喪失感や病気に対する恐怖など子どもたちの様々な気持ちに寄り添い、家庭、学校・園、地域が一体となり、みんなが安心して生活できるよう子どもたちにメッセージを送る。 【参加範囲】 市立の幼・保・こども園の他、一部の私立の園も参加 【内容】 ① シンボルグッズの作成（※）と職員・園児等への配布・着用 ② ポスターの掲示、保護者向けチラシの配布 ③ コロナ禍での不安や恐怖がまわりの人への攻撃に転換しない視点も含んだ教材の参観日等での使用 ※：職員又は（保護者に趣旨を説明して材料等を配布し）保護者が子どもの分を作成
啓発パネル展 （令和３年度）	令和３年４月 （１５日間）	日本赤十字社作成の新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別等防止の啓発パネルを、市役所１階ロビーに展示
本市公式サイトでの啓発	令和３年４月 掲載開始（対策本部閉鎖まで掲載）	新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別等防止の特設ページ（「いコネクトぎゅっとスマイルプロジェクト」や日本赤十字社作成動画の紹介等）を作成し掲載
「人権を確かめあう日」記念市民集会での啓発	令和４年 ４月９日	内　容：生駒在住の映画監督である溝渕雅幸氏講演会及び作品の上映 演　題：「新型コロナを体験して考えたこと、私が映画で伝えたいこと」 場　所：たけまるホール（大ホール） 来場者：１１０人

【参考】対応経過表

年 / 項目: 令和２年 1〜12月、令和３年 1〜12月、令和４年 1〜12月、令和５年 1〜5月、令和5年6月以降

感染拡大状況の推移等
第１波（令和2年4〜5月）、第２波（令和2年7〜8月）、第３（令和3年1月）、第４波（令和3年4〜6月）、第５波（令和3年8〜9月）、第６波（令和4年1〜3月）、第７波（令和4年7〜8月）、第８波（令和4年11〜12月）

主要事象
- ★26官邸対策室設置
- ★28県対策本部設置
- 小・中・高等学校等全国一斉休業要請★27
- 16⇔16 全都道府県緊急事態宣言
- 7⇔21 大阪府緊急事態宣言
- ★18政府：イベント等開催見直しの要請
- 18★第1回ワクチン接種体制確保事
- 大阪市まん延防止重点措 5⇔24
- 京都市まん延防止重点措置 2⇔24
- 14⇔28 大阪府・京都府緊急事態宣言
- 19⇔9⇔31⇔20 感染拡大緊急警報①
- 25⇔20 大阪府・京都府緊急事態宣
- 2⇔30 感染拡大緊急警報②
- 21⇔ 大阪府：まん延防止重点措置→緊急事態
- 2⇔19 京都市まん延防止重点措
- 20⇔30 京都府緊急事態宣
- 27⇔21 感染拡大緊急警報③
- 27⇔21 大阪府・京都府まん延防止重点措置
- ★23 政府「マスク着用の考え方及び就学前児童の取り扱いについて」（マスク着用の一部緩和）
- ★8/20 本市における1日の
- ★10発表 ★13適用 政府「マスク着用の考え方」見直し（個人の判断にゆだね
- ★27 政府「5月8日の第5類への移行」を予定
- ★8 第5類への移行 政府・県対策本部廃
- ワクチンの全額公費接種終了 6年3月31日★

対処体制
- 29⇔28 警戒本部
- 28→7 対策本部体制
- 28→7 タスクフォース
- 16⇔14 閉庁日対処チーム（1号警戒配備）
- 1→31 臨時給付金チーム
- 4→ ワクチンチーム → 6年3月31日
- 3→18 ワクチン接種推進本部
- 22→7 自宅待機者・自宅療養者支援センター
- 22→21シルバー人材センターに委託 買い物支援チーム

各種給付金の取り組み
- 特別定額給付金（コールセンターの設置を含む）
- 生活困窮者自立支援事業（住宅確保給付金）
- 子育て世帯への臨時特別給付金
- 臨時特別給付金（子育て世帯への臨時特別給付金への上乗せ）
- 子育て世帯応援給付金（子育て世帯への臨時特別給付金への上乗せ）
- ひとり親世帯への臨時特別給付金
- 妊婦への特別給付金
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
- 医療従事者等応援特別給付金
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（コールセンターの設置を含む）
- 子育て世帯生活支援特別給付金
- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（一人親世帯分）
- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（一人親世帯以外の世帯分）
- 子育て世帯への臨時特別給付金
- 子育て世帯への臨時特別給付金（市独自分）

ワクチン接種（公費接種）の取り組み
- 【医師会との連絡・調整等】 医師会への協力依頼・協力要領協議・ディープフリーザ配置等調整 （継続的な情報共有・調整等）
- 【健康管理システムの改修】 契約 改修
- 【インターネット予約システム】 契約 システム構築 予約システム改修
- 【接種券（初回・２回分）】 契約 印刷 1→28 発送 3回目以降の接種券の契約・印刷～発送 → 6年1月31日
- 【コールセンター】 契約 準備 22 7 運営 → 5年12月28
- ★7運用開始 高齢者施設へのマニュアル作成・
- 1 予約受付
- 看護師公募
- 市立病院における個別接種
- 集団接種シミュレーション★25
- 9 市内の病院・個人診療施設における個別接種 → 5年11月25
- 集団接種マニュアル作成
- 1 集団接種（当初休日のみ、6月9日から平日も実施）
- 医師・看護師再公募 9
- 23⇔20 大規模集団接種
- 21 看護師追加募集

ワクチン以外の感染拡大防止対策

職員及び来庁者等の感染防止対策
- 14 新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した場合の速報要領基準・新型コロナウイルス感染拡大防止のための職員の出勤制限範囲及び期間の取り扱いについて・出勤停止に係る勤務関係について・新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休暇等の取扱いについて →7
- 25 「濃厚接触疑い者」及び「濃厚接触疑い者との周辺接触者」の自主的な特定の基準について →7
- 2 健康観察表
- 27⇔21 ２交代制勤務・分散配置・窓口時間短縮
- 22 非接触型体温計（ハンディー式）
- 庁内情報流通基盤の整備
- 庁舎等入口への体温検知カメラ設置 →7
- 抗原検査キットによる自己検査
- 21 時差出勤制度の利用の推奨
- 8 テレワークの利用 →7
- ★テレワーク専用パソコンの導入
- 消防当直勤務者仮眠室への間仕切り設置（注：令和3年9月からは個室化）
- 8 職員に対する行動自粛の指導
- 職員に対する外出自粛の指導
- 職員に対する会食の自粛の指導
- 職員に対する会食の自粛の指 2
- 4 職員に対する会食の自粛の指
- 7⇔2 職員に対する会食の自粛の指導
- 1 庁舎内における間隔保持措置、椅子・机・カウンター・共用部分の消毒、換気の保持 →7
- 25 庁舎入口への手指消毒液の配 →7
- 各窓口の応急飛沫対策（ビニールシート
- 庁内各窓口へのアクリル板設 部分撤去 →7
- 会議室等への二酸化炭素濃度系の設置
- 各図書館への図書用除菌機の設置
- 28 窓口職員マスク着用 13
- 1 全職員マスク着用・全来庁者へのマスク着用要請
- 生涯学習施設のトイレ・洗面所水栓の非接触型への交換、コミュニティセンターの窓の改修等
- ★体育施設2施設へのスポットクーラー設置
- 妊産婦オンライン相談
- オンライン特定保健相談
- 1⇔1 法律相談：電話限定
- 1⇔2 法律相談：電話限定
- 2⇔ 法律相談：電話限定
- 2⇔2 法律相談：電話限定
- クラウド型事業者支援電子申請システム 1
- 8 出張・会議等の制限
- 【各種イベン 21 開催の削減 1 原則中止・延期 2 開催制限の一部緩和 1 開催イベントの精選、実施方式・規模等の見直し・変更 9 政府対策本部事務連絡「催し物等の制限」の改定に合わせた制限の段階的緩和等 →7

学校、幼保こども園等

学校・幼稚園（給食センター）
- 3⇔17 一斉臨時休業 休業延長 1/2登校・分散保育 17
- 学校夏休み短縮
- 運動会の参加制限等（令和2年・令和3年・令和4年）
- ★卒業式・入学式の制限★（令和3年・令和4年・令和5年）
- 19⇔20 幼稚園短縮
- 25⇔ 登校・園短縮（学校：午後OnLine授業）
- 6⇔17 自主・登校日登 20⇔31 登校日登校
- 遠足・郊外研修・修学旅行等の見直し →7
- 2 部活動停止 部活動停止延長 16
- 19⇔20 部活動短
- 2⇔ 部活動短縮
- 27⇔9⇔21 部活動原則自 短縮 →4（以降は各校判断）
- 市外校との交流・合宿・遠征等の制限
- 19 制限強化（合宿・合同練習等全面停止）
- 4 制限を緩和（県内校は交流可） →7
- グループ配席の取りやめ・黙食指導
- 給食センター調理場他空調設備工事・各小中学校配膳室のスポットクーラー導入

保育園こども園
- 原則自宅保育（一部園児の限定受入）
- 運動会の参加制限等（令和2年・令和3年・令和4年）
- ★卒園式・入園式の制限★（令和3年・令和4年・令和5年）
- 登園自粛時の保育料・給食費の還付

学童保育
- 3⇔20⇔17 原則自宅保育（一部児童の限定受入）（受入れ拡大）
- 25⇔30 原則自宅保育（受入れ対象範囲拡大）
- 臨時休業時・欠席時の利用料返還

一般市民及び事業者

各施設の利用制限等
- 1⇔26 緊急事態宣言に伴う休業
- 2 貸室の定員の1/2制限（利用料減額）
- 飲食等一部用途の利用を制限 →7
- 2⇔17 学校体育施設・園庭開放停止（全面停止）
- 19⇔20 学校体育施設・園庭開放制限（利用者限
- 2⇔30 学校体育施設・園庭開放制限（利用者限定）
- 27⇔21 学校体育施設・園庭開放制限（利用者限
- 19 県外居住者による利用制限
- 19⇔20 県外居住者による利用制限
- 2⇔30 県外居住者による利用制
- 27⇔21 県外居住者による利用制
- 14⇔28 緊急事態宣言地域居住者の利用制限
- 5⇔30 まん延防止重点措置・緊急事態宣言地域居住者の利用制限
- 山麓公園：連休間休業
- 19⇔20 高齢者福祉施設休業
- スポーツ施設におけるAIカメラ貸し出し
- 11⇔26⇔7⇔19 図書館：閉館・完全休業
- 山麓公園レストラン・花のまちづくりセンター：テイクアウト限定営業
- 4⇔18 図書館：雑誌・新聞撤去
- 7⇔20 図書館：雑誌・新聞撤去
- 27⇔21 図書館：雑誌・新聞撤去
- 11⇔30 駅前図書室：会館時間短縮・カフェ中止
- 20⇔30 駅前図書室：開館時間短縮・カフェ中止
- 27⇔21 駅前図書室：カフェ中止

相談窓口・在宅療養者支援
- 25⇔16 相談専用ダイヤル開
- 15 買い物支援等受付専用ダイヤル（兼　相談ダイヤル）開設 →7
- 買い物支援＋感染防止用品の提供・パルスオキシメーター貸し出
- 家族が感染した在宅介護を受けている要援護者の医療機関への収容調整

事業者への働きかけ
- 25 タクシー事業者に対する感染防止対策等の補助
- ★訪問介護事業所に対するオンライン研修
- 飲食店に対する感染防止設備導入補助
- 公共交通（バス・タクシー）事業者に対する感染防止対策補助
- コミュニティーバス抗菌コート施工補助
- ★商工会議所における講演 → 6年3月31
- 私立幼稚園・こども園に対する感染防止対策補助
- 学童保育所事業者対する感染防止対策補助
- 20 時短要請（感染拡大緊急警報）
- 福祉サービス事業者・介護事業者及び乳児院・児童養護施設に対するマスク配布
- 福祉サービス事業者に対する感染防護資材配布
- 福祉サービス事業者に対する環境整備費用・職員慰労金給付
- 介護事業者に対する感染防護資材の貸与 →7
- 地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターに対する国・県からの情報の提供 →7
- 介護保険施設整備事業

その他
- 妊婦へのマスク配布
- 電子図書館の開設
- 出張図書館サービス
- 自治会への感染防護資材配布
- 自治会活動のデジタル化に対する補助
- インフルエンザワクチン接種の推進
- サテライトオフィス等開設支援
- ★寺社仏閣への初詣対策の要請
- 感染者等移送支援 →7
- 選挙における感染対策（衆院選）
- 選挙における感染対策（参院選）
- 選挙における感染対策（統一地方選）

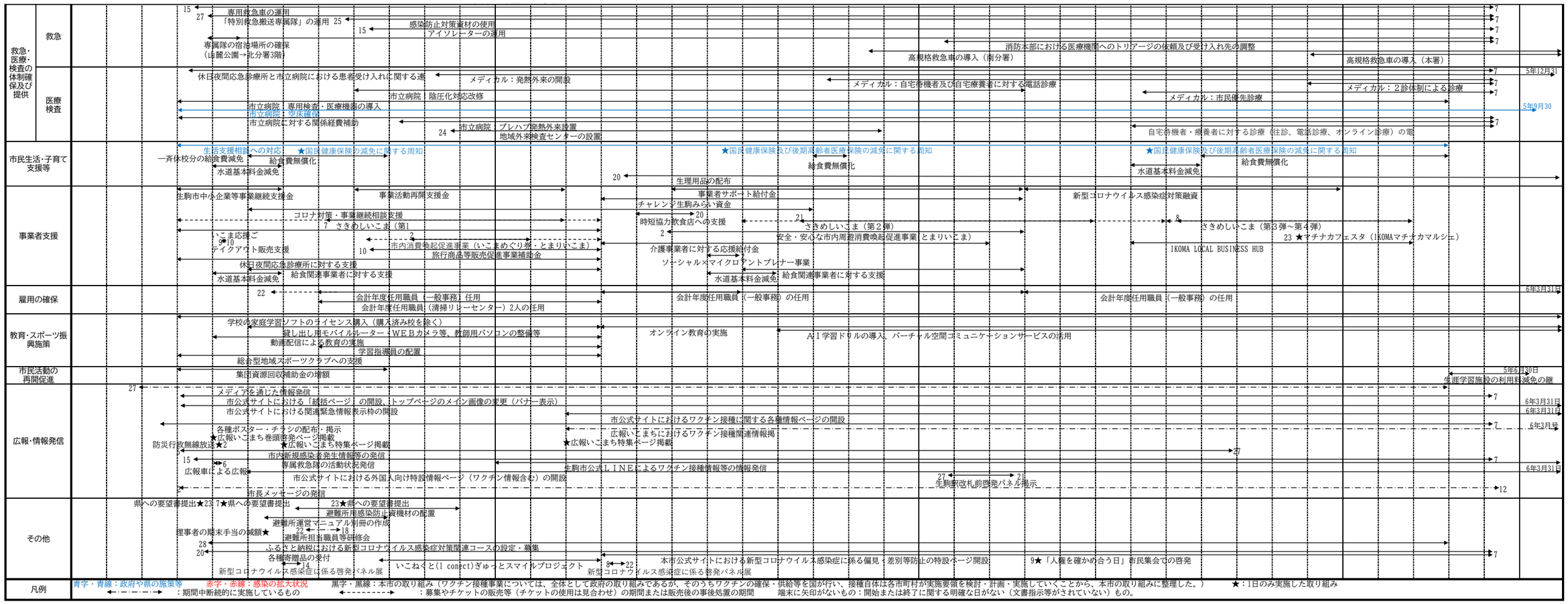
救急・医療・検査の体制確保及び提供
救急
医療検査
専用救急車の運用
「特別救急搬送専属隊」の運用
感染防止対策資材の使用
アイソレーターの運用
専属隊の宿泊場所の確保
（中館公園→北分署3階）
消防本部における医療機関へのトリアージの依頼及び受け入れ先の調整
高規格救急車の導入（南分署）
高規格救急車の導入（本署）
休日夜間応急診療所と市立病院における患者受け入れに関する連
メディカル：発熱外来の開設
メディカル：自宅待機者及び自宅療養者に対する電話診療
メディカル：２診体制による診療
市立病院：除圧化対応改修
メディカル：市民優先診療
市立病院：専用検査・医療機器の導入
5年9月30
市立病院：空床確保
市立病院に対する関係経費補助
市立病院：プレハブ発熱外来設置
地域外来検査センターの設置
自宅待機者・療養者に対する診療（往診、電話診療、オンライン診療）の電
5年12月31
市民生活・子育て支援等
生活支援相談への対応
★国民健康保険の減免に関する周知
★国民健康保険及び後期高齢者医療保険の減免に関する周知
一斉休校分の給食費減免
給食費無償化
水道基本料金減免
事業者支援
生駒市中小企業等事業継続支援金
事業活動再開支援金
事業者サポート給付金
新型コロナウイルス感染症対策融資
チャレンジ生駒みらい資金
コロナ対策・事業継続相談支援
時短協力飲食店への支援
さきめしいこま（第２弾）
さきめしいこま（第３弾～第４弾）
さきめしいこま（第1
いこま応援ご
テイクアウト販売支援
市内消費喚起促進事業（いこまめぐり券・とまりいこま）
安全・安心な市内周遊消費喚起促進事業（とまりいこま）
介護事業者に対する応援給付金
マチナカフェスタ（IKOMAマチナカマルシェ）
IKOMA LOCAL BUSINESS HUB
旅行商品等販売促進事業補助金
ソーシャルマイクロアントプレナー事業
休日夜間応急診療所に対する支援
水道基本料金減免
給食関連事業者に対する支援
雇用の確保
会計年度任用職員（一般事務）任用
会計年度任用職員（一般事務）の任用
6年3月31日
教育・スポーツ振興施策
学校や家庭学習ソフトのライセンス購入（購入済み校を除く）
貸し出し用モバイルルーター・ＷＥＢカメラ等、教師用パソコンの整備等
オンライン教育の実施
ＡＩ学習ドリルの導入、バーチャル空間コミュニケーションサービスの活用
動画配信による教育の実施
学習指導員の配置
総合型地域スポーツクラブへの支援
市民活動の再開促進
集団資源回収補助金の増額
5年6月30日
生涯学習施設の利用料減免の継
広報・情報発信
メディアを通した情報発信
市公式サイトにおける「結婚ページ」の開設、トップページのメイン画像の変更（バナー表示）
6年3月31日
市公式サイトにおける関連緊急情報表示枠の開設
市公式サイトにおけるワクチン接種に関する各種情報ページの開設
各種ポスター・チラシの配布・掲示
広報いこまちにおけるワクチン接種関連情報掲
★広報いこまち巻頭啓発ページ掲載
防災行政無線放送★2
★広報いこまち特集ページ掲載
★広報いこまち特集ページ掲載
6年3月号
市内新規感染者発生情報等の発信
専属救急隊の活動状況発信
広報車による広報
生駒市公式ＬＩＮＥによるワクチン接種情報等の情報発信
6年3月31日
市公式サイトにおける外国人向け特設情報ページ（ワクチン情報含む）の開設
生駒駅改札前啓発パネル掲示
市長メッセージの発信
その他
県への要望書提出★23
7★県への要望書提出
23★県への要望書提出
避難所用感染防止資機材の配置
避難所運営マニュアル別冊の作成
理事者の期末手当の減額★
避難所担当職員等研修会
ふるさと納税における新型コロナウイルス感染症対策関連コースの設定・募集
各種寄贈品の受付
いこねくと(I conect)ぎゅっとスマイルプロジェクト
本市公式サイトにおける新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別等防止の特設ページ開設
9★「人権を確かめ合う日」市民集会での啓発
新型コロナウイルス感染症に係る啓発パネル展
新型コロナウイルス感染症に係る啓発パネル展
凡例
青字・青線：政府や県の施策等
赤字・赤線：感染の拡大状況
黒字・黒線：本市の取り組み（ワクチン接種事業については、全体として政府の取り組みであるが、そのうちワクチンの確保・供給等を国が行い、接種自体は各市町村が実施要領を検討・計画・実施していくことから、本市の取り組みに整理した。）
★：1日のみ実施した取り組み
：期間中断続的に実施しているもの
：募集やチケットの販売等（チケットの使用は見合わせ）の期間または販売後の事後処置の期間
端末に矢印がないもの：開始または終了に関する明確な日がない（文書指示等がされていない）もの。